

ISSN 2758-1039

龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第 27 号 2025 年 6 月

Journal of the Research Institute
for International Society and Culture,
Ryukoku University

Vol. 27 2025.6

I 指定研究

研究課題：異文化理解と多文化共生

—仏教・キリスト教・イスラームの実践的対話に向けた
比較宗教学—

**Intercultural Understanding and Multicultural Prosperity:
Comparative Religion toward a Practical Dialog among Buddhism,
Christianity, and Islam**

ルーミーにみる仏教の影響に関する一考察

——イブラヒム・アドハムと仏陀の比較から—— …………… 村山木乃実 5

A Study on the Impact of Buddhism on Rumi:

A Comparison of Ibrahim Adham and the Buddha

II 共同研究

研究課題：COVID-19 パンデミック下におけるテレワークの実証的研究

An Empirical Study of Teleworking in Covid-19 Pandemic

COVID-19 パンデミック下におけるテレワークの実証的研究 … 佐藤 彰男 23

An Empirical Study of Teleworking under the COVID-19 Pandemic 古賀 広志

研究課題：南方熊楠英文資料の総合的研究

A Comprehensive Study of the English Texts by Minakata Kumagusu

研究資料

南方熊楠「ロンドン抜書」に筆写された徳川時代初期の

文化交流史・書き込み資料篇 …………… 松居 竜五 37

The Japanese Comments in the Transcriptions of the Historical Documents

of the Early Tokugawa Period in the “London Extracts” of Minakata Kumagusu

南方熊楠の見たイギリスの考古学	
——アンティカリ協会を中心に——	志村 真幸 54
British Archeology Seen by MINAKATA Kumagusu:	
Focusing on the Society of Antiquaries of London	

Ⅲ シンポジウム報告

公共空間の再編と生活空間の行方	
——2025 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム——	村澤真保呂 70
Restructuring of Public Space and the Future	阿部 小涼
of People's Living Space:	セシル・浅沼＝ブリス
Overview of the 2024 Research Institute for International Society	原口 剛
and Culture Symposium, Ryukoku University	清水 耕介
	清家 竜介
	田中 明彦

I 指 定 研 究

【研究課題】

異文化理解と多文化共生
—仏教・キリスト教・イスラームの実践的対話
に向けた比較宗教学—

Intercultural Understanding and Multicultural Prosperity:
Comparative Religion toward a Practical Dialog
among Buddhism, Christianity, and Islam

ルーミーにみる仏教の影響に関する一考察 ——イブラヒーム・アドハムと仏陀の比較から——

村山木乃実*

A Study on the Impact of Buddhism on Rumi: A Comparison of Ibrahim Adham and the Buddha

Konomi MURAYAMA*

The exploration of commonalities between Islamic mysticism and Buddhism has long been a subject of interest within Islamic mystical studies. This paper offers a perspective by examining the influence of Buddhism on the story of Ibrahim Adham, as depicted in the works of Rumi, widely regarded as the greatest mystic poet in Persian literature. By highlighting the cultural richness of Rumi's birthplace, this paper establishes parallels between the tradition of Ibrahim Adham in Rumi's works and the life of the Buddha, particularly in their shared themes of honorable poverty, seclusion, and the symbolic use of the deer motif. Additionally, as a recent interpretation, this paper examines the discourse of Abdolkarim Soroush, a contemporary Iranian thinker who is currently annotating Rumi's works. Soroush has suggested a possible Buddhist influence on the story of Ibrahim Adham in Rumi's writings. Considering Ibrahim Adham's birthplace, along with the broader currents of Islamic mystical studies and Persian literature, this study finds notable similarities between the anecdotes of Ibrahim Adham and elements of Buddhism, particularly the life of the Buddha.

1. はじめに

イスラーム神秘主義と仏教にみる共通性の模索は、宗教学および神秘主義研究の文脈で議論の俎上に載せられてきたテーマである¹⁾。この議論に新たな視座を投げかけることを目的として、本稿では、ペルシア文学史上、神秘主義文学最大の詩人と位置付けられる、ジャラルッディーン・ルーミー (Jalāl al-Dīn Muḥammad al-Balkhī al-Rūmī, 1207-1273) による神秘主義叙事詩集成『精神的マスナヴィー』 (*Maṣnavī-ye ma'navī*) と『7 説話』 (*Majālis Sab'a*) のイブラヒーム・アドハムの物語にみる仏教の影響を検討する²⁾。

本稿ではまず、先行研究上で指摘されてきたルーミーの語りにみるイブラヒーム・アドハムと仏陀の共通性を確認する。次に、イブラヒーム・アドハムの物語についての一つの見解として、現代イラン思想家であり、『精神的マスナヴィー』の注釈も行う、アブドゥルキャリーム・ソルーシュ (Abd al-Karīm Sorūsh, 1945-) の言説を分析する。結論を先取りするならば、これまでの研究、とりわけイランで進められてきた研究では、イブラヒーム・アドハムと仏陀の共通性を、清貧、隠

* 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所特任研究員

遁、鹿の観点から指摘することができる。ソルーシュもまた、ルーミーの作品におけるイブラヒーム・アドハムは、仏教の影響を受けていることを認めている。

ルーミーは1207年、一般に現在のアフガニスタン東部に位置する都市、バルフで生まれたとされる。ただし近年の研究において、ルーミーの出生地はバルフではなく、アムダリア川を挟みより北東に位置する小さな村、ヴァフシュで生まれた可能性が指摘されている〔佐野 2022〕。いずれにせよ、ルーミーはアフガニスタン西北部とトルクメニスタンの一部を含む地域一帯、ホラーサーンの出身であることには変わらない³⁾。

ルーミーの父は、バルフとヴァフシュで説教師として活動していたとされる、バハーオッディーン・ヴァラド (Bahā al-Dīn Valad, 1150-1231) だった。実はこの父親の活動地が、ルーミーの思想にみる仏教を理解する上で重要になる。

現在のタジキスタン共和国の中・南部に位置する地域の名であるヴァフシュは、歴史的にさまざまな宗教と文化が混交してきた。この地は、アケメネス朝ペルシアの支配後はアレクサンダー大王に征服された。紀元前1世紀から紀元後3世紀にかけては、クシャーン朝の支配下に置かれ、それ以来仏教が広がった。仏教はゾロアスター教ともみられる土着信仰と共存していた〔佐野 2022, 169〕。その後イスラームがこの地にも広がっていった。

仏教徒の町として知られていたバルフの町外れ、バフシュにはナウバハール僧院が置かれていた。この僧院長だったバルマクは、ウマイヤ朝末期にイスラームに改宗した〔佐藤 2001, 75〕。なお、バルマクの子供たちはその後イラクに移住し、アッバース朝国家の要職を歴任する〔佐藤 1997, 149; 2001, 75-76〕。佐藤〔2001〕は、このようにバルフが仏教と深い関わりを持っていたことは、後述する聖者、イブラヒーム・アドハムの改心の物語が、仏陀の出家に重ねられるようになった理由であると指摘している〔佐藤 2001, 76〕。

ルーミーの家系が、広くはトハリスタンという、現在のアフガニスタン北部からタジキスタンにかけての出身であり、その地域はバフシュを含め、古来の土着信仰や仏教も含む文化的複層構造を有する〔佐野 2022, 171〕。それを考慮すれば、バハーオッディーン・ヴァラドとルーミーの思想が多文化的な要素を含む可能性は否定できない。

最終的にルーミー家は、アナトリアのコンヤに定住した〔Ernst 1997, 166〕。なお、ルーミーという名前は、ローマを指すアラビア語ルームに由来する。ルーミーが住んでいた当時、コンヤはルーム・セルジューク朝の都であった。しかし、コンヤは、かつてはビザンチン帝国に属していたために、この地の出身者はルームの人というルーミーと呼ばれていた〔Williams 2020, xvii〕⁴⁾。

バハーオッディーン・ヴァラドは1231年にコンヤで没した。父親の死後、ルーミーはイスラーム神学とハナフィー学派のイスラーム法学を修め、父の後継として説教を始めた。しかし、コンヤでシャムセ・タブリーズイー (Shams-i Tabrīzī, 1185-1248) という神秘家に出会ったことで、彼の人生は大きく変化した。シャムセ・タブリーズイーに出会うや否や、ルーミーは築き上げてきた名声を全て捨て去り、彼から片時も離れずに教えを乞うた。このようなルーミーの態度に信徒たちは反発をしたが、ルーミーは一心不乱にサマーウという音楽や踊りを通じて神との合一を目指す修行に熱中した〔藤井 2002, 1058〕。しかし、ルーミーの熱意を余所に、シャムセ・タブリーズイーはルーミーの前から忽然と姿を消した。

ルーミーの代表作『精神的マスナヴィー』の試作は、シャムセ・タブリーズイーの失踪後、愛弟

子フサームッディーン (Husām al-Dīn Chalabī, ?-1284) の懇願により始まった。この長編叙事詩は、ルーミーのペルシア語の語りを、フサームッディーンが書き取ったものである [松本 2013, 62]。アラビア語のクルアーンや預言者ムハンマドの言行録、ハディースをもととするペルシア語の作品『精神的マスナヴィー』は、文学作品として傑作であるという評価にとどまらない。およそ2万5千行にも及ぶこの叙事詩は、根源から遠く切り離された悲しみと再びそこに立ち返ろうと恋焦がれる精神を謳いあげている⁵⁾。

2. イブラヒーム・アドハムの伝承

2.1 イブラヒーム・アドハムについて

ルーミーは、弟子たちに向かって語るとき、さまざまな比喻や寓話、逸話を用いて教えを説いた。例として、『精神的マスナヴィー』第1巻には、ライオンとウサギの物語が収められている。これはライオンを恐れた獲物であるウサギたちが、ライオン退治のために策を巡らす話であるが、この物語の解釈によれば、ライオンを努力・自由意志の代弁者、獲物たちをタワックルの代弁者として対置されている [佐野 2023, 77]。ルーミーが引用する物語のなかでも、イブラヒーム・アドハムの物語は、仏教との関連で議論されてきた。

イブラヒーム・アドハムの名は、正しく表記すればアブー・イスハーク、イブラーヒーム・ブン・アドハム・ブン・マンスール・アルイジュリー・アルバルヒーである [佐藤 2001, 73]。名前の全体は、「イジュル家の人、バルフ出身者イブラーヒームは、マンスールの息子アドハムの息子であり、イスハークの父」 [佐藤 2001, 73] である。

イブラヒーム・アドハムの物語は、『精神的マスナヴィー』のみならず、さまざまな歴史書や神秘主義者列伝などに横断して記されている。佐藤 [2001] はアラビア語の伝承および自身のフィールド調査にもとづき、次の4点を指摘している。第1に、イブラヒームの生年は不明であるが、ウマイヤ朝の末期だと推定される。第2に、イブラヒームの没年は777/8年と考えられる。第3にイブラヒームの死没地については、地中海にのぞむシリア海岸の港町であるラタキアだと信じられるようになった。第4に、バルフを後にしたイブラヒームは、イラクを経てシリアに向かい、敬虔な信仰者と同時にビザンツ帝国との戦いにも赴いた戦士だった [佐藤 2001, 79-80]。佐藤 [2001] によれば、これらの伝承を抽出した、実像に最も近いイブラヒーム像とは「故郷のバルフを出奔してから、イラク、シリアなどを遍歴しながら、ビザンツ帝国との国境地帯で異教徒との戦いに参加した普通人」 [佐藤 2001, 80] であるという。

イブラーヒームをめぐる伝説のなかでも、イブラーヒームの改心とそれに続く放浪の物語は、信者たちに大きな感動を与えた。アラビア語で書かれたイブラーヒームの改心の物語は、10世紀の後半に誕生し、11世紀には完成の域に達したとされる [佐藤 2001, 87-99]。

ペルシア文学の文脈でいえば、ルーミーに先行する神秘主義詩人、アッタール (‘Aṭṭār-i Nishābūrī, Farīd al-Dīn Muḥammad, 1121年没) が著作『神秘主義者列伝』(Tazkirat al-awliya') でイブラヒーム・アドハムの物語を記している⁶⁾。ペルシア神秘主義文学の潮流では、アッタールの流れを受け継ぎ登場したのがルーミーだとされている。

佐藤が描き出したイブラヒーム像が、あくまで普通人であったのにたいし、後述するように、アッタールとルーミーが描くイブラヒーム・アドハムは一人の聖者である。聖者は、アラビア語でワ

リーといい、クルアーンでもワリーは「後見」[Q2: 107]⁷⁾や「神の友」[Q10: 62] などさまざまな意味に用いられている。イスラーム神秘主義における聖者とは、ムスリムのなかの選良であるスーフィーのなかで、神との合一体験まで到達した、真の選良を指す [東長 2013, 177]。

2.2 イブラヒーム・アドハムの改心

『精神的マスナヴィー』の第4巻では、イブラヒーム・アドハムが王国を離れ、聖者になった物語が語られている。ルーミーは聴衆に向けて語りかける形で、次のようにイブラヒーム・アドハムの逸話を語る。

国を捨てなさい、アドハムのように早く 彼のように永遠の王国を得るために
その王は夜、寝台で寝ていた 護衛たちは屋根の上で見張りをしていた
護衛にたいする王の意図は 盗人や悪者からの警護ではなかった
彼は知っていた、公正である者は 危険から自由であり、安心は心にあると⁸⁾

『精神的マスナヴィー』の注釈によれば、第4巻に収められている逸話はアッターールのものにもとづいている [Zamānī 2016-17, 233]。該当するアッターールによる物語は以下の通りである。

王であった時代の彼のことは次のように語られる。

彼はバルフの王であった。王である彼によって、世界はそのまま彼の命令のもとにあった。彼の目の前には40もの黄金の盾が並び、背後には40の黄金の矛が列をなしていた。ある晩、彼が寝床にいますと、真夜中だというのに天井が揺れ動いた。誰かが屋根の上にいるようだった。「誰だ」と言うと、その者は、「知り合いの者です。駱駝を見失ってしまいましたので」と答えた。「何という無知な者だ。駱駝を屋根の上に探すとは。屋根の上に駱駝がどうしていようか」とイブラヒームが問うと、その者はこう答えた。

「迂闊なお方よ。あなたは黄金の玉座の上と繻子の豪華な服の中に神を求めておられます。屋根の上に駱駝を探すことがどうして不思議なことでしょうか」

この言葉によってイブラヒームの心中に恐れが生まれ、胸の中で燃え盛る思いがした。彼はものの想いに沈み、なすすべもなく、ただ悲嘆にくれるばかりであった⁹⁾。

アッターールによる物語と比較すると、ルーミーの物語には王であるイブラヒーム・アドハムの公正さが加えられている。ルーミーの物語からは、イブラヒーム・アドハムは王の時から公正な人間だったことが伺える。

ルーミーの物語によれば、王であったイブラヒーム・アドハムは、ある夜寝ていると屋根の上から物音がしているのに気が付く。イブラヒーム・アドハムが窓を開けてみると、屋根の上にいる霊(parī)と目が合った。なお『精神的マスナヴィー』の物語では、屋根の上にいる者が霊であると述べられているが、アッターールによる物語では、それが誰か明かされていない。

その名高い人物(イブラヒーム・アドハム)は寝台の上で聞いた

ある夜に屋根からトントンと叩く音と騒がしい音（聞いた）
屋根の上で大きな足音（が聞こえた）

（イブラヒーム・アドハムは）言った「そのような勇気があるのは誰か？」
宮殿の窓から叫んだ「誰だ？」 それは人間ではない、霊のようである
不可思議なものたちは見下ろしていた

（そして彼らは言った）「私たちは夜に探し物をしているのです」
「さて何を探しているのか？」彼らは言った「駱駝たちです」

（イブラヒーム・アドハムは）言った「屋根の上で、誰の駱駝を探しているのか？」
そして彼らは彼に言った「玉座の上のあなたは どのように神の謁見を求めるのか？」
そこから彼を見た者は誰もいなかった

（イブラヒーム・アドハムは）霊のように人間たちからは見えなくなった¹⁰⁾

イブラヒーム・アドハムは霊にそこで何をしているのかと尋ねると、霊たちは駱駝を探していると答えた。イブラヒーム・アドハムは屋根の上に向かって、誰の駱駝も見つからないのではないかとと言うと、霊たちはイブラヒーム・アドハムに、玉座にしながら神と出会うことができるのかと問う¹¹⁾。この問いには、アッタールの物語と同様に、屋根の上で駱駝を探すといった滑稽なことを、当時のイブラヒーム・アドハムもしているのではないかという意味が込められていると考えられる。言い換えるならば、イブラヒーム・アドハムは、豪華な生活を送り玉座に座しながら、神の御許に到達することなどできないと霊に問われている。

その意味とは、彼は民衆のなかに隠れていた 民衆はいつ髭と弊衣以外を見るのか？
自身と民衆の目から遠ざかったため 霊鳥のように世界で有名になった¹²⁾

ルーミーの語りによれば、イブラヒーム・アドハムは清貧な姿になり民衆に紛れていた。この点について、注釈によれば「民衆は外見だけを見て、内面を発見することはできない」[Zamānī 2016-17, 264] という。すなわち、人々から見えなくなったのは、イブラヒーム・アドハムの精神である。

イブラヒーム・アドハムのような聖者を含め、イスラーム神秘主義者に課される条件とは、神と合一するために現世における我欲の汚れを拭き去ること、すなわち修養を通じて得られる内面の浄化である。内面が浄化される過程で、修養する神秘主義者は、自らが求める神を直覚する。このような修行を経て変容する修行者の精神状態、つまり内面の変化は外見では分からない。したがって、イブラヒーム・アドハムが姿を消したというのは、彼が俗世の地位を捨て、彼自身の内面の真実と精神的な地位の高貴さによって人々の目から見えなくなったと解釈ができる [Zamānī 2017-18, 263]。

このルーミーの語りの部分で登場する霊鳥は、ペルシア神秘主義文学でも登場する。アッタールの代表作の一つに『鳥の言葉』(Manṭiq al-Ṭayr)がある。『鳥の言葉』は、国に秩序をもたらすために、カーフ山に住む霊鳥スィーモルグを王として迎えるべく、鳥たちが群れを成してヤツガシラを導師として苦難に満ちた長い旅に出る、という物語である。苦しい旅を乗り越えたのはわずか

30羽の鳥であったが、その鳥たちは最終的に自分たちこそがスィーモルグであることを知る。実は30羽の鳥をペルシア語にするとスィー・モルグ (sī morgh) であり、その響きは霊鳥の名スィーモルグ (sīmorgh) と同じである。要するに、30羽の鳥はスィーモルグであり、彼らは自らの内にスィーモルグを発見したのである。この詩集の名称は、クルアーンの「そして、スライマーンはダーウードの後を継いで、言った。『人々よ、われらには鳥の言葉が教えられ、あらゆるものが授けられた。まことにこれこそ明白な御恵みである』」[Q27: 16] に由来する [黒柳 2012, 303]。ルーミーがイブラヒーム・アドハムの物語で霊鳥を引用するところにも、アッターールの影響が伺えるのではないかな。

このようにルーミーの語りでは、イブラヒーム・アドハムはかつて王であり、すべてを欲しいままにしていたにもかかわらず、全てを捨てた。まさにこのイブラヒーム・アドハムの改心の物語が、仏教の開祖、仏陀の出家物語と共通していると、これまでの研究で指摘されてきた。先行研究では、仏陀とイブラヒーム・アドハムの生涯の相違点に言及しつつ、両者の生涯の類似する点の一つに世俗的な煩雑さから解放され、清貧な人間になったことが挙げられている [Abū al-Basharī et. al, 2011, 39-40]。

ただし、仏陀の出家とイブラヒーム・アドハムの改心について、両者の出家あるいは改心の動機が異なるように、相違点があることは否めない。両者の類似性のみを根拠として仏陀の出家の物語の影響をイブラヒーム・アドハムの改心の物語に見出す危険性も、すでに指摘されている¹³⁾。

2.3 聖者になったイブラヒーム・アドハム

『精神的マスナヴィー』の第2巻では、王ではなく全てを捨てて聖者になったイブラヒーム・アドハムのエピソードが語られている。そこではイブラヒーム・アドハムの清貧さについて語られている。

イブラヒーム・アドハムのある話によれば 彼はとある道から（やってきて）岸辺に座った
岸辺で自らの弊衣を縫っていると 一人の司令官が突如としてそこに現れた
その司令官は（かつて）導師の従者だった 導師だと分かるとすぐにお辞儀をした
導師と彼の弊衣に驚いた 彼の見た目と性格はすっかり変わっていた
彼（イブラヒーム・アドハム）は華麗な王国を手放した
そのくだらないみすばらしさを選んだ
（イブラヒーム・アドハムは）7つの地域の王国を台無しにしている
彼は物乞いのように弊衣を針で縫っている
導師（イブラヒーム・アドハム）は彼の考えに気がついた
導師は獅子のよう、（人々の）ころはその茂みのようである¹⁴⁾

導師は針を海に投げた 大声で針がほしいと叫んだ
数多の神意の魚たちが（現れた） 各々の魚の口には黄金の針（があった）
彼らは神 (ḥaqq) の海から頭を出し 導師よ、神の針をとりなさいと言った
彼（イブラヒーム・アドハム）は彼（司令官）に向かってこう言った「司令官よ

こころの王と、そのような卑しい王とどちらがよいか？」¹⁵⁾

このルーミーによるイブラヒーム・アドハムの逸話も、アッタールの『神秘主義者列伝』でのものにもとづいている [Zamānī 2018-19, 788]。該当する逸話は次の通りである。

伝えられるところでは、ある日、イブラヒームはチグリス河のほとりに腰かけ、つぎはぎだらけの自分のぼろ着を縫っていたという。そこに、ある者がやってきて「バルフの国を捨てることで何を得たのか」と尋ねた。と、針がチグリス河に落ちてしまった。イブラヒームは魚たちに合図した。

「私の針を取り戻しておくれ」

千匹の魚が頭を自らもたげると、その各々が黄金の針を口にくわえていた。イブラヒームは言った。

「ほしいのは私の針だ」

いかにもか弱そうな小魚が、イブラヒームの針を口にくわえて持ってきた。イブラヒームは言った。

「こんな技などは、私がバルフの王国の代わりに得たものの中でいえば、実にとるに足らぬものに過ぎぬ。こう言えば、この他のことも察知できるであろう」¹⁶⁾

ルーミーは、イブラヒーム・アドハムがある日、とある道からやってきては岸辺に腰掛け、弊衣を針で縫い始めたと語る。道から出てくるという表現は、家がなく放浪する姿をイメージさせる。また、イブラヒーム・アドハムの身なりはずいぶんとみすばらしかったのだろう。弊衣を縫うという表現は、つぎはぎだらけの弊衣を縫い合わせていることを意味すると考えられる。このような世を捨て家を持たないイブラヒーム・アドハムの状態も、仏陀に類似すると指摘されている [Abū al-Basharī et. al, 2011, 41]。

イブラヒーム・アドハムが岸辺に座っていると、ある司令官が現れた。その司令官はかつてイブラヒーム・アドハムに仕えていた人間だったために、イブラヒーム・アドハムを見るや否やすぐに敬意を示した。この部分から、イブラヒーム・アドハムはかつて従者をかかえるほどの地位に就いていたことが伺える。

ルーミーの語りによれば、その司令官はイブラヒーム・アドハムの変わり果てた姿に驚いた。かつてその司令官が仕えていた王は、いまや彼の目の前で穴だらけの弊衣を縫っている。その司令官は、イブラヒーム・アドハムによって大国が台無しになってしまったと考えた。

引用した詩では、7つの地域の王国という表現が登場する。ペルシア文化では、7は聖数の一つであり、イスラーム以前から世界を7つに分ける世界観があった。例として、ニザーミー (Nizāmī Ganjavī; Jamāl al-Dīn Abū Muḥammad Ilyās ibn Yūsuf, 1141?-1209?) の『七王妃物語』 (*Haft Peykar*) では、世界がペルシアを中心として、インド、アラブ・エチオピア、エジプト・シリア、ペルシア、スラブ・古代ローマ、トルコ・スキタイ、シナ・インドシナに分けられている。ルーミーによる7つの地域の王国という表現の背景にも、このような世界観があると推察できる。

ルーミーによれば、イブラヒーム・アドハムは、その司令官が自らの考えを口に出さずとも、彼

の気持ちを理解した。そこでルーミーはイブラヒーム・アドハムを獅子、人々のところをその茂みに例えている。ザマーニー [2018-19] の注釈によれば、茂みとは獅子がひそむ場所であることから、この詩は、聖者たちが人々のところを見抜いていることを意味するという [Zamānī 2018-19, 789]。

君主の考えを理解したイブラヒーム・アドハムは、手に持っていた針を海に投げ入れた。すると、神意の使いである魚が群れをなしてやってきた。魚は皆、その口に金の針をくわえていた。

ここでの海は、ペルシア神秘主義文学、ひいてはイスラーム神秘主義において特異な意味を帯びる。イスラーム神秘主義では、海は全ての根源の象徴として、海とそこに流れ着く水は神と人間の合一の象徴として用いられることがあり、ペルシア神秘主義詩においてもそれらのシンボルはしばしば登場する [Schimmel 1975, 284-285]。

そのような神の象徴としての海で泳ぐのが、魚である。ルーミーのイブラヒーム・アドハムの物語について、シャヒーディー [Shahīdī 2003-04] の注釈によれば、魚や他の生き物たちは皆、神の命令に従うとし、他にも意味の世界と不可視界という海にいる魚や、天使たちと捉える解釈もある [Shahīdī 2003-04, 611]。シャヒーディーによれば、イブラヒーム・アドハムによって、質問者は別の世界へと行き、真実（神）を、外見で判断できるものを除いて、海と神意の魚たちを、その状態のなかで目撃したと述べる [Shahīdī 2003-04, 611]。言い換えるなら、シャヒーディーによれば司令官が見た魚や黄金の針は、現実で起こっていることではなく、君主がイブラヒーム・アドハムの力によって別世界に訪れそこで目の当たりにした¹⁷⁾。

物語の最後は、イブラヒーム・アドハムが司令官に向かってこちらの王か、それとも現世の取るに足らない王のどちらがよいかと迫る。この言葉からも、イブラヒーム・アドハムがいかに現世の欲を捨て去り、神への道に没入しているのかが伺える。

ルーミーによるイブラヒーム・アドハムの物語からわかるように、イブラヒーム・アドハムは世を離れ、独りで生きている。先行研究では、このようなイブラヒーム・アドハムの姿は、イスラーム以外の文化ではなく、彼が生まれ育った環境に求めるべきであると指摘されている。なぜなら、そもそも隠遁はイスラームの教えに反するものだからである [Abū al-Basharī et. al, 2011, 46]。そこで、この隠遁するイブラヒーム・アドハム像の土台となっているのが、彼の生誕地であるバルフで、かつて大きな影響を及ぼしていた仏教文化だと指摘されている [Abū al-Basharī et. al, 2011, 43]。

2.4 イブラヒーム・アドハムの物語にみる鹿

ルーミーは『精神的マスナヴィー』だけでなく、『7説和』においてもイブラヒーム・アドハムの逸話を紹介している。

タイトルが示す通り、『7説和』には、ルーミーの7つの教訓的な説教が収められており、これらは金曜礼拝の後に行われたと推察されている [Lewis 2000, 293]。『7説和』でのルーミーの説教は、アラビア語での言葉から始まり、次にペルシア語での説教が続く。説教はクルアーンやハデイスの注釈になっており、そこではルーミーに先行するペルシア神秘主義詩人の詩も引用されたり、『精神的マスナヴィー』で語られたエピソードの繰り返しもみられたりする [Lewis 2000, 293]。

イブラヒーム・アドハムの逸話が引用されている説話は、「第2の説話」(al-Majlis al-ṣānī)である。アラビア語で書かれた神と預言者ムハンマドの賛美から始まり、説教が中盤にさしかかると、ルーミーはイブラヒーム・アドハムの逸話を語り始める。

おお、すべての場所の中でよそ者である者よ、彼はすべての現金のなかで贖金である。あなたはこの行為を語るのではなく行うことを知らない。この世は持つものではなく過ぎゆくものであることを知らない。イブラヒーム・アドハムについて——彼に神の慈悲がありますように——次のように語られている。(彼が)神の道を識ったとき、彼のこころの目はこの世界の恥で見えるようになった。(彼は)全てを持っていたが、失った。(人々は彼に)こう言った。「イブラヒームよ！ 高熱で体は痩せほそり、別離の辛苦という熱を、苦しみというあなたの存在の目的に変え、宗教という一連の巻き毛で一本の毛になり、バルフの王国で、辛苦の忍耐で、王(の地位)を捨てたとは、一体何が起きたのか？

不運の悪い人のうちの一人が物乞いになっても驚きはしない

あなたの悲しみの剣が何百もの王の首の一つを刎ねた(としたら驚く)

ある日アドハムの息子(イブラヒーム・アドハム)は鹿を追いかけて

そよ風のようにシャブディーズという馬で駆けた

彼(鹿)は彼(イブラヒーム・アドハム)にシロップを与えた、その香りで快樂(に至った)

陶醉し馬から落ちた

皆は驚きこう言った 「惨めなアドハムの息子は、王冠も帯も投げ捨てた」¹⁸⁾

ルーミーは『7説和』において、イブラヒーム・アドハムをかつてはバルフの支配者だった人間だと述べる。続く詩では、現世で全ての富をもっている人間が、それらを捨て神の道に没入したことが、いかに人々に驚きを与えたのかが語られている。『7説話』でのイブラヒーム・アドハムの物語は、ルーミーによる語りで幕を閉じる。

イブラヒーム・アドハムは——彼に神の慈悲がありますように——こう言う。「牢獄を見た、しかし私にはそれに耐える力はない。公正な裁判官を見たが、私に立証しない。私はある声を聞いた。『もしも永遠の王国を求めるのであれば、始めよ。もしも諸たましい(神)との合一を求めるなら、いのちを捨てよ。もしも慈悲深さを求めるなら、愛せよ。もしも恵みを求めるなら崇拜せよ。スライマーン(ソロモン)がシバの女王の手紙をあなたに渡すために、ヤツガシラになれ。ヤアクーブ(ヤコブ)がユーソフ(ヨセフ)と結ばれる知らせをあなたに尋ねるために風になれ。雷鳥のように彩り豊かであってはならない。』」¹⁹⁾

ルーミーの語りによれば、イブラヒーム・アドハムは世を捨て神の道に邁進せよというメッセージを聞いたという。イブラヒーム・アドハムが聞いた話では、神秘主義の道を歩むことの喩えをいくつ挙げています。そのうちのスライマーンとヤアクーブの喩えは、クルアーンにもとづいている。

最後は雷鳥が例に挙げられている。イスラーム神秘主義では、求道者は色を持たず、神の色に染まること、つまりファナーの境地に至ることが求められる。この境地と対極にあるのが、様々な色

を持つ状態である。ルーミーはその状態を色鮮やかな雷鳥に喩えている。

『7 説話』に収められているイブラヒーム・アドハムのエピソードもまた、アッタルによる物語から着想を得ているといえる。アッタルによれば、イブラヒーム・アドハムはある男に言われるがまま、馬に乗り、砂漠に向かうと、そこで「目覚めよ」という声を聞く。すると一頭の鹿が現れ、イブラヒーム・アドハムは鹿に近づくと、その鹿は次のように話した。

「あなたを捕えるために私は送られてきたのです。あなたが私を狩るために来たのではないのです。あなたには、私を捕えることはできません。この哀れなる者を矢で射ち殺し獲物とするようなことのために、あなたは造られたのですか。他にすべきことはないのでしょうか」²⁰⁾

アッタルによる物語では、この鹿の声を聞いた後に、イブラヒームのころは開眼し、彼は改心した²¹⁾。

『7 説話』でのイブラヒーム・アドハムの物語の物語に関しては、ここで登場する鹿と、仏陀の前世の物語『ジャータカ』における鹿との共通点が指摘されている。

『ジャータカ』では、菩薩は鹿の姿で登場する。このような『ジャータカ』における鹿と、イブラヒーム・アドハムでの鹿のそれは、それぞれの物語で重要な役割を果たす動物である点で類似する [Abū al-Basharī et. al, 2011]。ルーミーの物語でもあるように、イブラヒーム・アドハムは鹿を追いかけて、そこで鹿から渡されたシロップによって神の陶醉の境地に至り改心した²²⁾。

なお、『ジャータカ』とペルシア文学の比較研究は、鹿に着目しているものだけに限らない。『ジャータカ』に収録されている牛の物語は、フェルドゥスィーの『王書』、タバリースターンの方方で書かれた後にサアド・ウッディーン・ヴァラヴィーニー (Sa'd al-Dīn Varāvīnī) によって13世紀にペルシア語に翻訳された『マルズバーンの書』(Marzbān-nāma)、ザヒールッディーン・ファールヤービー (Zahīr al-Dīn Abū al-Fazl Tāher, ?-1201) の詩集、さらには『精神的マナヴィー』などにみられることが指摘されてきた [Sabūt 1996, 2015; Vaziri 2012, 54-66]。このようなイランでの研究潮流にもとづき、先行研究では、イブラヒーム・アドハムの物語に登場する鹿と、『ジャータカ』での鹿が比較され、両者の類似性を見出すに至ったと考えられる。

3. ソルーシュによるイブラヒーム・アドハムについての見解

筆者は2024年2月21日、アメリカ合衆国のロス・ガトス図書館にて、イランの思想家、アブドゥルキャリーム・ソルーシュにインタビューする機会を得た。ソルーシュの著作の多くがインタビューあるいは講演の記録であるため、ソルーシュのインタビューでの発言内容は研究的に価値がある。インタビューでは、仏教とルーミーの関係についてどのようにとらえているかという質問にたいし、以下のような回答があった。

ルーミーはアフガニスタン、バルフ、タジキスタン出身です。ご存知のとおり、そこには仏教徒が多く、タリバン時代に破壊されたバーミヤンの大仏もありました。これらはそこにある仏教徒の遺産の一つです。また、そこにバハールという名で建てられた寺院も、その時代の名残です。イランにもチャーバハールがあります。彼らには仏教寺院だったバハールがありまし

た。アフガニスタンにその思想と思想の種が広がったことは、間違いありません。

しかし、ルーミがこれらの思想と寺院の影響を受けたかどうか、私は確信が持てません。なぜなら、ルーミは12歳のときに父親とともにバルフとアフガニスタンを完全に離れ、ご存知のようにイランを経由しメッカ巡礼に行き、そして現在のトルコとコンヤに戻り、父とともにコンセに定住したからです。結果亡くなるまでそこに留まりました。

ルーミーの周囲の人たちの中に、仏教の傾向を持った人がいたかどうかは知りません。なぜなら、彼は12歳でイランを離れたからです。おおよそ、彼の周囲の人々は皆イラン人であり、ペルシア語を使用していました。そのため、ルーミーはイラン人の社会で暮らし、ペルシア語で詩を詠んでいました。

ソルーシュは、ルーミーの思想にみる仏教の影響については明確な言及を避ける。だが以下のようイブラヒーム・アドハムの物語は、仏陀の影響を受けており、ルーミーは仏教に無関心ではなかった可能性について言及した。

こういったことにもかわらず、ルーミーは、仏教思想に無関心ではなかったのだと思います。その一つが、あなた（筆者）も触れた、イブラヒーム・アドハムです。実際には、おおよそ仏陀を、ムスリムの間で、宮殿と王国を捨て砂漠に行き、隠遁を選び世に背を向け、後に奇蹟を持つ者となり、内面の洞察を発見した王だったとして描いた物語です。これらは実際に仏陀の物語と非常によく似ており、ムスリムの間だけではなく、仏教徒の間でも、彼は若い頃、美女ばかりに囲まれた王子だったと言われています。彼は多くの財産と宮殿を持ち、裕福で、贅沢な暮らしをしていました。あるとき彼が自身の宮殿から出てくると、（ある者は）病のために隅に座り、別の隅には物乞いがあり、死体を運んでいる人たちもいました。彼は周囲の人たちに、それらは何かと尋ねました。そして彼は、世界は宮殿や贅沢だけではなく、多くの苦しみや痛みがそこにあることを理解しました。こうして仏陀はこの世界を知り、宮殿を出て、悟りを開きました（rowshan shod）。

ソルーシュによれば、『精神的マスナヴィー』でのイブラヒーム・アドハムは、神との合一の境地に辿り着く。一方で仏陀については、四門出遊のエピソードにもとづき、彼が悟りを開いたことに言及している。その上で、『精神的マスナヴィー』における光と仏教の悟りの関連性を次のように示唆する²³⁾。

この悟りを開くことは、仏陀自身もこのような意味で悟ったという、enlightenのような何かです。この悟りを開くことは、ルーミの詩でよく使われています。クルアーンに「アッラーは諸天と地の光にあせられる」[Q24: 35]とあるため、仏教の影響を受けたとは言いたくありません。しかし一方で、人間が内側から悟りを開くことは、まさにルーミーが自らの詩で言っているように光による感覚の悟り、つまり、人がすべての感覚を光で明るみにし、悟りを開くのです（enlighten mi-shavad）。彼は、もしも人間の感覚の一つが明らかになったら、残りの感覚もそれに続いて明らかになるといいます。あるところでこう言っています。

群れの中から一匹の羊が小川を飛び越えると 互いに続いてその方向から飛び越える²⁴⁾

まさに一匹が飛び越えると、残りの羊も飛び越え、全員が悟りを開き、人々の存在全体を光と明るさで満たすのです。

ソルーシュは、英語の悟る (enlighten) という動詞は、ペルシア語の明らかになる (rowshan shodan) に相当すると述べる。ソルーシュによれば、ルーミーの詩のなかで、悟りと光は不可分の関係にあるという。その一例として、一匹の羊に続いて次々と羊が川を飛びこえるという詩を引用する。これは『精神的マスナヴィー』第2巻における、イブラヒーム・アドハムの物語に続く章「不可視界を見る光での、神秘家の悟りの始まり」での一節である²⁵⁾。さらにその後のインタビューにおいてソルーシュは、イブラヒーム・アドハムの物語ではなく、ルーミーの詩にみる光と食の関連と、無という概念にみる仏教の影響について、自身の見解を述べた。

4. おわりに

以上本稿では、ルーミーによる聖者イブラヒーム・アドハムの物語にみる仏教の影響を考察した。第1章では、ルーミーの生誕地の文化的多層性について言及した。第2章では、ルーミーの作品におけるイブラヒーム・アドハムの伝承を、先行研究で指摘されている仏教との関連性を踏まえ考察した。そこでは、イブラヒーム・アドハムと仏陀は、清貧さ、隠遁、そして鹿のモチーフという点で共通性が指摘できる可能性を示した。続く第3章では、現在ルーミーの作品の注釈を行うイランの思想家、アブドゥルキャリム・ソルーシュのイブラヒーム・アドハムについての見解を検討した。ソルーシュは、ルーミーの作品におけるイブラヒーム・アドハムの物語に、仏教が影響した可能性を否定しない。また、ルーミーの作品における、悟り、光、無の概念と仏教の関連もソルーシュは示唆した。

イブラヒーム・アドハムの出生地やこれまでのイスラーム神秘主義研究、そしてペルシア神秘主義文学の潮流を考慮すれば、イブラヒーム・アドハムの逸話と仏教、とりわけ仏陀との共通点を発見する可能性がみえてくる。この視点は文化的重層性を探る契機となり、宗教間対話の可能性をひらくための一つの視座をもたらしてくれるだろう。

付記

本研究は、龍谷大学国際社文研指定研究「異文化理解と多文化共生－仏教・キリスト教・イスラームの実践的対話に基づく比較宗教学」および2022年～2025年度日本学術振興会特別研究員奨励費「現代イラン宗教的知識人によるペルシア古典詩を通じたコーラン解釈」(代表 村山木乃実、課題番号22J01585)によって助成された。

注

- 1) 日本では鈴木大拙による研究が嚆矢とされ、それに後続して研究が進められている [佐野 2023]。近年では、イスラーム神秘主義における修行法の最終段階、タワックルと仏教における他力の接点についての研究がある [佐野 2023]。
- 2) 『精神的マスナヴィー』については、本稿ではニコルソン版を使用する。Mawlānā, J. 1920. *The*

Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī, vol.1 and 2, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co., Mawlānā, J. 1930. *The Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī*, vol.4, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co., Mawlānā, J. 1933. *The Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī*, vol.5, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co. (以下 *Maṣnavī*)。『7 説話』については、次の版を使用する。Mawlānā, J. 2003. *Majālis Sab'a*, ed. by Towfīq H. Sobhānī, Tehrān: Sāzmān-e enteshārāt-e Keyhān. (以下 *Majālis*)。抒情詩については、次の版を使用する。Mawlānā, J. 1997-98: *Kollīyāt-e Shams-e Tabrīzī*, ed. by Badī' al-Zamān Forūzānfar, Tehrān: Mo'assese-ye enteshārāt-e Amīr Kabīr. (以下 *Kollīyāt*)。

- 3) ホラーサーン地方は、ウズベク、モンゴル、アフガンといった外敵からの侵攻に悩まされてきた地域であると同時に、肥沃な文化の集合地でもあった。この地から、哲学者イブン・スィナー (Abū 'Alī al-Husayn ibn 'Abd Allāh ibn Sīnā, 980-1037), 民族叙事詩人フェルドゥスィー (Firdawsī Tūsī; Abū al-Qāsim Manṣūr ibn Ḥasan, 934-1025), 天文学者、数学者、詩人ウマル・ハイヤーム ('Umar Khayyām, 1048-1131) といった数々の著名な哲学者や詩人が世に出てきた。
- 4) 先に述べたように、[佐野 2022] によれば、ルーミーの生地はバフシュの可能性はある。しかしルーミーは移住先で自らをバフシュではなくバルフ出身だと名乗った。この理由について、佐野 [2022] は次のように推察している。

ルーミーがバルフ出身を名乗り、聖人伝などでも同様に伝えられるのも、ただ大都市の名を借りた権威付けというより、ヴァフシュも含むトハリスタン一帯の複層文化の象徴として、ルーミー一家の「脱出」直後にモンゴル軍に破壊され滅び去ったかつての中心都市・バルフへの郷愁を込めたことだったのかもしれない。[佐野 2022, 182]

- 5) なお、マスナヴィーとは、ペルシア古典定型詩のうちの一つの詩型である。マスナヴィーでは、全ての対句は半句の脚韻が互いに押韻する。その長さに制限はなく、『精神的マスナヴィー』のように数万句に及ぶこともある。近世ペルシア語がアラブ文字を採用したように、ペルシア古典定型詩もまたアラビア詩形に則ったものがあるが、マスナヴィーはペルシア文学独自の詩形である。ペルシア語という言葉かつマスナヴィーという詩型で詠まれたからこそ、と今もなお『精神的マスナヴィー』は、ペルシア語文化圏では「ペルシア語のクルアーン」と称され、クルアーンに匹敵する思想作品として親しまれ続けているのかもしれない。
- 6) 『神秘主義者列伝』については、本稿ではエステエラーミー版を使用する。Muḥammad ibn Ebrāhīm, 'A. 1967-68. *Taḏkirat al-awliyā'*. ed. by Muḥammad Este'lāmī, Tehrān: Zavvāl. (以下 *Taḏkirat*)。本稿における和訳にあたっては、次の日本語訳を参照した。アッタール、ファリード・ウッディーン・ムハンマド 1998 年『イスラーム神秘主義聖者列伝』藤井守男訳、国書刊行会 (以下アッタール)。
- 7) 本稿におけるクルアーンの和訳にあたっては、原則として、次の文献を参照し、論旨に応じて適宜修正した。中田考監修 2014 年『日亜対訳聖クルアーン』作品社。
- 8) *Maṣnavī*, volume 4, 726-730
- 9) *Taḏkirat*, 86-87; アッタール, 88
- 10) *Maṣnavī*, volume 4, 829-734
- 11) Gholāmhosseynzāde [2007] は、シャムセ・タブリーズィーと、ルーミーの息子、バハーウッディーン・ムハンマド・ヴァラド (Bahā' al-Dīn Muḥammad Valad d. 1312) もこの物語について言及している [Gholāmhosseynzāde 2007, 173-178]。
- 12) *Maṣnavī*, volume 4, 836-838
- 13) 佐藤 [2001] は、イブラヒーム・アドハムの改心の物語に対する仏陀の出家の物語の影響について、I・ゴルツィハー、I・スングオウル、R・A・ニコルソンにおけるイブラヒーム・アドハムの物語と仏陀の出家の物語の関連の議論を整理する。その上で、仏教がイスラーム神秘主義思想に及ぼした影響をあたえたのかという大きなテーマには立ち入らないが、両者の類似性のみを根拠として仏陀の出家の物語を強く

考えることは危険であると述べる。その理由として、第1に、出家あるいは改心の動機や原因が両者で異なる。第2に、初期イスラム時代のバルフに、多くの仏教徒が住んでいたことは事実であるが、イブラヒーム・アドハムが生きていたとされる時代にはすでにバルフの大多数がムスリムだった。一般のムスリムについていえば、仏教徒が偶像崇拝者であることに嫌悪の情を抱き、彼らとの付き合いを避けていた傾向があったとされる [佐藤 2001, 106-107]。

14) *Maṣnavī*, volume 2, 3210-3216

15) *Maṣnavī*, volume 2, 3225-3228

16) *Tazkirat*, 108; アッタール, 119

17) 魚とイブラヒーム・アドハムとの関係について、佐藤 [2001] はイブラヒーム・アドハムが葬られたとされる場所、ジャバラにはスルタン・イブラーヒームという名の高級魚がいることを報告している [佐藤 2001, 30]。スルタン・イブラーヒームはボラの一種であり、横腹に金色の線があるのが特徴である。横腹の金色の線は、黄金の針をイメージさせる。佐藤 [2001] はジャバラの調査を通じて、ジャバラ近辺の魚がスルタン・イブラーヒームを名付けられる背景に、聖者と魚の親しい関係が人々の間に広がっていることを挙げている [佐藤 2001, 31]。

18) *Majālis*, 68

19) *Majālis*, 68

20) *Tazkirat*, 88; アッタール, 91

21) *Tazkirat*, 88-89; アッタール, 91

22) さらにルーミーが影響を受けたと考えられるアッタールの物語では、鹿が非暴力を教えている点にも、仏教との共通性をみることができる。

23) ルーシュはルーミーによるイブラヒーム・アドハムの物語と光の関連について、主著『預言者の経験の拡大』(*Baṣṭ-e tajrobe-ye nabavī*, 1999) に収録されている論考「光の預言者」でも言及している。「光の預言者」では、イブラヒーム・アドハムの内面には光があり、彼はその光によって内面を見ることができたと説明されている。ただしそこでは仏教の関連については言及されていない [Soroush 1999, 231-233]。

24) *Maṣnavī*, volume 2, 3242

25) この該当箇所は本論の趣旨と外れるが、参考までに以下引用する。

ルーミーは、人間の高い地位の例を挙げようとするとき、光について、人間が完全に明るくなる例を挙げます。すっかり明るくなるのです。あるいはルーミーが、目のようになれ、光を食べよと言うところがあります。光を食べることは、彼の考えでは、非常に重要な問題であることにあなたは気づきます。

光を食べよ、目のようになれ 天使たちと一致せよ、ああ善き人間よ (*Maṣnavī*, volume 5, 297)

つまり、光を食べよ、目のようになれ、天使たちのようになれ (という意味です)。別のところでも、次のように言います。

薬と大麦を食べる者は皆犠牲 (*qorbān*) となり

神の光を食べる者はクルアーンになる (*Maṣnavī*, volume 5, 2478)

あなたが一片の光を食べると ナンとタヌールに土を注ぐ (それらに意味はなくなる) [M4, 1959]

私は別の場所で、人が光を食べ、彼の食事が光であるという、この光を食べる者のテーマを見た

ことがありません。あるいは例えば、ルーミーのガザルでは次のように言います。

私は頭を食べない、(それは) 酔わせるものだから 私は足を食べない、(それは) 骨だから

私は焼いた肉を食べない、(それは) 害があるから

私は光を食べる、(それは) たましいの糧だから (*Kollīyāt*, 372)

光を食べることは、ルーミーの詩において確かに興味深いテーマです。彼はそれを食べ物に変えました。彼の食べ物が光になり、彼が光を食べる者になるために、人間は頭からつま先まで目にならなくてはなりません。これらが、彼が仏教の教義から受けた影響の一部であるとは到底思いません。しかしあなたは、仏教がムスリムの間で、仏像を置くために、偶像崇拝と関連付けられる、あるいは、非難されたことをご存知だと思います。偶像 (*bot*) という言葉は、仏陀という言葉から来ていることをご存知だと思います。アラビア語では偶像のことをサナムといいます、ペルシア語では、偶像とは仏陀崇拝を意味しており、彼らは仏教を公然と語ることはできませんでした。しかし、その教えは存在していました。その一つも、少なく食べ、少なく眠り、少なく話すという私たちのスーフィーたちが持つ教えです。これらすべてと隠遁の選択の奨励は、仏教の行いであり、それら一部は、そこから来た可能性があります。私も個人的に、ある講演の中で、ヨガと瞑想をしている間、家の床に横たわっていたことがあると言いました。これらの訓練を行い、横になったあと、突然、正体不明の何かが私の目の前に現れたのを見ました。そのまま上昇し、そこから何かが落ちていき、ついには上昇し、ほとんど無になりました。私はその状態から目が覚め、意識が戻り、これは何だったのだろうと思っていました。同時に、ルーミーの次の言葉を思い出しました。

形は無形から現れた

戻った、われらは彼の御許に帰り行くものだから (*Maṣnavī*, volume 1, 1141)

私はその経験を経て、無形とはどのような意味か、形とは何かが分かりました。その後、形と無形について5回講義をし、それは今『愛のような神』(*Khodā chon 'eshq*) という本に収録されています。これらのスピーチを、その経験をしてから時間を空けずにしたとき、無形が私にとって非常に感じられ、明らかでした。そして私は自分が何を言っているのかを理解していました。この無形の概念とこのようなことは、仏教で言う「無」や「空」に似ていると感じています。ルーミーも同様の経験をしたのではないかと思います。イギリスの哲学者であり、『神秘主義と哲学』という本を書いたウォルター・ステイスがそこでよく語っています。彼は、仏教徒たちに神はいるが、神の理論はない。しかし、諸宗教は神と神の理論の両方があると述べています。科学の歴史では、人類は何世紀にもわたり、酸素を呼吸してきましたが、彼らは酸素が何なのかはわかっていなかったと言います。彼(人類)は酸素についての化学理論を持たず、その名前も知らず認識もしませんでした。ステイスは、すべての仏教徒たちは自身の瞑想や黙想で、実際に神に到達するも、神の理論を持っていないために彼の名を挙げていないと述べています。預言者たちの重要な任務は、神の概念を(人々の)間にもたらすことです。神の概念を語るということは、あなたが経験することを私たちが語るということです。つまり、神です。特に「名のない」そして「形のない」地位にある神です。すなわち、神秘家たちの言葉では、「唯一性」(*aḥadiyat*)の地位にあり、名前や性質よりも上位にあります。要するに、無色の無色、無形の無形である場所にあります。これらはほとんど互いに似ていると言いたいのです。したがって、ルーミーの体験もそれらに似ているか、あるいは、それを借用し仏陀の影響を受けている可能性があります。私はこれらすべてが可能であると考えており、拒否したり変更したりすることはできません。

参考文献

- Abū al-Basharī, P., Yahyā'ī, 'A., Now'ī. 2011. "Ravāyat-hā va 'anāṣor-e dāstān-e zendegī-ye Ibrāhīm Adham va nesbat-e ān bā bāvar-hā va ābāb-e Būdā'ī." *Jostār-hā-ye adabī majalle-ye 'elmī-pazhūhī*, vol.175, 35-49.
- Ernst, C. 1997. *The Shambhala Guide to Sufism*, Boston: Shambhala.
- Gholāmkhoseynzāde, G. 2007. "Taḥlīl-e shakhṣiyat-e dāstānī-ye Ibrāhīm Adham bar asās-e *Maṣnavī*-ye Mowlavī." *Faṣl-nāme pazhūhesh-hā-ye adabī*, vol.16, pp.161-181.
- Lewis, Franklin D. 2000. *Rumi - Past and Present, East and West: The Life, Teachings, and Poetry of Jalal al-Din Rumi*, Oneworld Publications, Oxford and New York.
- Mawlānā, J. 1920. *The Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī*, vol.1 and 2, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co.
- Mawlānā, J. 1930. *The Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī*, vol.4, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co.
- Mawlānā, J. 1933. *The Mathnawī of Jalālu'ddīn Rūmī*, vol.5, ed. by Reynold A. Nicholson, London: Messrs. Luzac and Co.
- Mawlānā, J. 1997-98: *Kollīyāt-e Shams-e Tabrīzī*, ed. by Badī' al-Zamān Forūzānfar, Tehrān: Mo'assese-ye enteshārāt-e Amīr Kabīr.
- Mawlānā, J. 2003. *Majālis Sab'a*, ed. by Towfīq H. Sobḥānī, Tehrān: Sāzmān-e enteshārāt-e Keyhān.
- Muḥammad ibn Ebrāhīm, 'A. 1967-68. *Taḏkirat al-awlīya'*. ed. by Muḥammad Este'lāmī, Tehrān: Zavvāl.
- Ṣabūt, 'A. 1996: "Būdā," *Dānesh-nāme-ye jahān-e eslām*, vol.1, Bonyād-e dāyerat al-Ma'āref
- Schimmel, A. 1975. *Mystical Dimensions of Islam*, The University of North Carolina Press.
- Shahīdī, S. 2003-04. *Sharḥ-e Maṣnavī: Daftar-e dovvom*, Tehrān: Enteshārāt-e 'elmī va farhangī.
- Sorūsh, 'A. 1999. *Baṣṭ-e tajrobe-ye nabavī*. Tehrān: Mo'assese-ye farhangī-ye šerāf.
- Vaziri, M. 2012. *Buddism in Iran: An Antholopological Approach to Traces and Influences*, New York: Palgrave Macmillan.
- Williams, A. 2020. *The Masnavi of Rumi: A New English Translation with Persian Text and Explanatory Notes*, vol.1, London: I. B. Tauris.
- Zamānī, K. 2017-18. *Shaḥ-e jāme'-ye Maṣnavī-ye ma'navī*, vol.4, Enteshārāt-e eṭṭelā'āt.
- Zamānī, K. 2018-19. *Shaḥ-e jāme'-ye Maṣnavī-ye ma'navī*, vol.2, Enteshārāt-e eṭṭelā'āt.
- アッタール 2012 年『鳥の言葉：ペルシア神秘主義比喩物語詩』黒柳恒男訳，東洋文庫。
- アッタール，ファリード・ウッディーン・ムハンマド 1998 年『イスラーム神秘主義聖者列伝』藤井守男訳，国書刊行会。
- 佐藤次高 1997 年『イスラーム世界の興隆』世界の歴史 8，中央公論社。
- 佐藤次高 2001 年『聖者イブラヒーム伝説』角川書店。
- 佐野東生 2022 年「ルーミーの「生地」ヴァフシュをめぐる－父バハーオッディーン・ヴァラドの逸話から－」『イラン研究』18, 168-183。
- 佐野東生 2023 年「ズィクルと念仏の比較考察－タワックルと他力の接点－」『世界仏教文化研究論叢』61, 61-90。
- 東長靖 2013 年『イスラームとスーフィズム：神秘主義・聖者信仰・道徳』名古屋大学出版会。
- 中田考監修 2014 年『日亜対訳聖クルアーン』作品社。
- ニコルソン，R. A 1996 年『イスラムの神秘主義』中村廣治郎訳，平凡社。
- 藤井守男 2002 年「ルーミー」『岩波オリエント辞典』，1058。
- 松本耿郎 2013 年「ルーミーの『靈的マズナヴィー』に見える物語に関する一考察（聖トマス大学創立 50 周年記念号）」『サピエンチア——英知大学論叢』47, 61-73。

Ⅱ 共同研究

【研究課題】

COVID-19 パンデミック下における
テレワークの実証的研究

An Empirical Study of Teleworking in Covid-19 Pandemic

COVID-19 パンデミック下における テレワークの実証的研究

佐藤 彰男* 古賀 広志**

An Empirical Study of Teleworking under the COVID-19 Pandemic

Akio SATO*, Hiroshi KOGA**

This paper attempts to clarify the actual conditions of teleworking after the COVID-19 Pandemic along with the results of an interview research of teleworkers. One of the most significant changes after the pandemic has been the transformation of teleworkers' attitudes toward their workplaces. Before the pandemic, teleworkers tended to consider the communication difficulties caused by work-at-home as a serious problem. After the pandemic, however, most teleworkers came to think the communication difficulties as a minor problem compared to the benefits of reduced commuting. Furthermore, in the workplaces where work-at-home has taken root and most of communication is done via the Internet, some of teleworkers have come to believe that their offices are unnecessary.

はじめに

近年まで、国内におけるテレワークは、ごく限られた人びとが従事する労働形態にすぎなかった。ところが COVID-19 感染拡大対策の一環として、政府が在宅勤務を推奨したことを契機に、在宅勤務型テレワーク従事者は急増し、現在ではむしろ一般的な労働形態として定着しつつある。

COVID-19 によるパンデミック（以下パンデミックと略称）開始以降、テレワークが一定の広がりを持つようになったことを受けて、非常に多くの調査研究が行われるようになり、その結果も数多く公表されている。ただ、それらの大半はパンデミック以前のテレワークがどのような状況に置かれていたかを視野に含んでおらず、パンデミック以降の変化について本格的な分析を展開したものは、ほとんど見当たらない。また、パンデミック後の量的調査の大半はオンライン・アンケートに基づくもので、テレワーカーの労働と生活の深い部分まで踏み込んだ質的調査は、非常に限られている。

筆者らは 20 年以上にわたってテレワーク研究に従事しており、その知見をふまえ、パンデミック後の変化を把握することを目的として、2021 年度から実証研究を継続してきた。本稿はその一環として 2023 年 7 月から 8 月にかけて実施した、インタビュー形式の質的調査の結果に基づく論

* 龍谷大学社会学部教授

** 関西大学総合情報学部教授

考である。

1. パンデミック以前のテレワーク

2020年2月下旬、政府はCOVID-19感染症の拡大対策の一環として、経済3団体と連合にテレワークの推進を要請した（朝日新聞、2020年2月27日付）。

テレワークとは情報通信機器の使用を前提とする事務系業務を、勤務先の職場（メインオフィス）から離れて行う労働形態を指す。テレワークには、労働者の自宅で業務を行う「在宅勤務型」、顧客先や乗り物内等で行われる「モバイルワーク型」、メインオフィス外に設けられたレンタル・オフィス等で行われる「サテライトオフィス勤務型」など、いくつかの様態が含まれる。しかしながら、このときテレワークが推奨された要因は感染拡大の防止であるから、政府や企業が推し進めたテレワークとは、上記のうち在宅勤務型テレワーク（以下、在宅勤務と略称）に限られている。外出自粛の風潮のなかでは当然のことでもあろうが、「モバイルワーク型」や「サテライトオフィス勤務型」のテレワークは、推奨の埒外に置かれたのである。

パンデミック開始以前、国内における在宅勤務従事者は非常に限られていた。総務省の調査によれば、2019年秋の時点で、従業員100人以上の企業のうち20.1%が何らかのテレワーク制度を導入していたが、導入企業数・従事者数ともに、モバイルワーク型と在宅勤務型が拮抗している状態であった（総務省、2020a, pp.13-15）。ただし、テレワーク制度を導入している企業のほとんどにおいても、実際にテレワークを経験した従業員はごく一部であったことが判明している。同調査では、調査時点から遡って1年間に、いずれかの形態の「テレワークをしたことがある」という回答者は6.7%である（総務省、2020b, p.59）。その半数程度はモバイルワーク型と推測されるので、在宅勤務従事者に限れば、年間の経験者は、6.7%の半数程度だったものと考えられる。

さらに在宅勤務経験者であっても、在宅勤務の実施頻度は限られていた。2019年秋に実施された国交省調査によれば、在宅勤務実施者の89.0%は、在宅勤務の頻度が週3日以下であり、過半は月間3日以下であった（国土交通省、2020, 1-2-50）。パンデミック以前は在宅勤務制度を導入している企業のほとんどが、在宅勤務に対して従業員の事前申請を求めており、「最大週2回」といった頻度の上限を定めている場合も少なくなかった（厚生労働省、2017・総務省、2021）。在宅勤務制度をもつ企業等においても、在宅勤務は、一部の従業員によって限られた日数だけ実施される、例外的な働き方にとどまっていたといえるであろう。

なお、週に何日かはオフィスへの出勤し、数日は在宅勤務に従事するという形態のテレワークは「部分在宅勤務型テレワーク」と呼ばれる。これと対照的に、原則として自宅で働き、例外的な場合にのみ出勤する場合は「完全在宅勤務型テレワーク」と呼ばれる。パンデミック以前は在宅勤務そのものが非常に限られた労働形態であり、しかも一般的には実施日数に制限を伴うため、大半は「部分在宅勤務型」であった。「完全在宅勤務型テレワーク」は、例外的な働き方である在宅勤務の、さらに例外ともいえる働き方だったのである。

2. パンデミックによる変化

前述のように、2020年春以降、極めて短期間のうちに在宅勤務型テレワーカーが急増する。図1は、日本生産性本部がパンデミック以降、20歳以上の雇用労働者を対象に継続的に実施している

調査によるものであるが、「テレワークを行っている」という回答者は2020年5月の時点で31.5%に達している（日本生産性本部，2024, p.17）。また同年4月に実施されたパーソル研究所の調査でも、正規雇用労働者の27.9%がテレワークに従事していた（パーソル総合研究所，2020, p.13）。なお、これらの調査における「テレワーク」の大半は「在宅勤務」であるが、そのことは後述するように筆者らの調査研究からも裏付けられている。

同時期に実施された官民の調査でも同様の結果が報告されており、当時は雇用労働者の3割程度が在宅勤務型テレワーカーであったことは疑い得ない。すなわち、わずか数十日のあいだに、国内の在宅勤務従事者は十倍程度に膨れ上がったことになる。

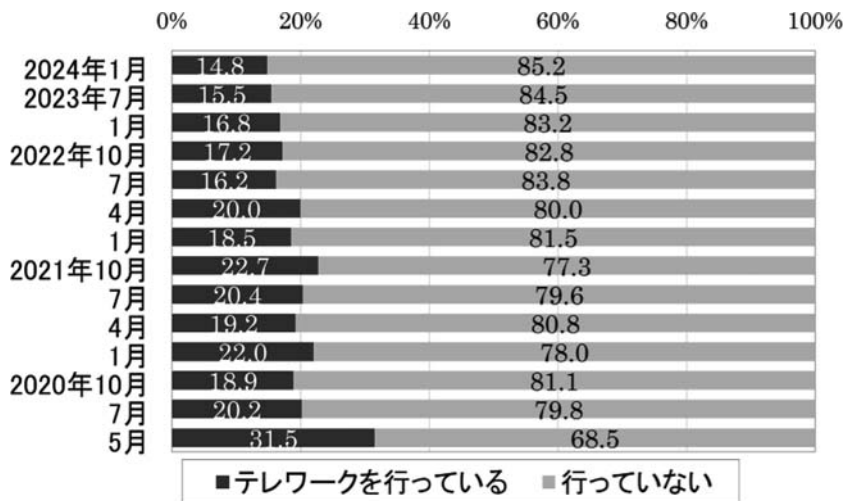


図1 テレワーカー率の変化

テレワークをめぐる状況の激変を把握する目的で、筆者らの共同研究チームは2021年11月に、テレワーカーを対象とする生活時間調査（以下では21年調査と略称）を実施した¹⁾。その調査データおよび他の実証研究の分析から、パンデミック後のテレワークをめぐる最も重要な変化は、テレワーカーの急増・在宅勤務型テレワークの主流化・完全在宅勤務型テレワーカーの増加の3点にあると考えられる（佐藤，2023, pp.23-25）。

テレワーカーの急増については多くの調査によって立証されている。前述のように、20年5月に、テレワーカー率は30%前後まで急増し、COVID-19の感染拡大が一応の収束をみたと考えられる24年1月の時点でも15%内外で推移している。パンデミックを経て、テレワークは、ごく一般的な労働形態に変化したといえるであろう。

パンデミック後の変化の第2点は、在宅勤務の主流化である。21年調査では、答者中のテレワーク実施者について、3類型それぞれの実施時間を集計している。その結果は表1に示したとおりであるが、勤務先の業務（以下、本業と略称）においてテレワークを実施している250名のうち、217名（86.8%）が在宅勤務型テレワークに従事しており、217名の総テレワーク時間（5,142.8時間）中では、在宅勤務従事時間（4,528.3時間）が88.1%を占める²⁾。

対照的に、パンデミック以前は在宅勤務型と拮抗していたモバイルワークの実施者は28.8%、実施時間で11.1%にすぎないし、サテライトオフィス勤務型はさらに下回る。パンデミック開始後

にテレワークが急拡大したのは COVID-19 感染拡大防止のためであるから、在宅勤務型のみが突出して増えたことは、ある意味で当然といえるであろう³⁾。

表 1 テレワークの形態別にみたテレワーク従事時間

テレワークの類型	実施者数（人）	テレワーカー中に占める割合	総時間数	総時間に占める割合	実施者平均時間
テレワーカー全体	250	100.0%	5,142.8	100.0%	20.6
在宅勤務型	217	86.8%	4,528.3	88.1%	20.9
サテライト勤務型	13	5.2%	44.3	0.9%	3.4
モバイルワーク型	72	28.8%	570.3	11.1%	7.9

第 3 の変化は、完全在宅勤務型テレワーカーの増加である。前述のように、パンデミック以前の在宅勤務はほとんどが「部分在宅勤務型」であった。しかしながら、パンデミック後の在宅勤務者は、在宅で就業する頻度も急増する。

表 2 も 21 年調査によるものであるが、調査期間の一週間に在宅勤務型テレワークに従事した回答者 217 名が、それぞれ何日間在宅で働いたのかを集計したものである。表中にみられるように、回答の最頻値は「1 日」（29.5%）であり、週 3 日以下の合計で 61.8% に達する。したがって、パンデミック以前と同様に「部分在宅勤務型」が主流であることに変わりはないが、他方で、週 5 日以上在宅で就業したという回答者の合計は 24.9% を数えている。他の調査結果も同様の傾向を示しており、たとえば 20 年 6 月に日本労働組合総連合会（連合）が実施した調査によれば、同年の 4 月から 6 月初旬までの期間におけるテレワークの頻度について、26.0% が「勤務日は毎日」と回答している（連合、2020, p.3）⁴⁾。

表 2 在宅勤務型テレワーカーの在宅勤務日数

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	合計
64	36	34	29	45	5	4	217
29.5%	16.6%	15.7%	13.4%	20.7%	2.3%	1.8%	100.0%

3. インタビュー調査の概要

前節で示した変化は、パンデミック開始以降に実施されたさまざまな社会調査によって裏付けられている。筆者らによる 21 年調査も含め、それらのほとんどはオンライン・アンケートとして実施され、それに基づいて考察が展開される。周知のように量的調査法は、ある社会事象に関わる人びとの行動や意識の全体的な傾向を把握するには適しているが、それら人びとを取り巻くミクロな状況のもとで行われた行為の主體的な意味に迫ることは難しい。

たとえば 2020 年春以降、ほぼ強制的にテレワークを開始せざるをえなくなった人びとの労働と生活はどのように変化したであろうか。あるいは、それまで月間で数日程度であった在宅勤務が、完全在宅勤務型に切り替わった人びとは、どのようにして対応していったのであろうか。そのような疑問を明らかにするためには、量的調査にくわえて質的調査を行う必要がある。

上記の理由で、筆者らは 21 年調査の回答者の一部を対象に、23 年 6 月 23 日から 8 月 13 日にかけてインタビューによる調査を実施した。調査の内容は、パンデミック以前から調査時点までの労働と生活の変化に関わるものを中心とした。

21 年調査において、本業でテレワークを実施していた回答者は 217 名であるが、予算等の制約もあり、うち 33 名を調査対象とした。回答者の選定にあたっては、パンデミック以降は在宅勤務型が主流となっていることから、在宅勤務の実施状況を主な基準とした。具体的には 21 年調査の時点で週 5 日の在宅勤務を実施していた「完全在宅勤務者」13 名、週 1 日から 4 日まで在宅勤務に従事していた「部分在宅勤務者」14 名、21 年調査の時点では在宅勤務に従事していたが調査時点では従事していない回答者 3 名を選出した⁵⁾。また、パンデミック以降は少数派に転じたモバイルワークのみの実施者 3 名をこれに加えた。表 3 に回答者の属性等の概要を示す。

表 3 インタビュー回答者の属性等

回答者番号	性自認	年齢	勤務先の業種	職種	雇用状況	在宅勤務(2023 年)	在宅勤務(2021 年)	在宅勤務(2020 年・パンデミック開始後)	初めて在宅勤務をした時期	完全在宅勤務者	モバイルワーカー	フリーアドレス化
151	女	43	福祉サービス	施設の調査	正規雇用	終日 2 日	終日 2 日	終日 4 日	2020 年春	×	○	×
268	女	48	印刷会社	グラフィックデザイナー	派遣	終日 5 日	終日 4 日	終日 5 日	2020 年 4 月	○	×	×
407	女	34	IT 関連	管理職	正規雇用	終日 5 日	終日 4 日	終日 5 日	2020 年 3 月	○	×	×
408	女	37-38	ソフト開発	技術職	正規雇用	終日 5 日	終日 4 日	終日 5 日	2020 年 6 月	○	×	×
503	男	56	中古車輸出	管理職	正規雇用	なし	終日 2 日	終日 1～2 日	2020 年夏	×	○	×
637	男	50	製薬	管理職	正規雇用	終日 1 日	終日 5 日	不定期	2020 年 1 月	×	×	×
773	女	52	卸し売り	技術職	正規雇用	終日 2 日	終日 3 日	終日 2～3 日	2020 年 4 月	×	×	×
847	男	48	食品加工	管理職	正規雇用	終日 3 日・半日 1 日	終日 4 日	終日 1 日	2018 年 1 月	×	○	○
857	男	27	情報収集加工	技術職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年 4 月	○	×	○
873	女	54	地方自治体	事務職	育児休業等代替職員	なし	なし	終日 3～4 日	2020 年春	×	×	×
1113	男	30	通信機器設備	技術職	正規雇用	なし	終日 3 日	終日 2 日	2020 年 4 月	×	○	○
1125	女	55-56	製造	技術職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年 3 月	○	×	○
1286	男	48	ソフト開発	研究開発職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年 4 月	○	×	○
1302	女	51-52	印刷	DTPオペレーター	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2002 年	○	×	×
1342	男	47-48	大学	管理職	正規雇用	終日 1 日	終日 1 日	終日 2～3 日	2020 年 3 月	×	×	×
1367	女	58	大学	教授	正規雇用	終日 4 日	終日 7 日	終日 5 日	不詳	×	×	×
1385	男	49	介護施設	ケアマネジャー	正規雇用	なし	なし	なし	—	×	○	×
1510	男	40-41	製造	技術職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年春	○	×	×

1738	男	30	製造	技術職	正規雇用	終日 3 日	終日 1 日	不詳	2020 年秋	×	×	×
2036	男	53	業務委託請負	管理職	正規雇用	部分 4 日	なし	なし	2023 年 6 月	×	○	×
2073	女	31	労務管理代行	事務職	正規雇用	終日 5 日	部分 1 日	不詳	2020 年冬	○	×	○
2186	男	50	生命保険	管理職	正規雇用	終日 4 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年夏	×	×	○
2228	男	49	ソフト開発	技術職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 2～3 日	2020 年夏	○	×	○
2286	男	35	地方自治体	技術職	正規雇用	終日 3 日・部分 1 日	終日 3 日	不詳	2020 年 4 月	×	×	×
2328	男	49	システム開発	執行役員	正規雇用	終日 1 日	終日 1 日・部分 2 日	終日 3～4 日	2020 年初春	×	×	○
2399	男	38	酒造	管理職	正規雇用	半日 1 日	終日 2 日	終日 1～2 日	2020 年頃	×	×	○
2550	男	51	製造	管理職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年 4 月	○	×	○
2635	男	52	システム開発	管理職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2019 年春	○	×	○
2973	男	56	システム開発	管理職	正規雇用	終日 5 日	終日 5 日	終日 5 日	2020 年頃	○	×	○
3175	女	52	保険	営業職	正規雇用	なし	なし	なし	－	×	○	×
3406	女	43	訪問看護	看護師	正規雇用	部分 6 日	部分 6 日	部分 6 日	2020 年春	×	○	×
4228	男	60	地方自治体	管理職	正規雇用	部分 4 日	終日 1 日・部分 2 日	不詳	2010 年代末	×	×	○
5068	女	37	保険	営業職	正規雇用	なし	なし	なし	－	×	○	×

調査は半構造化インタビューの方式をとり、オンライン会議ソフトを利用した遠隔インタビューとして実施した。基本的には回答者 1 名にインタビュアー 1 名が質問を行うという形式をとったが、共同研究者のうち数名が陪席し、最後に補足的な質疑が行われることも少なくなかった。インタビューの時間は、おおむね各 90 分前後である。

4. パンデミック直後の混乱から在宅勤務の定着へ

表 3 中の「初めて在宅勤務をした時期」が示すように、回答者のうち数名はパンデミック以前から在宅勤務に従事していた (847・637・1302・2635・4228)⁶⁾。それらの在宅勤務経験者たちが、大企業やそのグループ会社、自治体等に勤務している場合は、いわゆる「働き方改革」の影響が大きい。具体的な証言としては「働き方改革ということで、テレワークが推奨された」(4228)や「働き方改革の影響で」在宅勤務制度ができた (2635) という回答が代表的である。また、働き方改革の一環として「管理職は週 1 日ぐらいは在宅勤務しなければならなかった」(4228) などの回答からは、在宅勤務の試行にあたって、まず管理職の率先が求められたという事情を知ることができる。

パンデミック以前の在宅勤務については、ほとんどの回答者が実施頻度の低さについて言及している。在宅勤務制度が導入されても、利用するのは「月間 1～2 回」(2635) や、せいぜい「月 1 日あるかどうか」(2399) といった回答が目だつ。また「在宅勤務の上限は週に 1～2 回」(2399) のように制度上の制約がともなっていたことも指摘されている。パンデミック以前の在宅勤務の特徴のひとつである実施頻度の低さは、上記の回答者たちにも共通していたのである。

しかしながら、回答者全体でみて最も多いケースは、パンデミック開始期 (2020 年春) もしく

はその直後、勤務先に在宅勤務制度が導入され、そのときはじめて在宅勤務を行ったという回答者たちである。当該の時期に在宅勤務者が急増したことにはすでにふれたが、そのことは回答者たちの経験にも明確に反映されている。

回答者たちの証言のうち最も意外であったことのひとつは、それまで「毎日出社していた」(857, 2550)という回答者たちが、突然「完全在宅勤務型」になったケースが少なくないことである。しかも、それら急造された在宅勤務者たちの多くが、その後3年を経過した調査時点でも、依然として完全在宅勤務を継続している(1125, 1286, 1510)のである。

ほとんど準備期間なしで在宅勤務をはじめた回答者たちの多くは、在宅勤務開始期に起きた様々な混乱に言及している。それらの大半は、リモート会議に際しての回線容量不足等の技術的な問題に関するものである。パンデミック以前から在宅勤務制度が導入されていたIT系企業ですら、当時は「回線の混雑からトラブルが起きることがよくあった」(2635)という。当該の職場では、それまで少数派であった在宅勤務者が、ごく短期間のうちに多数派となったため、情報系インフラが追いつかなくなったのである。ただし、ハードウェアやソフトウェアの障害は時間とともに解消される傾向にあり、調査時点では「その後、解決した問題」とみなされている。

過去の調査研究が示すように、在宅勤務型テレワークの最大のメリットは、通勤の縮減による身体および／あるいは精神の負担軽減と可処分時間の増加であった。この点については、パンデミック後もほぼ変化はないが、完全在宅勤務型と部分在宅勤務型では、負担軽減や可処分時間の増加の程度は大きく異なるはずである。しかし、週1〜2日といった頻度で在宅勤務を実施している回答者たちですら、「疲労度がちがう」(637)、「通勤がない分、身体の負担も楽である」(2328)と感じている。夫婦とも低頻度の在宅勤務者という回答者の場合でも「片方が帰宅したときに、掃除が終わりや食事の準備が整っているだけで、かなり負担感がちがう」し、また「自身が在宅の日は、子どもを迎えに行けるので、妻は残業が可能になる」(1342)のだという。

負担軽減と可処分時間の増加に次ぐメリットは、自宅の方が「仕事に集中できる」(268)ことであるが、低頻度の在宅勤務実施者であっても「集中できる」(2399)と感じている点は共通している。なお、完全在宅勤務型であれ部分在宅勤務型であれ、回答者たちは全員が在宅勤務を継続したいと望んでいる。

5. 在宅勤務の場所と時間

パンデミック以前から、テレワークは「場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」と喧伝されてきた(日本テレワーク学会のサイト・日本テレワーク協会のサイトによる)。

情報通信機器とネットワークの普及は、理論上「場所にとらわれない働き方」を可能にしたかもしれない。しかしながら、従来からテレワークの諸形態は就労する「場所」によって区分されてきた(古賀・柳原他, 2023, p.106)。在宅勤務型は自宅で働くことが前提であり、サテライトオフィス勤務型では勤務先によって設けられた分散型オフィスが就労の場となる。モバイルワーク型に決まった就労場所はないが、逆にオフィスと自宅以外で働くことにより他の2形態から区分される。テレワーク研究の初期から現在まで、このような就労場所による類型化が用いられてきたという事実は、テレワークが場所に強く拘束される働き方であることを象徴している。

パンデミックによって急速に広がったテレワークと場所の関係は、どのように変化したであろう

か。インタビュー調査では「情報漏洩の危険性」(2186)を理由として「自宅以外で働くことを会社が認めていない」(2635)、「自宅以外で業務を行ってはならない規則になっている」(2228)という回答が少なくなかった。パンデミック後の在宅勤務型テレワークも、やはり職場と自宅というふたつの「場所」に厳しく「とらわれた」働き方なのである。

同様のことは「時間」についても言える。多くの回答者は、在宅勤務日は「起床時間が遅くなる」と回答しているが、それは「通勤時間がいらぬ」からにすぎない。完全在宅であれ部分在宅であれ、就労時間帯については「出勤時と変わらない」(407)、「9時始業、17時30分終業」(2399)のように、大半の回答者が出勤時とほぼ同様であると答えている。なお、在宅勤務日であっても就業時間帯に大きな変化がないことは、21年調査のデータからも明らかになっている⁷⁾。また当然のことではあるが、回答者たちは在宅勤務時も就労時間管理の対象であり、「パソコンの接続で出退勤は管理されている」(1738)場合が多い。

すなわち、大半の在宅勤務者は勤務先から就労の場所と時間とを厳格に制約されている。この点に関しては、パンデミック後も顕著な変化はみられないといえる。

他方で、就労の空間としてのオフィスとそれをめぐる意識には、大きな変化が起きつつある。表3の右端に示したように、在宅勤務者たちの勤務先では、オフィスのフリーアドレス化が進んでいる。フリーアドレス化の開始時期については「在宅勤務制度がはじまった2018年には、すでに職場がフリーアドレス化されていた」(847)というケースもみられる一方で「パンデミック後、職場のオフィスがフリーアドレス制になった」(1125)や「本年(2023年)7月からフリーアドレスになった」(1113)というケースなど様々であり、一概に在宅勤務の導入がフリーアドレス化を進めたとはいえない。

特筆すべきは、在宅勤務とフリーアドレス制が組み合わさった結果、オフィス面積が縮小され、すでに「オフィスのキャパも全社員分はない」(2635)という証言がいくつか得られたことである。また「全員出社すれば座席が足りなくなるので、将来的にも在宅勤務が前提」(847)だというケースや、「フリーアドレス化によって空いたフロアは、賃貸に出している」(2186)ので、在宅勤務制度を廃止するわけにはいかないというケースもみられた。

図1で見たように、パンデミックの沈静化にともなって、在宅勤務者の割合は減少する傾向があらわれている。しかし、オフィス面積の縮小を実行した企業等では、在宅勤務の拡大は不可逆の変化なのである。

なお在宅勤務とフリーアドレス制の影響に関しては、就労をめぐる意識の変化に関わる回答が少なくなかった。ある回答者によれば、フリーアドレス化後は「自社内で作業していても、同じ部署の社員がかたまっているわけではない」(1286)状況にある。さらに当該の部署では交代で在宅勤務を行っているため、同僚のうち何人かは自宅で働いていることが常態となっている。したがって部署内の連絡はすべてネット経由で行われ、自身が出社している場合でも「職場とはリモートの状態」にある。そのため出社していても、在宅時の働き方と選ぶところがないという。同回答者は、この状況が続くなら「会社にオフィスがある必要もない」と感じている。

また他の回答者も、オフィスに固定席がなくなってから「同僚たちがどこに座っているのか、気にすることがない」(857)と証言している。

それらの回答者たちも「同僚や上司の本心を聞き出したいときに、リモートではやりにくい」

(1286) ことや、また同僚との直接的な「交流が少なくなった」(857) ことを、在宅勤務がもたらすデメリットであるとは感じている。しかし、ほとんどの回答者は、対面のコミュニケーションが減じたことで生じる問題を、それほど申告には捉えておらず、通勤苦の軽減がそのようなデメリットを大きく上回ると感じている。また、ネット経由のコミュニケーションを肯定的に捉える回答者もみられる。対面の会議よりも「オンラインの方が楽に感じる」(637) という証言などは、そのことを端的に表しているといえる。

これらの証言から考えられるのは、在宅勤務の定着とフリーアドレス化との組み合わせが、従来の職場がもっていた「共有の労働空間」という意味づけに、ある種の変化をもたらしている可能性である。

6. テレワーク移住

これまで述べてきたように、在宅勤務型テレワークの場合は「自宅」に制限される。しかし、その「自宅」を置く場所の自由度については、また異なる問題である。

政府は 2021 年度に「地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等」を促進する目的とする「地方創生テレワーク交付金」を創設した（内閣官房・内閣府，2021, p.1）。同交付金は 1 年限りのものであったが、現在も「デジタル田園都市国家構想」の一環として「地方創生テレワーク型」事業が設けられ、同様の趣旨のもとで交付金が支出されている（内閣府・内閣官房，2022, p.16）。同交付金は「『転職なき移住』を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組む地方公共団体を支援」するものである（内閣府・内閣官房，2023, p.3）。交付の対象は「東京圏以外の地方自治体」や「2010 年～2020 年の人口減少率が 10% 以上の市町村」等で、それらの自治体がサテライトオフィスやコワーキングスペース等を新設・拡充する費用や、そのサテライトオフィスを利用する企業を地域外から誘致するための費用等に一定の補助がなされる⁹⁾。

首都圏から地方への「転職なき移住」が可能になるのは、完全在宅勤務型あるいは極めて近い働き方をしている人びとに限られる。つまり完全在宅勤務型テレワーカーや彼らを雇用する企業等の誘引によって地方の活性化を図ろうとする事業なのである。

パンデミック以前から、「テレワーク移住」（テレワークを活用した地方への移住）の事例は、しばしばマス・メディア等で報道されてきたが、管見の限りではテレワーク移住に関する統計はみあたらない。また、筆者らの 21 年調査でも、テレワーカーたちのオフィスまでの移動時間は最長で片道 90 分程度であり、テレワーク移住の実例は確認できなかった。したがって、完全在宅勤務型テレワークが一定の広がりをもつようになって、地方への移住をさまたげる何らかの要因が存在すると推測される。

その要因を探る目的で、インタビュー調査では回答者たちに対し、テレワーク移住の可能性をたずねた。結果的には「持ち家だし、子どもの通学もある」(1286)、「首都圏で便利だし、子どもの学校もある」(1510) などの理由で、すべての回答者は「テレワーク移住」を現実的な選択肢とは考えていなかった。

上記のように、住宅ローンが残っていることや都会の利便性を強調する意見も多かったが、とりわけ強い要因は子どもの教育面における問題である。学齢期の子どもをもつ回答者たちの多くは、

地方移住によって教育面の選択肢が狭まる可能性を懸念しており、そのことを主たる理由として、テレワーク移住の可能性は「考えられない」という。

さらに、通常は完全在宅勤務であっても「トラブル対応時にはすぐ出社しなければならない」(2657)という回答もみられた。このような場合、企業は従業員の居住地の範囲を制約しており、完全在宅勤務が必ずしも居住地の自由を保証するものではないことがわかる。

他方で、1名だけではあるが、21年調査の後に転居して、インタビュー時にはオフィスまで3時間程度を要するという回答者(2973)があった。この回答者の場合は「単身赴任期間中に完全在宅勤務者となったため自宅に戻った」という事情による転居であり、政府が促進しようとしているテレワーク移住とは性格が異なっている。

他方、回答者自身のことではないが、「マーケティング部門の女性社員が結婚を期に大阪に引っ越し、その後は月に1,2回しか本社のオフィスに出勤していない」(1738)、「勤務先では遠隔地勤務が認められており、20人のチーム中3人が毎日通勤できないほど遠い場所に住んでいる」(2635)という証言がみられた。いずれも都市部から地方への移住ではないが、完全在宅勤務によって、毎日の通勤が事実上不可能なほどの遠隔地に居住するという働き方が、すでにある程度まで広がりつつあることが示されている。

7. モバイルワークの現状

先にもふれたように、パンデミック開始の直前、在宅勤務型とモバイルワーク型の実施者は拮抗していた。しかし表1に示したように、21年調査の時点では在宅勤務者がモバイルワーカーの約3倍に及んでいる。感染拡大への警戒からモバイルワークが敬遠されたためであるが、他面でパンデミックの禍中においても、モバイルワーカーが完全に消失したわけではないことが明らかである。その理由から、インタビュー調査では8名のモバイルワーカーに回答を求めた。

従来、モバイルワークは主として営業系職種の働き方であると考えられてきた。しかし、21年調査でもインタビュー調査でも、モバイルワーカーの職種はより多様化している。

たとえば介護・看護系の職種に就く回答者たちは「利用者宅を訪問したときに、スマートフォンで提出用の書類を作成する」(1385)ことや、「患者宅でスマートフォンを使って報告を作成する」(3406)ことが「ふつう」であると述べている。また通信機器設営が主な仕事である回答者は「現場で日報を書いたりすることもある」(1113)というし、食品加工業の管理職である回答者は「工場や物流センターでPCを操作したり、出張中のホテルでオンラインの会議に参加したり」(847)することも多いという。

注目されるのは、モバイルワークに従事している8名全員が、自身をモバイルワーカーと認識していなかった点である。営業系職種に就くの回答者たちですら「モバイルワークをしているという意識はない」(503)や「自身がモバイルワークをしていると意識することはなかった」と回答している¹⁰⁾。

職種にかかわらず、いわゆる「外回り」の際にICT機器を携帯し活用することが、あまりにも当然となった結果、とくにモバイルワークと意識されなくなったと推測される。

むしろにかえて パンデミック後のテレワークをめぐる変化ー

パンデミック以降、テレワーク、なかんずく在宅勤務は増減しつつも、この社会に定着しつつあると考えてよいであろう。また少数派ではあるが完全在宅勤務型テレワーカーも、かつてほど希少な存在ではなくなってきた。

テレワークが「場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」というかねてよりの主張は、在宅勤務が一般的な働き方となったパンデミック後も根拠をもたず、在宅勤務者たちは「自宅」と「定時」にしばられながら就労している。パンデミックの後、在宅勤務は量的には拡大したものの、働き方としての様態に顕著な変化はみられなかったのである。

他方、在宅勤務の浸透とフリーアドレス化は、共同の就労空間としてのオフィスの意味を変えつつある。

2010年代のはじめごろから、一部のテレワーク研究者たちは、在宅勤務が「広範囲で日常的に実施」されるためには、集団で取り組まなければならない業務を「テレワークで行えるような環境を整備していくことが必要」とであると論じてきた（金丸・比嘉他、2012, p.31）。このような議論は、個人で完結可能な業務を在宅で行うだけでなく、自宅にいる同僚たちとの共同作業を可能にしなければ、在宅勤務は広がらないという予測にもとづくものである。

この議論は「超臨場感テレワークシステム」の開発という方向に展開していく。超臨場感テレワークシステムとは「人を含むオフィスの状況を常時感じさせることで、テレワーカーが離れた場所にいっても、互いに同じ場所で働いているような一体感などの感覚が持てる」マルチメディア・システムをいう（櫻井、2011, p.66）。同システムは「離れて働くオフィスワーカーの『つながり感』を保持し、『疎外感』をなくして」いくことを目的とする。

いわば在宅勤務者たちが、あたかも職場にいるような「超臨場感」を生み出すシステムが、在宅勤務の普及には必須の要件という主張であるが、これは共同作業においては空間の共有が重要な意味をもつという前提にもとづくものである。テレワークによって職場における空間の共有が成り立たなくなるのであれば、何らかの方策によって「疎外感」などの損失を低減しなければならない。その方策のひとつとして、超臨場感テレワークシステムの構築は位置付けられる。

しかしながら、在宅勤務が「広範囲で日常的に実施」されるようになったパンデミック以降、インタビュー調査の回答者たちは、あたかも職場にいるような状況とは、全く異なる環境下で働いている。たとえ部分在宅勤務であっても、それが定着した職場においては、常に同僚のうち数人が在宅勤務をしていることになる。そのような職場では、部署内の連絡等であってもネット経由で行うことが常態化する。その結果として、自身が出社している場合でも「職場とはリモートの状態」が生み出され、オフィスであれ自宅であれ「同僚たちがどこにいるのか」は、ほとんど意味をもたなくなる。

このような働き方において、空間の共有は共同作業のための必要十分条件とはいえない。また、その状況下に置かれた回答者たちは、必ずしも超臨場感を生み出すシステムを望んでいるわけではない。そのことは、対面の会議よりも送受信される情報量が圧倒的に少なく、その情報を意図的にコントロールしやすい「オンラインの方が楽」という証言に、よく表れている。

恒常的な在宅勤務型テレワークが現実のものとなったとき、かつて想定されたように、あたかも

職場にいるように働くことが求められたのではなく、むしろ「職場にいても自宅にいるのと同じ」環境下で働くことを、テレワーカーたちは指向している。「会社にオフィスがある必要もない」という証言は、そのような指向の果てに位置づけることができるであろう。

在宅勤務が「自宅」と「職場」というふたつの場所に強く拘束された労働形態であることは、繰り返し述べてきた。さらに、完全在宅勤務者であっても、「自宅」を置くべき場所は様々な要因によって制限されることが多い。そのため、少なくとも中短期的にみて、都鄙間のテレワーク移住が広がっていく可能性は低いと考えられる。

一方で、転勤・結婚・介護等のための転居を契機とするテレワーク移住が、広がっていく可能性は否定できない。もちろん、どのような動機にもとづく「転職なき移住」であれ、完全在宅勤務型もしくは極めてそれに近い在宅勤務が可能であることが条件となるので、将来的にも一般的になるとは考えにくい。しかし転勤・結婚・介護を契機とする転居は誰にでも起こりうることであり、いまだ条件のよい転職が難しい日本社会においては「転職なき移住」が、ある程度まで広がっていく可能性は否定できない。

従来はテレワーク研究者のあいだですら、政府が推奨しているような文脈のもとでしか、テレワークによる移住は論じてこられなかった。現実のものとなった完全在宅勤務型テレワークは、この点においても従来からの予想と異なった方向へ展開していくと考えられる。

以上にみてきたように、パンデミック後のテレワークは、いくつかの点において大きく変容する兆しをみせているが、その変化のほとんどは、いまだテレワークが例外的な労働形態にとどまっていたパンデミック以前の予測・推測とは、本質的に異なったベクトルをもつものである。テレワークが「当たり前の働き方」となったポスト・パンデミックの時代にこそ、実証的な調査研究が重要性を増すと考える所以である。

謝辞

本稿は龍谷大学国際社会文化研究所研究助成（共同研究）「COVID-19 パンデミック下におけるテレワークの実証的研究」研究代表者 佐藤彰男、および科学研究費補助金（基盤研究 C）「生活時間調査法を用いたテレワーク研究」課題番号 21K01917、研究代表者 佐藤彰男による助成を受けた調査研究に基づくものである。

注

- 1) 筆者らによる生活時間調査の概要については（古賀・佐藤・柳原他，2022，pp.77-78）を参照されたい。
- 2) テレワーク研究において生活時間調査の手法を用いたものは、ほとんど見当たらない。先行する諸調査ではテレワークの実施時間について、ほとんどが回答者に「ひと月のテレワーク時間」を問うような設問形式をとっており、回答者の思い込み等による誤差を排除することが難しい（古賀・佐藤，2020，p.68）。この理由で、データとして不十分であることを承知のうえ、ここでは筆者らによる調査結果の一例のみを紹介している。
- 3) パンデミック以前に本格的なテレワーク調査を実施していなかった調査主体による調査の大半では、回答者が従事したテレワークの種類を尋ねることすらなく、「テレワーク＝在宅勤務」という暗黙の前提のもとに回答が処理されている。
- 4) 連合の調査もテレワーク＝在宅勤務という前提のもとで実施されており、在宅勤務型テレワークのみを対象としていることは疑い得ない。また 21 年秋に実施された「テレワーク人口実態調査」では、雇用労

働者で「直近1年間でテレワークしている」回答者のうち「テレワークを実施する1週間あたりの平均日数」を、週5日以上と答えた割合が19.4%であった（国交省，2022，1-2-75）。この数値も在宅勤務型に限ったものではないが、パンデミック後のテレワークは大半が在宅勤務型であることを考慮するなら、両調査のデータは「完全在宅勤務型」が、すでに例外的少数にとどまらないことを裏付ける補助的な証左とはなり得るであろう。

- 5) 回答者番号 873 は、21 年調査の時点でテレワークを実施していなかったことが、インタビュー時に判明した。しかし、当該の回答者はパンデミック以降に在宅勤務を経験しているため、回答を分析の対象に含めた。
- 6) () 内の数字は、表 3 の最左列に示した回答者番号を指す。
- 7) 筆者らが 2018 年 12 月に実施した生活時間調査からも、在宅勤務型テレワーカーの多くが通勤時とほぼ同様の時間帯に就労していると判明している（佐藤・古賀，2019，pp.5-6）。
- 8) パンデミック以前の研究でも、大半の在宅勤務者は通勤時とほぼ同様の時間帯で就労していることが判明している（佐藤，2017，p.9）。
- 9) 同事業の 2023 年度予算額は 200 億円である（内閣府・内閣官房，2022，p.16）。
- 10) 21 年調査では回答者たちの一日の行動とそれを行った時間・場所を回答するよう求めている。そのため回答者自身が意識していなくても、行動の種類と場所からモバイルワークに従事したことを把握することができる。

引用文献

- ・金丸利文・比嘉邦彦・大塚絵里（2012）「超臨場感テレワークシステムと企業内ソーシャルキャピタル」日本テレワーク学会誌，第 10 巻 2 号，pp.31-39。
- ・厚生労働省（2016）『平成 28 年度 テレワークモデル実証事業 テレワーク活用の好事例集 ―仕事と育児・介護の両立のために―』。
- ・古賀広志・佐藤彰男（2022）「雇用型テレワークの日常的実践に関する実態調査」関西大学総合情報学部紀要 情報研究，第 54 号，pp.65-88。
- ・古賀広志・佐藤彰男・柳原佐智子他（2022）「COVID-19 パンデミック下におけるテレワーク行動の実態と課題」関西大学総合情報学部紀要 情報研究，第 56 号，pp.69-88。
- ・古賀広志・柳原佐智子・高木修一他（2023）「DX 時代のリモートワーク概念の再検討」日本情報経営学会第 86 回全国大会予稿集，pp.105-108。
- ・国土交通省（2020）『平成 31 年度テレワーク人口実態調査業務等報告書』。
- ・国土交通省（2022）『令和 3 年度テレワーク人口実態調査業務等報告書』。
- ・櫻井広幸（2011）「超臨場感テレワークシステムに求められる環境創生に向けて」日本テレワーク学会誌，第 9 巻 2 号，pp.66-79。
- ・佐藤彰男・古賀広志（2019）「テレワークの実態をめぐる実証的研究」『公益財団法人 電気通信普及財団研究調査助成報告書』第 34 号，Web 版。
- ・佐藤彰男（2023）「COVID-19 パンデミック禍におけるテレワークの変容」龍谷大学社会学部紀要，第 63 号，pp.21-32。
- ・総務省（2021）『令和元年度 テレワーク先駆者百選 取り組み事例』。
- ・内閣法制局（2021）『経済財政運営と改革の基本方針 2021 について』。
- ・内閣官房・内閣府（2021）『地方創生テレワーク交付金制度要綱』。
- ・内閣官房・内閣府（2022）『デジタル田園都市国家構想推進交付金について』。
- ・内閣官房・内閣府（2023）『デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生テレワーク型 制度概要』。
- ・日本労働組合総連合会（2020）『テレワークに関する調査 2020』。

【研究課題】

南方熊楠英文資料の総合的研究

A Comprehensive Study of the English Texts
by Minakata Kumagusu

南方熊楠「ロンドン拔書」に筆写された徳川時代初期の 文化交流史・書き込み資料篇

松居 竜五*

The Japanese Comments in the Transcriptions of the Historical Documents of the Early Tokugawa Period in the “London Extracts” of Minakata Kumagusu

Ryugo MATSUI*

MINAKATA Kumagusu (1867-1941) created 52 volume notes called “London Extracts” in the British Museum Library &c. from 1895 to 1900. It is noteworthy that several European records about Japan from the period of its first contact with Europe in the 16th century to that of Minakata’s contemporary 19th century are included in the transcriptions of “London Extracts.” Among them, we here publish his Japanese comments inserted in the transcriptions of the two books, *Diary of Richard Cocks* (1566-1624), and *Memorials of the Empire of Japon in the XVI and XVII centuries* which compiles the letters of William Adams (1564-1620) and the report of Rodrigo de Vivero (1564-1636). These comments are thought to show the results of Minakata’s elaborate researches about the Japanese contexts behind the descriptions of Cocks, Adams, and Rodrigo, who were all the key players of the international affairs of the early Tokugawa period of Japan. For the comprehensive understanding of the meaning of these data, it is advised to refer to the following paper by the author, which is to be published simultaneously.

Matsui Ryugo, “The Japanese comments in the transcriptions of the historical documents of the early Tokugawa period in the “London Extracts” of Minakata Kumagusu”, edited by Komine Kazuaki, *Ibunka Koryu no Bunkashi*, Bensei Shuppan, Tokyo, 2025

南方熊楠が1895年から1900年にかけて、大英博物館閲覧室などで作成した52冊のノート「ロンドン拔書」の中には、世界のさまざまな地域の旅行記に関する書籍が数多く筆写されている。これに関して筆者は2016年に刊行した『南方熊楠 複眼の学問構想』（慶應義塾大学出版会）において、「ロンドン拔書」全巻の筆写文献目録を資料として掲載（裏33-79頁）し、分析をおこなった。

この「ロンドン拔書」中の一つの特徴的なグループとして、ヨーロッパから見た日本に関する文献の筆写がある。これは、16世紀の南蛮時代のファーストコンタクトから、19世紀の同時代の御雇外国人によるものまで、日本に滞在した西洋人による十数種の記録からなっている。今回は、そ

* 龍谷大学国際学部教授

** ハワイ大学マノア校

のうちの 16・17 巻に見られる二つの書籍、コックスの『イギリス商館長日記』およびランドール編『16・17 世紀日本帝国の記録』からの筆写についての資料を掲載したい。これらの書籍の具体的な内容としては、前者が 1613～1623 年に平戸のイギリス商館長であったリチャード・コックス (Richard Cocks 1566～1624) の日記および書簡からなっている。また、後者は三浦按針として家康に仕えたウィリアム・アダムス (William Adams 1564～1620) の書簡を中心として、日本に漂着したスペインのフィリピン総督ロドリゴ・デ・ビベロ (Rodrigo de Vivero y Aberruza 1564～1636) の報告と、編者のトマス・ランドールによる解説を付している。

熊楠が筆写している底本は主に次の 2 冊で、いずれもロンドンのハクルート協会による叢書である。前者は「ロンドン拔書」16 巻 149～219 頁および 17 巻 1～66 頁、後者は 17 巻 67～140 頁に筆写されている。

Edward Maunde Thompson (ed.), *Diary of Richard Cocks, Cape-Merchant in the English Factory in Japan, 1615-1622, With Correspondence*, 2 vol. Hakluyt Society, London, 1883

Thomas Rundall (ed.), *Memorials of the Empire of Japon in the XVI and XVII centuries*, Hakluyt Society, London, 1850

ただしランドール編『十六・十七世紀日本帝国の記録』の筆写中、17 巻 107～111 頁には、関連する下記の書籍の筆写が含まれている。

Isaac Titsingh, Frederic Shoberl (ed.), *Illustrations of Japan*, London, 1822

また 17 巻 125～140 頁は、ロドリゴ・デ・ビベロの日本漂着記を収録したランドール編『十六・十七世紀日本帝国の記録』の APPENDIX の部分であるが、熊楠は抄録となっているランドール版ではなく、下記の原著を引用している。

“Travels in Japan,” *The Asiatic Journal*, New Series, vol.II, London, 1830, July 1830

この「書き込み資料篇」では、上記の熊楠の「ロンドン拔書」筆写に見られる日本語書き込みをデータベース化したものを掲載している。「巻頁数」の部分では、「ロンドン拔書」中の巻数と頁数が記されている。巻数の後の A は、表から始まっている頁数を意味する。「日本語書き込み」では、日本語で書き込まれている文字を翻刻した。一部、対照のために英語原文の語句を入れている場合がある。書き込みの文字が読めない部分は□で記している。また△×は熊楠の原資料にあるもので、本文中の箇所を特定した上で、欄外に書き込みをおこなっている例である。「時期」は、コックス『イギリス商館長日記』の本文は日記の記載された日付、補遺として付けられた書簡については記載されている日付になっている。ランドール編『十六・十七世紀日本帝国の記録』の方は、アダムスの書簡の日付と、ロドリゴの日本滞在期間を付した。

データベース全体が持つ意味や、個々の書き込みの内容の分析に関しては、この「書き込み資料篇」に対応する「解説篇」である下記の拙論を参照していただきたい。

松居竜五「南方熊楠「ロンドン拔書」に筆写された徳川時代初期の文化交流史

——コックス、アダムス、ロドリゴへの視線——

(小峯和明編『異文化交流の文学史』勉誠出版、2025年)



「ロンドン拔書」16巻150頁

巻頁数	書き込み内容	時期
16A149	Edited by Edward Maunde Thompson, <i>Diary of Richard Cocks, Cape-Merchant in the English Factory in Japan, 1615-1622, With Correspondence</i> , 2 vol. Hakluyt Society, London, 1883	
16A150a	1615 [14?] 年平戸ニテ元和元年 去年松浦式部卿法印鎮信卒ス孫肥前守隆信嗣シナリ 元和元 隆信二十五才ナリ	1615. 06. 02
16A150b	平戸ノ家老ニヤ、豊臣秀頼亡シ報	1615. 06. 02
16A150c	Shiminaseque 下ノ関峽	1615. 06. 03
16A151	「ジエスイト」僧詐欺ノコト／島津秀頼より下関下ノ地ヲ悉クモラフコト、大坂会戦ニ島津上方ニ上ラザリシハカ、ルコトアリシニト	1615. 06. 03
16A152a	著者薩州侯ヲ見ルコト	1615. 06. 04
16A152b	秀頼死セシコト博多より平戸ニ通知ノコト	1615. 06. 04
16A152c	大坂籠城ノ天主僧／大坂より落来リシ「ジエスイト」僧ノ事	1615. 06. 06
16A153a	薩摩侯大阪亡トキ、軍ヲカエスコト	1615. 06. 07
16A153b	casnora 勝浦カ 熊	1615. 06. 09
16A153c	黴毒ノ水夫イツモカワラスモノナリ	1615. 06. 09
16A153d	大坂落シ後色々珍説出シコト眼前ニ見ル如シ	1615. 06. 16
16A153e	Calsa Samme, his brother 熊 忠輝	1615. 06. 16
16A153f	22June 出状ニ長崎瘡瘡ハヤリ二千六百人死スト	1615. 06. 18

16A153g	戦後大坂堺エタノミ状ノ事	1615. 06. 18
16A154a	琉球より蔓薯ヲ始テ平戸ニ植ルコト	1615. 06. 18
16A154b	大坂役デ後諸国シラヘシコト 天主徒危キコト	1615. 06. 20
16A154c	秀頼ヲ愛スルより秀頼死ズトイフコト西郷隆盛ノ時モカ、ルコトアリシコト	1615. 06. 20
16A154d	Tome トイフ小僧ノ事菊之助トデモイヒシカ	1615. 06. 21
16A155a	秀頼母死セシコト 子捕レシコト	1615. 06. 21
16A155b	大坂役後諸侯〔殿〕談合ノ事	1615. 06. 24
16A155c	国松殺サル、コト又浪人多ク懸賞シテ求出シ殺サル、コト	1615. 06. 24
16A155d	大坂堺再建前主家立ストキハ他人其地ヲトルコトヲ得	1615. 06. 25
16A156a	幕府エ松浦より火酒ヲ献ルコト	1615. 06. 26
16A156b	trucking 取替カ	1615. 06. 26
16A156c	Foyne Somme 法印サマ 熊	1615. 06. 26
16A156d	然ハ豊後殿トハ法印鎮信ノ弟ニシテ当主隆信ノ大叔父此トキ六十才ナリシコト	1615. 06. 26
16A156e	日本人ニシテ黒人ヲツカヒシ例カ	1615. 06. 27
16A156f	Safian Dono 有馬ノ王ニナリシ「サフキアンドノ」トハ	1615. 06. 27
16A156g	軍扇ヲ得平戸エカエルコト	1615. 06. 29
16A157a	大坂役より帰シモノ、話此頃ハ外人ニモ扇ヲオクル礼盛ナリシト見ユ	1615. 06. 29
16A157b	肥前様即松浦隆信ノコト	1615. 06. 30
16A157c	英人松浦隆信ニ緬甸ノ戦ヲ報ズ	1615. 07. 01
16A158a	秀頼方ノモノ江戸ヲ焼シトノ風評	1615. 07. 05
16A158b	西語ハナス日本女	1615. 07. 05
16A158c	北国西国ノ諸侯国替ノ風説	1615. 07. 07
16A158d	大坂ノ浪人捕ル為長崎人出ヲ禁ズ	1615. 07. 07
16A159a	支那帝父子交代ノ際貢献マチ合スコト	1615. 07. 11
16A159b	支那人日本人ヲ忌ムコト	1615. 07. 11
16A159c	咬啮吧ト名ル船	1615. 07. 14
16A159d	荷蘭人長崎ニテ偽貨作ルコト	1615. 07. 15
16A159e	此頃支那婦人乞食日本ニアリシニヤ	1615. 07. 16
16A159f	大村ノ公族西洋人ニ五両カルコト	1615. 07. 19
16A159g	此頃ハ主人ノ名カタリ洋人ニ金カルコトハヤリシト見ユ	1615. 07. 20
16A159h	舟主一年給十八両	1615. 07. 24
16A160a	秀頼薩州又琉球ニ去ルトノ評	1615. 07. 27
16A160b	(煙草ノ禁) 此所ノ文ニヨレハ「タバコ」始テ日本ニ入シハ慶長十年頃ニヤ、煙草ノムト洋語ニモイヒシニヤ、	1615. 08. 06
16A160c	漳州より船長崎ニ入ルコト	1615. 08. 08
16A160d	松浦侯英人ニ金カルコト	1615. 08. 13
16A161a	秀頼薩州落ノ風説	1615. 08. 13
16A161b	西班牙人	1615. 08. 17
16A161c	蘭人妻ノ妾スルヲ知ル夫ヲ Cornudo トイフコト Pyrrard ニ出タリ前抄出／蘭人西人トツカミ合ノ事	1615. 08. 18
16A161d	内裏	1615. 08. 23
16A161e	家康関白ヲ望ミシコト	1615. 08. 23
16A161f	「カブチーン、 アダム」英人よりモ蘭人ト中ヨキコト	1615. 09. 01

16A162a	秀頼琉球エ起シニ付「アダムズ」ヲ召シ尋問ノ事	1615. 09. 01
16A162b	三五郎法印鎮信ノ子ト	1615. 09. 02
16A162c	薩州侯松浦侯同日ニカエルコト	1615. 09. 05
16A163a	松浦帰国ニ洋人祝砲ハナチ手ヲ吸ニ行シニヤ	1615. 09. 06
16A163b	家老英人ノ贈ウケ周旋ノコト、国主ヲ洋館ニ饗スルコト	1615. 09. 17
16A164a	「フロ」呼ブトハ風呂ノコトカ	1615. 10. 02
16A164b	二侯一処ニ洋館ニ饗サル	1615. 10. 02
16A164c	Crates 唐津カ 熊	1615. 10. 03
16A164d	薙刀ノカタナ	1615. 10. 03
16A164d	唐津侯英人ニ火箭ヲ射ルヲ覧ントノゾム	1615. 10. 03
16A165a	女子ヲ強淫シ殺シ犬ニ食スコト	1615. 10. 12
16A165b	支那人ノモノ盗トシテ火ヲカケ出島ノ市全焼ノコト	1615. 10. 13
16A165c	醸金シテ火難ニアヒシ伝馬主人ニ与ルコト	1615. 10. 15
16A166a	△kerremons △キリモノニ着物 see p.172 infra.	1615. 11. 06
16A166b	火箭ヲ唐津侯ニ献スルコト、夜中ニカエリシ故進物入ヌコト	1615. 10. 16
16A166c	家康北国ヲ伐ントノ評コレハ忠輝又ハ忠道ノコトニヤ	1615. 10. 26
16A166d	大坂ニ家康カエルコト	1615. 10. 28
16A166e	waccadashes 脇差ナリ 熊	1615. 11. 06
16A166f	英人ニ薩摩行キヲユルス状	1615. 11. 06
16A167a	「アダムス」天主教徒ヲ捕スルコト	1615. 11. 06
16A167b	日本人新西班牙ニ訪ルヲ禁止	1615. 11. 06
16A167c	薩摩四百艘ヲ□スルコト／家康明年諸侯駿府ニ合スヘシトヨブコト	1615. 11. 08
16A167d	wacadashi 脇指／gocos 御器	1615. 11. 08
16A167e	長崎領ノモノ盗セシハ斬ズニ追放ノコト	1615. 11. 08
16A168	×cheese ×乾酪	1615. 12. 28
16A168a	英人試シ切ニアフヲ救ントスルコト	1615. 12. 23
16A168b	松浦刑部卿ノ借金孫ノ世ニナホハラエヌコト	1615. 12. 27
16A168c	12d ハ十二片カサヌヲ憤リ自ラ腕ヲツラスコト	1615. 12. 27
16A169a	然ハ此頃日本已ニ「イチ ヱク」アリシニヤ 思フニ串シ柿ノ事ナラン 正月ナレバナリ 後 p.171 ニテ此見□ガ中ルヲ知ル	1616. 01. 03
16A169b	gocos 石ノ石高増加ノ祝ヒ	1616. 01. 06
16A170a	Soyeman 左衛門？ 熊	1616. 01. 11
16A170b	松浦侯京行キニ付英人物ヲ献ズルコト	1616. 01. 11
16A170c	諸侯ヲ江戸ニ召シコムルコト	1616. 01. 14
16A171a	figges ハコレニテ柿ノコトタルコト明シ、無花果ヲ唐柿トイフニ比シテ知ヘシ	1616. 01. 27
16A171b	前出 蘭英人商法ノ争ヒ	1616. 01. 29
16A171c	英人蘭人ニ招カレ祝砲 コレニテ内外人ノアツカヒノ比較知ラル、	1616. 01. 30
16A171d	政宗婿ノ忠輝大坂城ニ行ザルヲ憤リ 家康ト戦ントスル評	1616. 02. 29
16A172	×keremons or cortes×着物 (corts) see p. 166 supr.	1616. 03. 15
16A172a	本多佐渡死去ノ大坂大火	1616. 03. 03
16A172b	耶蘇教ノモノ、女ヲ使ントスルヲキラヒ他藩ニ逃ルモノ死刑ニ処セラル	1616. 03. 12
16A173a	英蘭人薩州侯ヲ迎ニ席ヲ争フコト	1616. 03. 29
16A173b	前出 家康秀頼ヲ伐ツヲ憎ミ江戸ヲ焚ク評アリシ人福島ナルヘシ	1616. 03. 31

16A174a	福島太夫が薩州侯関原後降ルニ福島ヲ頼シトイフ 常ニ中ヨカリシ故カ、ル評モ出	1616. 03. 31
16A174b	voy (sic) 熊案ニ vow ナリ	1616. 04. 11
16A174c	支那人日本ノ寺ニ賽礼センニヤ	1616. 04. 11
16A174c	家康死シ戦オコラントストノ評	1616. 04. 12
16A174d	昨日英蘭人争ヒノ余口	1616. 04. 12
16A175a	家康死セヌコト	1616. 04. 17
16A175b	大坂ニ福島島津城ヲツク [ママ] コト	1616. 04. 18
16A175c	著者友人ノ妾ニ通セントノ評 p129	1616. 04. 20
16A175d	caboke 歌舞伎	1616. 04. 30
16A175e	秀頼ナホ生タリトノコト／大坂役後人売リシトガニより二百人死刑／忠道女歌舞伎ヲ高値ニテカヒシコト	1616. 04. 30
16A175f	台湾ヲ討ツト囃シ秀頼ヲサグルコト p131	1616. 05. 05
16A176a	平戸侯ノ負債 p132	1616. 05. 16
16A176b	大村ト平戸ト中アシキコト ジェシユートト英人ト中アシキコト、コレハ英人大村領ニテ争鬭セシヲ大村ニ拘シテ平戸ニ及サリシトキノコトナリ	1616. 06. 05
16A176c	福島島津ト京上ノコト	1616. 06. 06
16A176d	Mangosa Dono 孫三?	1616. 06. 07
16A177a	Sanzo Dono 三蔵／bongew 奉行	1616. 06. 07
16A177b	日支交三国民シテ和蘭英国ノ人ヲ殺ス事 p148	1616. 06. 07
16A177c	Codkgin Dono 上総介正純 熊	1616. 06. 08
16A177d	徳川家康シテ喪ヲ秘スルコト	1616. 06. 08
16A177e	秀頼家康嗣デ將軍タルヘシトノコト 142	1616. 06. 13
16A177f	英人ニ松浦侯金魚ヲ望ムコト 144	1616. 06. 19
16A177g	昨夜 Bantham より Thomas 号入ル	1616. 06. 23
16A177h	所謂日本人不可入ノ嚆矢カ 145	1616. 06. 23
16A178a	日本船支那ヲ伐シコト	1616. 07. 07
16A178b	島津秀頼ヲ奉ジテ秀忠ト戦ントストノ評	1616. 07. 07
16A178c	台湾ニ上陸ノ日本人土人ニ襲ハレ自刃ノコト	1616. 07. 07
16A179a	三五郎トハ松浦ノ公族 前出 マオトコ成敗	1616. 07. 24
16A179b	松浦侯病身ニ付外人大砲停止ノコト 157	1616. 07. 27
16A179c	此時記者江戸ニ途上大坂ニヨル	1616. 08. 08
16A179d	Inga Dono 熊 板倉伊賀	1616. 08. 08
16A179e	Fushema 伏見	1616. 08. 12
16A180a	昨日ノ条ニ家ニテ坊主殺サレ斬手知レヌ云々	1616. 08. 12
16A180b	白昼ニ番人殺シ懸賞金ヲヌスムコト	1616. 08. 12
16A180c	Yosenda 吉田	1616. 08. 18
16A180d	3:0:0 三両ス	1616. 08. 18
16A180e	忠輝隠謀ハ天主徒ノ教ニ出ルトノ評	1616. 08. 18
16A180f	Fame Mach 浜松／Mitsuque 見付／Coye 高野 熊／Madda Monede Dono 政実／Cackingawa 掛川	1616. 08. 19
16A181a	忠輝遠流ノコト／忠輝流罪	1616. 08. 19
16A181b	neremen 乗物	1616. 08. 20

16A181c	家老ニ大ナルモノアリシ誤伝ナリ	1616. 08. 20
16A181d	秀忠政宗ヲ攻ントスルノ風説	1616. 08. 20
16A181e	忠輝ヲ十年押コムベシト東照公ノ遺言	1616. 08. 20
16A181f	箱根湖ニ魔アリトノコト／□□□□ニ悪龍箱根湖ニテ大亀ヲ制スコト見ユ	1616. 08. 24
16A181g	Odowar 小田原	1616. 08. 25
16A182a	氏真 Weginao トスヘシ	1616. 08. 25
16A182b	小田原攻ノ事	1616. 08. 25
16A182c	江戸ニテ／Codg Kin Dono 正純	1616. 08. 30
16A182d	朔日ヲ吉日トスルコト	1616. 08. 30
16A182e	江戸大震	1616. 08. 30
16A183a	豊後大震ノコト コレハ大仏落シトキノコトカ	1616. 08. 30
16A183b	英人ノモノヲ盗ムコト	1616. 08. 30
16A183c	Codgscon 正純／Shongo Dono 後藤庄五？	1616. 09. 01
16A183d	月始メ登城ノ事	1616. 09. 01
16A183e	黒田長政大坂役後久ク江戸ニ留ラレシナリ	1616. 09. 01
16A184a	英人秀忠祝フコト	1616. 09. 01
16A185a	西人葡人秀忠ノ氣ニ入ラスコト	1616. 09. 04
16A185b	龍動図ヲ安藤ニオクル	1616. 09. 05
16A185c	二十万兵卒入ヘキ城	1616. 09. 07
16A186a	英人ジェシユートヲ忌ムコト	1616. 09. 07
16A186b	caboques, or women plears 女カブキ	1616. 09. 08
16A186c	天主教禁	1616. 09. 09
16A186d	一万人ツレ將軍鷹狩	1616. 09. 13
16A187a	秀頼ノ最期見トゞケシモノ拷問ノ事	1616. 09. 17
16A187b	北海ニ金多キ島アルヲ伐取ントスルコト 佐渡？	1616. 09. 18
16A187c	秀忠「ラドロネス」ヲ討ントスルコト	1616. 09. 18
16A187d	yonger Shonge Dono 向井将監？ 熊	1616. 09. 19
16A188a	大船ヲ作り呂宋ヲ伐ントスルコト	1616. 09. 19
16A188b	Phebe 日比／アダムス日比ヲ賜フコト	1616. 09. 26
16A189a	京都、堺又大坂ニテ外人ノ物売買ヲ禁止	1616. 09. 30
16A189b	板倉伊勢本多正純ヲ誘フコト	1616. 10. 03
16A191a	坂崎出羽殺サル、コト	1616. 10. 10
16A191b	堺京ノ商人江戸ニモ外人ノ売買ヲ禁セシコトヲ願フ	1616. 10. 14
16A191c	× now at present 妄言ナリ △尼姪ヲ売リシ也	1616. 10. 18
16A191d	秀頼ノ女尼寺ニ入ルコト	1616. 10. 18
16A192	△ keremons キリモノ也	1616. 10. 26
16A192b	Quanno 桑名	1616. 10. 26
16A192c	鎌倉大仏「ロデス」ノ像より大ナリトノコト	1616. 10. 18
16A192d	本多忠則大將軍ノ女ヲ取りシナリ	1616. 10. 26
16A192e	Sofa Dono 諏坊カ	1616. 10. 30
16A192f	greate userer 御用達ノコトカ	1616. 10. 30
16A193a	方広寺ノ鐘	1616. 11. 02
16A193b	京ノ大仏 コレハ信綱ガ溶セル（1664）マエナリ	1616. 11. 02

16A193c	×風神ト雷神像	1616. 11. 02
16A194a	京ノ大仏殿世界七奇ニマサルトイフコト	1616. 11. 02
16A194b	△太閤秀吉ノ廟	1616. 11. 02
16A194c	秀吉ノ墓	1616. 11. 02
16A194d	英人ノ風俗ヲ見ニクルモノ	1616. 11. 09
16A195a	生死ニカマハズ上京（下江戸）ヲ命ルコト	1616. 11. 10
16A195b	平戸侯大病ニシテ上京セズ	1616. 11. 14
16A195c	西洋人ニ奉公スル日本人ノ給銀	1616. 11. 20
16A195d	上従今忠輝使ヲ著者ニオクルコト	1616. 11. 22
16A195e	大坂より平戸ニ往途上	1616. 11. 26
16A195f	foyfone 熊 早船	1616. 11. 26
16A195g	ヒバリヲ贈ル	1616. 11. 26
16A195h	Shimena Seak 下関	1616. 12. 02
16A196a	朝鮮信使ヲ王ト誤リシナリ	1616. 12. 03
16A196b	長崎出入ヲ禁スハ秀頼ノ妻ヲ探ルト	1616. 12. 04
16A196c	薩侯英人ニ信切 [ママ] ナルコト	1616. 12. 05
16A197a	英人信使ノ物ヲヌスムコト	1616. 11. 10
16A197b	日本ニテ英人罰ヲ行フコト	1616. 11. 10
16A197c	the caboques, or women plaiers of Japan 女カブキ	1616. 01. 09
16A197d	△以下 1617	1617. 02. 26
16A198a	秀頼ノ余党天主教徒ニ助ラル、コト	1616. 03. 26
16A198b	銀ノ灰吹き	1616. 04. 03
16A199a	英人法印寵愛ノ犬ヲ殺スコト	1616. 04. 04
16A199b	英人日本ノ童ヲ打ツコト	1616. 04. 10
16A199c	清帝ニ日本より贈物スルコト／二国中悪キ事	1616. 04. 13
16A200a	薩侯英人ニ厚クシテ松浦侯ニ薄キコト	1616. 04. 16
16A200b	銀ニガラスヲ合スコト	1616. 04. 18
16A200c	松浦法印朝鮮人ニ生セシ子流サル、コト	1616. 04. 19
16A201a	日本第一ノ富人（道安カ）	1616. 04. 20
16A202a	英人ヲ悪口□毒セル日本人ヲ京所司代ニオクリ□査セシメントス	1617. 04. 21
16A202b	松浦侯食言スルコト	1617. 04. 22
16A202c	松浦侯ヲ英人將軍ニ懇ントス	1617. 04. 25
16A202d	旧教ノモノ大村ニテ捕ハル	1617. 04. 28
16A203a	薩兵大坂ノ戦ニ間ニアワザリシモノ乱ヲナスコト	1617. 05. 11
16A203b	薩摩ノ賊討州行ノ女役ヲ殺スコト	1617. 05. 21
16A204a	端午ノ艾ヲ灸ニ用ルコト／piro 泊羅カ排龍也	1617. 05. 28
16A205a	塩ヲ求ル為端午ニ船コグトイフコト屈原身ヲ投シコトヲ誤リ俗説也	1617. 05. 28
16A205b	屈原ノ日本俗説	1617. 05. 28
16A205c	天主教徒師ノ血ヲ保存シテ海ニ沈ラル	1617. 06. 06
16A206a	荷蘭人他国ノ船ヲ奪フコト	1617. 06. 08
16A207a	松浦侯□糸ヲカフコト	1617. 06. 10
16A207b	支那人蘭人ヲ訴ントシテ贈物ヲ將軍ニ出サントス	1617. 06. 12
16A208a	蘭人蘭水手ヲ日本人ノ手ニテ縛シムルコト	1617. 06. 24

16A208b	Osaky 大坂	1617. 06. 24
16A208c	Mywarey wyne 味醂酎ノ事カ	1617. 06. 24
16A209a	英人同士罵詈ノコト	1617. 06. 26
16A209b	日本奉行蘭人ノ物ウバフコト	1617. 06. 28
16A209c	Shobi Dono 庄兵衛? 熊	1617. 06. 29
16A209d	日本人シヤムより皮ヲ買來ルコト	1617. 06. 29
16A212a	英人支那船よりハ西班牙船ヲトルヘシトノ意見	1617. 07. 03
16A212b	東洋より日本人ヲ逐出ス事	1617. 07. 04
16A212c	蘭人乱妨ニシテ互ニキリアフコト	1617. 07. 06
16A213a	二代將軍ノトキ英人ヲ待ツコト家康ノトキニ及バヌコト	1617. 07. 10
16A214a	太閤ノトキ日本人猥ニ明ヲ侵セシモノヲ罰センコト 沙乙背同等ノコトカ	1617. 07. 11
16A214b	東埔寨より日本人ト葡人放逐ノ事	1617. 07. 13
16A215a	酒ノミシモノ, 嚴罰	1617. 07. 16
16A215b	蘭人支那船トルコト許サレネバ來年日本船ヲモトルヘシトイフコト	1617. 07. 16
16A215c	鷗鷺カヒノコト	1617. 07. 25
16A215d	小船ヲヌスミ火アブリノ事	1617. 08. 03
16A216a	此詞ニヨルニ「フレミツシユ」ハ荷蘭人より一層黠ナリシニヤ	1617. 08. 05
16A216b	蘭人英人ヲ英政府ニ□セントス	1617. 08. 05
16A216c	ボンぐノコト 盆ヲボンぐトイフハ古キニヤ	1617. 08. 05
16A216d	蘭人支那船ヲアラセシヲ將軍怒ルコト	1617. 08. 10
16A217a	英国より帰りシ日本人英館ニテ乱妨ノ事	1617. 08. 18
16A217b	Language 名古屋	1617. 08. 26
16A218a	藓苔ヲ医用スルコト	1617. 08. 28
16A218b	平戸ニテ	1617. 09. 02
16A218c	舟人ニ錢ハラフコト 基督像ツキシモノヲ贈ルコト	1617. 09. 05
16A218d	平戸長崎ノ外貿易禁止	1617. 09. 23
16A219a	コレハ鍋島封ヲトラレシコトニヤ 313	1617. 09. 24
16A219b	頼宣義直將軍ヲ見ルコト 315	1617. 09. 28
16A219c	goshons 御朱印	1617. 09. 30
16A219d	以下十七卷エ	
17A001a	1617 ノツバキ／抜書卷十六ツバキ	
17A001b	朱印ヲ得ルコト	1617. 10. 01
17A002a	秀忠家康アテノ英王書ニ答ヘヌ事	1617. 10. 01
17A002b	法皇ノ葬処	1617. 10. 07
17A003a	法皇ヲ火葬スル棺	1617. 10. 07
17A003b	魂ニゲサル四門	1617. 10. 07
17A003c	日本人ニ英語ノ異名ツケシコト	1617. 10. 26
17A003d	大坂火藥庫焼ク	1617. 10. 20
17A004a	天主教僧異説ヲトナフ	1617. 11. 30
17A004c	罰金払ハズシテ腹キルコト	1617. 12. 07
17A005a	日本人英蘭人ノモノヌスミ日本人共ドモ罰セラル	1617. 12. 24
17A005b	卷一終リ	
17A005c	maky マキ物? 熊	1618. 01. 20

17A005d	荷蘭人英人早く王ヲ見ルコトヲ争フ	1618. 01. 20
17A005e	寺子屋教師カ	1618. 01. 20
17A006a	大村侯西班牙人ヲ誅スルコト	1618. 01. 21
17A006b	澎湖島ヲ「タカサガ」ト云シニヤ	1618. 01. 26
17A006c	権六ノ弟道安ヲ敗訴セシムルコト	1618. 01. 29
17A007a	乱酔シテ夫婦娼女ヲ従へ英館へオドリ入ルコト	1618. 01. 29
17A007b	松浦ノ士金ヲ英人ニカラントス	1618. 02. 09
17A007c	日本人英人ニ金カレハ返サヌコト	1618. 02. 11
17A007d	goshon 御朱印	1618. 02. 26
17A008a	葡萄牙人英人ヲ訴へ逆マニ敗ラル、コト	1618. 02. 26
17A008b	天主徒タリシ後藤庄三郎	1618. 03. 04
17A008c	此頃ハ日本ニ毒害盛ナリシニヤ、又天主徒ノ日本人新教徒ヲ忌シニヤ	1618. 03. 04
17A009a	長崎ニテ天主ヲ勤究スルコト	1618. 03. 07
17A010a	平戸侯臣下兄ノ讎ヲトラントスルモノニ襲ハル、コト	1618. 03. 25
17A010b	英人ノ妾ノ悪評ヲ唄フコト	1618. 04. 16
17A011	豪情ナル少年、□火ヲニギルヲオソレ白状スルコト	1918. 04. 28
17A012	女子ノコトより天主徒ノ究迫ニ及ブコト	1918. 06. 04
17A012	西国大名合従ノ風聞	1918. 05. 03
17A013a	蘭人支那人ヲ探ルコト	1918. 06. 07
17A013b	蘭人支那人ヲ沈メテカマハヌコト	1618. 06. 08
17A013c	蘭人英人ノ名ヲカタリ海賊ヲ行フ	1618. 06. 08
17A014a	蘭人支那船ヲ探ルヲ支那より江戸ニ訴ントス	1618. 06. 20
17A014b	板倉ニ蘭人ヲ訴ルコト	1618. 06. 21
17A015a	支那軍蘭人ヲ遣ントスル理由	1618. 06. 21
17A015b	蘭人去レハ英人亦去ルヘキ理由	1618. 06. 26
17A016a	英国ノ天ニ十字架出ニシトイフ評	1618. 07. 21
17A016b	顕官悪ヲナスコト	1618. 07. 26
17A017a	鍋島侯死シテ神トマツルル、コト	1618. 07. 27
17A017b	福島ノ□島津より大ナリシコト	1618. 08. 01
17A017c	蘭人英船ヲ捜シテ来ル	1618. 08. 08
17A018	英人支那人ヲ請テ蘭人ヲ訴ントス	1618. 08. 09
17A019	英蘭人口論ノコト	1618. 08. 09
17A020a	蘭人英人ノモノトリシニヨリ指南サル	1618. 08. 12
17A020b	小倉ニテ天主徒逆磔ノ事	1618. 08. 16
17A020c	道安敗訴ノコト前出	1618. 08. 19
17A021a	博多侯支那人ニムリニ貨物ヲ売シムルコト	1618. 08. 25
17A021b	英人大坂城主眠レルトキ、去ルコト	1618. 09. 13
17A022a	家康ノ碑ニ三百僧ヲ附スルコト	1618. 09. 16
17A022b	英人蘭人ヲ板倉ニ訴ルコト／板倉モ賂ヲトリシニヤ	1618. 09. 17
17A023a	板倉英人ニ駅宿紹介ス	1618. 09. 17
17A023b	此頃ハ外人来ル毎ニ娼妓ヲシテモテナサセシニヤ	1618. 09. 19
17A023c	Rockshacks 六尺 熊	1618. 09. 19
17A023d	六尺及馬ノ備貨	1618. 09. 19

17A024a	桑名侯英使ヲ好遇ス	1618. 09. 22
17A024b	雲助共ハ英使ニ無礼ヲ加ヘワビルコト	1618. 09. 25
17A024c	三島大火	1618. 09. 30
17A024d	小田原大火	1618. 10. 01
17A024e	正純大梨ヲ英使ニオクル	1618. 10. 07
17A025a	江戸ニテナリ 東照廟豊国廟ニマサルコト／正信ノ墓／東照公ニ殉死スルモノ 二人	1618. 10. 16
17A025b	江戸より三日路トアリ日光ナリ	1618. 10. 22
17A026a	愛宕坂／愛宕神地獄ヲ司ルコト／猪ヲツカフコト	1618. 10. 24
17A026b	増上寺也 秀康ノ墓	1618. 10. 24
17A026c	神示ノ鈴ナリ	1618. 10. 26
17A027a	弓矢八幡二十万人参詣賽銭多キコト 高田八幡ノコトカ	1618. 10. 26
17A027b	vento 案ズルニカ、ル場合ニハ日本語カ西語カ分ラズ 弁当トイフコトカ	1618. 10. 26
17A028a	コノ頃ハ將軍自ラ鳥ウチ又蘭人ノ借金払ハヌ迄知レル世ナリ	1618. 10. 30
17A028b	地震ノ理由／地震高潮ニ伴フコト	1618. 11. 07
17A029a	日本人交趾ニテ乱ヲ作セシニより朱印渡サヌコト	1618. 11. 09
17A029b	紀州侯ノ弟ニ大板三万四千両ツイヤスコト／旧宅ヲ好マヌコト	1618. 11. 17
17A029c	赤坂（午飯）ト岡崎（夕飯）ノ間	1618. 11. 26
17A029d	東福門院ヲ迎フル使ニアフ	1618. 11. 26
17A029e	桑名ニテ	1618. 11. 27
17A030a	桑名ノ興夫共英使ニ乱妨ヲ加ルコト	1618. 11. 27
17A030b	蝦夷熊踊リ	1618. 12. 06
17A030c	女妓ヲヨブコト	1618. 12. 06
17A030d	池田輝政ノ建シ城ノ故跡	1618. 12. 29
17A031a	博多ノ近傍ノ港	1619. 01. 06
17A031b	煙草より出火ノ事	1619. 01. 06
17A032a	英人蘭人ニ決闘ヲ求ルコト	1619. 01. 10
17A032b	20 pound sitrons 仏手柑ナリ	1919. 01. 06
17A032c	日本人英船ニ入ルモノヲサガスコト	1920. 12. 12
17A032d	借金アルモノヲ私ニ罰スル事	1920. 12. 19
17A033a	同盟休工ヲ命ズルコト	1921. 03. 23
17A033b	五島ノ城主將軍ノ女ヲキラヒ自殺トノ風説	1921. 04. 02
17A034a	平戸大水トノホラ預言	1921. 04. 08
17A034b	上巳休業 日本ノ耶蘇徒日曜ニ休マザリシコト	1921. 04. 13
17A034c	五島ノ城主夫妻ノ争訴	1921. 04. 26
17A035a	有馬侯英人歡ヲ通ズルコト／有馬侯ハ松倉豊後守カ	1621. 05. 20
17A035b	英白人ノ間ノ子	1621. 07. 06
17A035c	蘭人刑死ノ事	1621. 07. 24
17A036a	葡人英蘭人ト不和ナルコト	1621. 08. 18
17A036b	外船ト奴隸舟人武具入ル、ヲ禁ズ	1621. 09. 04
17A036c	此頃已ニ日本ノ女指輪ヲ用シニヤ	1621. 09. 16
17A037	猥褻乱妨ノ英人打タルコト／並ニ潮水ニテアラフコト	1621. 09. 16
17A038a	葡人英人ノ火薬庫ニ火付ントス	1621. 09. 23

17A038b	平戸侯ノ great uncle ナリ	1621. 09. 24
17A038c	耶蘇徒火葬セヌコト	1621. 09. 24
17A039	僧殉死ニ縊ルコト／指ヲキリ火葬ノ火ニ投ルコト	1621. 09. 24
17A040a	天主教正商人ト偽ルコト	1621. 11. 06
17A040b	暹羅王ノ使節江戸ニ来ルコト	1621. 11. 14
17A041a	英人負債アル日本人虐グルコト	1621. 11. 16
17A041b	Chicongo 四国	1621. 11. 29
17A042a	英人ヲ擒シテ強談ノコト	1621. 11. 30
17A042b	Gentero Dono 松浦侯ノ弟	1622. 01. 13
17A042c	夜中ヒソカニ牛コロシ英人ニオクルコト	1622. 01. 13
17A042d	日本人英人ヲ西人ニウルコト／英人日本囚ニ食与ヘヌコト	1622. 01. 15
17A043a		1622 年ノ記
17A043b	英人日本囚ニ食ヤルナト命スルコト	1622. 01. 15
17A043c	the admerall Shongo 向井将監ヲ「アドミラル」ト呼ブ	1622. 01. 30
17A043d	愛宕神像 前出	1622. 01. 30
17A043e	浅草寺ヲ見ルコト	1622. 02. 04
17A043f	wallnvtttes コレハ日本産ノ胡桃ニヤ	1622. 02. 05
17A043g	若衆カブキモ珍シキ故特ニ書セシニヤ	1622. 02. 19
17A044a	加藤忠広（？）蘭人館に行ること	1622. 02. 21
17A044b	加藤嘉明弟出火ノ事	1622. 02. 22
17A044c	將軍叔父ト戦ントスルトノ風説	1622. 03. 06
17A045a	松浦侯ノ母兄弟姉妹天主教ナルコト	1622. 03. 16
17A046a	「アダムス」ノ子死シテ向井将監ノ厄介ニナルコト 英蘭人座位ヲ争フ	1622. 03. 17
17A046b	APPENDIX CORRESPONDENCE.	
17A046b	Richard Cocks to E. I. Company/India Office. Original Correspondence vol. i. no. 121	1613. 11. 30
17A046c	「フレマン」英人ニ先チ日本ニ入ルコト	
17A047a	蝦夷ヲ「タータリア」ノ一部ト思フコト	
17A047b	Richard Cocks to Richard Wickham/India Office. Original Correspondence vol.i. no.127	1613[4]. 01
17A048a	日本ニ入り商スル心得	
17A048b	日本ニテ「エジエンレー」ヲ選ブコトノ著キ言詞ヲ用ルコト	
17A049a	同人ヘノ状／India Office. Original Correspondence vol.ii. no.138	1614. 04. 01
17A049b	「アダムス」天主教徒ニ歎視サル	1614. 04. 01
17A049c	William Adams ヘノ状／India Office. Original Correspondence, vol.ii. no.147	
17A049d	松浦法印重病／十字ノ旗ヲアグルヲ禁ズ	
17A050a	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.ii, no.189	1614. 11. 25
17A050b	此頃迄モ宗氏ハ將軍ニ従ハザリシニヤ	
17A050c	朝鮮人□行ニ帆アル車ヲ□ルコト	
17A050d	太閤朝鮮人ニ毒殺サル、トイフ説／太閤車ヲ以テ北宋ヲ攻ントセントノ説	
17A051a	Ralph Coppindall to Robert Larkin and Adam Denton/India Office. Original Correspondence, vol.iii. no.317	1615. 12. 05
17A051b	西葡人棺却サル、コト	
17A052a	日本人年々嗜好カハルコト 赤キモノ好マヌコト	

17A052b	Richard Cocks to [John Gourney]/India Office. Original Correspondence, vol.iii. no.319	1615. 12. 06
17A052c	西人日本人ヲ墨士哥よりオフコト	
17A052d	Richard Wickham to Richard Cocks/India Office. Miscellaneous Records, T. c. no.43	1616. 05. 22
17A053	Cogioodon 金地院崇伝?	
17A054a	家康斃ルトキ医殺サル、コト、支那医ヲ用シコト	
17A054b	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.iii. no.342	1616[7]. 01. 01
17A055	英人西人ト□スルコト	
17A056a	著者向井将監ニ呂宋攻ラス、メ豊臣氏ノ事ヲ日本民ニ忘レシメントス	
17A056b	將軍天子ヲウラムコト	
17A056c	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.v. no.615	1617[8]. 02. 15
17A057	死人宛ノ状ニ答ヘヌコト 前出	
17A058a	葡人日本ニ来リセリウリスルコト／秀忠英商ヲコマラスコト	
17A058b	台湾ト貿易始ルコト	
17A059a	朝鮮使五百人余ヲツレ江戸ニ来リ	
17A059b	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.vii. no.841	1619[20]. 03. 10
17A060a	秀忠内地国商人ヲ組合セシメ外人コマラスコト	
17A060b	西洋布日本ニテ戦時ニ多クウレルコト	
17A061	葡萄牙人英人よりモオクリモノニ便アルコト	
17A062	堺ニ天主教徒多カリシコト	
17A063a	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.vii. no.911	1620. 12. 13
17A063b	「アダムス」死シテ在英ノ妻子ニ金オクルコト	
17A064a	支那人互ニ相探ルコト	
17A064b	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.vii. no.911	1620. 12. 14
17A064c	「アダムス」日本人ニマサル特評アリ	
17A064d	日本組合シテ外国より入ル糸ヲ安クカフコト	
17A064e	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.ix. no.1078	1622. 09. 07
17A065a	天主教徒長崎ニテ刑セラル、コト	
17A065b	天主教徒ヲ盗出ントセシモノ刑セラル	
17A065c	秀忠耶蘇徒大キラヒノ事	
17A065d	Richard Cocks to the E. I. Company/India Office. Original Correspondence, vol.ix. no.1093	1622. 12. 31
17A066a	コレハ前文戦アル毎ニ布ノ値上ルトイフニアヘリ	
17A066b	大名徒党シテ將軍ヲ伐ントセシコト	
17A067a	Edited by Thomas Rundall, <i>Memorials of the Empire of Japon in the XVI and XVII</i>	
17A067a	Part I. A Description of the Empire in the 16th Century	
17A067b	日本人皆書ヲ能スルコト、	
17A067c	十四ニナレハ刀サスコト	

17A067d	茶ノ事	
17A067e	日本字ニナキ音	
17A067f	羽柴氏盛ナルコト	
17A068	コレハ刀刃ヲ鑄テ大仏トセンコトヲイフカ	
17A069a	秀吉ニソムキシモノ、事	
17A069b	Part II. Letters of William Adams, 1611 to 1617	
17A069c	Letter no.I.	1611. 11. 12
17A073b	「アダムス」日本ニ漂流シテ入牢ノ事	
17A074	葡人英人ヲ誤（讒）スルコト	
17A079	「アダムス」船ヲ作り價ヲ得ルコト	
17A080a	古郷ヲ慕フコト	
17A080b	「アダムス」色地ヲウルコト	アダムズ
17A082a	Letter no.II. Willam Adams to his wife	
17A082b	Purchas ニ出	
17A083a	家康アダムス問答	
17A083b	Letter no.III. To Autustin Spalding, in Bantam	1613. 01. 12
17A083c	日本ノ金銀ヲ利用シ英国より金出スニ及ズトセルコト	
17A084a	「アダムス」蘭人ノ為謀テ西葡人ヲ助ケザリシコト	
17A084b	「アダムス」西葡人ニ報仇ノコト	
17A084c	日本政治ナカリシコト	
17A084d	「アダムス」アウギウサマト名ラルコト安針の誤ナリ	
17A084e	Letter no.IV.	1613. 06. 11
17A085a	此船 1613June11 平戸近傍ニ碇泊ス頁	
17A085b	Tono 殿様カ	
17A085c	松浦法印英船ヲトフコト	
17A086a	人ニアフ礼	
17A086b	安針 案針カ	
17A086c	「ヴェナス」像ヲ「マリア」ト間違ヘ拜セシコト此事司馬江漢ノ書ニ出タリ (p.50)	
17A087b	stringes 琵琶ナリ	
17A088a	此辺 1613 ノ記	
17A088b	傀儡ノ事、妓夫價ヲ定ムルコト／女死スレハ馬ノ如ク葬ルコトカ、ルコトより 「クツワ」ノ名出タリケム	
17A088c	支那行記ニ出タリ	
17A088d	English Crofonia 黒船トイフコトカ	
17A089	日本人英人来ルト称シ小兒ヲオドスコト、黒船トイフ語	
17A090a	タメシギリノ事	
17A090b	死刑ノ行列、草賊大胆ノコト	
17A091a	[Purchas, vol.i, p.366 & c]	
17A091b	The journey vp to the courte	
17A091c	(Purchas vol.i, p.370 & c)	
17A092a	熊案ニ「コレコレ心悪イ」トイフ意ナラン	
17A092b	日本人西洋人ヲ高麗人ト間違ヒ嘲弄スルコト	

17A093a	海女娘赤キ事	
17A093b	此頃日本已ニ甲鉄艦ヲ作りシニヤ／Aug 27 大坂に入ル	
17A093c	大阪城	
17A093d	伏見ナリ	
17A095	伏見衛兵ノ行列	
17A096a	軍士行ヒ正キコト 食房の事	
17A096b	此トキ已ニ一里塚アリシ也 一休ノ狂歌ニモアリ	
17A096c	以下 Wm. Adams ノ状ツゞキ	
17A096d	家康ト Adams 対話	
17A098	家康蝦夷ヲ開ントス／京都ニテノ事ナリ	
17A099a	天主教僧秀頼ヲス、メ兵ヲ拳シメンコト／秀頼有馬ニ奔シトイフコト	
17A099b	コレ現存アダムスノ状ノ最後ノモノナリ	
17A100a	「アダムス」ノ遺産	
17A100b	Note A — Discovery	
17A101a	西洋人日本ニ通ゼシ始メ	
17A101b	田制ヨキコト	
17A101c	田ヲ□ル制ヨキコト	
17A101d	Population	
17A102	日本統計古クより正カリシコト	
17A103a	京、江戸、駿府ノ人口	
17A103b	日本内商ノ大ナリシコト	
17A104a	越後屋大ナリシコト	
17A104b	ナンノコトニヤ	
17A104c	黒キ狐ヲ尚ブトイフコト	
17A105a	Segè Dennoxen 関傳之進カ 熊	
17A105b	和蘭人凶歳日本人ニ助ラル、コト	
17A105c	「ジン」「ブランデー」ヲ日本人試作ノ事	
17A105d	日本人欧人ニ劣ストイフ説	
17A105e	Note R. Change of names	
17A105f	洋人ヲ名親ニシテ名ヲ改ルコト	
17A107a	贖罰無理ナリトノ論	
17A107b	Illustrations of Japan	
17A111a	松浦河内守裁判時ナリシコト	
17A111b	Caron 太閤ヲ second Tiberius トヨビシヲ Charlevoix 駁セシコト 曰ク 200 以上ノ missionaries & 1,800,000convert ノ内太閤タゞ二十六七人より多クハ殺サバリシト (p. 150 注)	
17A114a	家康より賜リシ朱印	
17A115	秀忠ノ御朱印	
17A116	右ノ條約ヲヨク守シコト	
17A117b	英人蘭人ヲ殺シテ絞刑ニアフコト	
17A118	日本ニ来ル洋人悪人ノミナリシコト	
17A119a	蘭人英人ヲ殺セシモノ醉タル後刑セラル	
17A119b	日本へ外国より輸入品	

17A121a	英人ラシヤヲキヌヲ見テ日本人之ヲ買ヌコト	
17A121b	日本ニ其頃已ニ綿多カリシコト	
17A121c	香料ウレヌコト	
17A122	日本より積出スル物価少カリシコト	
17A125a	英商会ツブレシ理由	
17A125b	APPENDIX. Summary of a narrative by his excellency Don Rodrigo de Vivero y Velasco, governor general of the Phillippine Islands, of his residence in the Empire: A.D. 1608-1610	
17A125c	コレハ Rundall ノ上述ノ書ニ pp.173-186 出タリ 然シ原書ニ就キ写ス 原書トハ <i>The Asiatic Journal</i> , New Series, vol.II, London, 1830, July 1830 ナリ 原題ハ <i>Travels in Japan</i>	1609. 09-1610. 08
17A126a	熊曰ク「アジアチク、ジヨルナル」此條ニハ記者ノ署名ナシ	
17A126b	呂宋太守「ドン、ロドリゴ」日本漂流記	
17A127a	流人アリト知テ日本女流涕スルコト・・・此処ノ「トノ」来ル三百人ツレテナリ	
17A127b	左ヲ上トスルコト	
17A127c	然ハ此輩ノ漂流処ハ常陸辺カ	
17A127d	西人ノモノ本人ニカエサル、コト	
17A128a	城ノスマヒ	
17A128b	人数多キコト／待遇ヨカリシコト	
17A129a	此頃ハ江戸ノ町カク広カリシニヤ／人民見物ニ群来ルコト	
17A129b	人民江戸ノスマヒ一日三ベンス	
17A129c	市街キレイナルコト	
17A129d	二階作り多シ	
17A129e	同商ノモノ同街ニスムコト／日ヨケノコト	
17A129f	生ガラ魚ヲカフコト／魚席	
17A130a	馬喰町ノコトカ	
17A130b	家屋敷ノ（近所ニ甲匠アルコト）紋ヲ門ニ打付シコトト見ユ	
17A130c	町制／辻ノ門番	
17A130d	本多上野カ	
17A131a	江戸城ノ宏壮／奉公人多キコト	
17A131b	軍人供エノ数	
17A132a	秀忠ノ容貌	
17A132b	駿河道ニ人多キコト	
17A132c	著者西班牙よりモ日本ヲ好ム	
17A132d	駿府人口五六十万 Cocks ト考合スヘシ	
17A133a	家康秀忠よりモ威アリシコト	
17A133b	西班牙人日本官吏ト礼ヲ争フコト／熊案ス本多上野ナリ	
17A134a	本多正純頭タ、キワビルコト	
17A134b	lattice-work 簾カ	
17A134c	秀忠亦同ジ	
17A134d	家康ニアフコト	
17A135	家康西使ヲシテ大名ノ貢献ヲ見セシムコレハ「アフリカ」Ulunda ノ王 1879. Dr. Buchner ニ偽使ノ貢献ヲ示セシコトニ似タリ Encyc. Brit. 9th ed. Vol.XVII, p.318.	

17A136	家康西使ノ請求三条ヲホムルコト	
17A137a	天子ヲ「ボイ」トイフコト	
17A137a	家康「メキシコ」より鉾夫を招ントス／京へ行ク道	
17A137b	京へ行ク道	
17A137c	網ヲ兩岸ニ渡シ船ヲヒキ渡ス	
17A137d	駅ニ人多キコト京都尤モ人口多ク世界一トノコト	
17A137e	京ヒロキコト	
17A137f	Fuxima 伏見	
17A137g	所司代ノ力、伏見大坂堺ニ及サヌコト	
17A138a	京ニ五千ノ寺塔五万ノ娼婦アリ	
17A138b	大仏 Cock ノ言亦然リ	
17A138c	大仏日二十万ノ工夫ヲツカラス「ママ」コト	
17A139	「カステル」ノ教会ノ不注意ニより日本ニ天主教徒絶ルコト	
17A139a	秀吉ノ墓	
17A139b	信長三十六派ヲ客ントスルコト	
17A139c	大坂ノ人口／□船ヨカラヌヲ見出シ又前將軍より招カレ駿府ニ之キ再ビ蘭人ヲ逐ンコトラス、メンガ 西班牙ノオクリ物受ク 1610 Aug.／日本「何ノ津よりカ知ズ」ヲ立ツ 二年近ク逗留ナリ／此人日本ニアリシ頃日本ニアル基督徒ハ三十万人トイフ此輩秀忠ノトキニ至リ多クハ刑セラル、	
17A140a	市政ヨク人民キレイナルコト	
17A140b	絹ノ上物支那より入ルコト	
17A140c	宝玉ヲ売ルヲ禁ルコト／1614 ニ基督教 300,000 より 1,800,000 トナレリ	
17A140d	西人追出セシ理由	

南方熊楠の見たイギリスの考古学

——アンティカリ協会を中心に——

* 志村 真幸

はじめに

南方熊楠と考古学の関わりについては、大学予備門時代の東京（大森、西ヶ原）での土器の収集、一九一〇年前後の神社合祀反対運動（古代の史蹟が神社にしばしば見られること、「南方二書」での涙壺への言及）から、これまでも注目されてきた¹⁾。

ただ、これらは別個のテーマとして独立してとりあげられ、相互の連関を欠く傾向があった。この点に関して、イギリス時代のアンティカリ協会（*Society of Antiquaries of London*）の例会への参加という要素をくわえることで、一連のつながりあるものとして描けるのではないか。なおかつ、アンティカリ／アンティカリアニズムは、熊楠の活動の根幹をなす要素であり、帰国後にとりくんだ史跡保存活動／天然記念物指定運動の出発点にもなったと考えられる。これまで熊楠がアンティカリアニズムから扱われたことはなかったが、その生涯を通しての活動に新しい光を当てられると期待される。

現在ではアンティカリ協会は考古学協会と訳されることが多く、実際に地続きの学問でもあるのだが、アンティカリアニズムと考古学には明確な差異がある。その点についても、本稿で総合的に示していきたい。

また、アンティカリアニズムは、実在する物体としてのモノを対象とする点に特徴がある。熊楠は植物や菌類、変形菌といった実物を研究対象とした一方で、書物というテキストにこだわ리つけた。また、イギリス時代に生物採取のためのフィールドワークから、『ネイチャー』『N&Q』への投稿および大英博物館リーディング・ルームでの洋書の筆写へと重点を移し、それに伴って植物学から人類学、民俗学、フォークロア研究へと大きく関心を展開させている。この点にもアンティカリアニズムの側面から迫れるだろう。

一 熊楠とアンティカリ、アンティカリアニズム

一八九七年五月一三日の熊楠の日記には、「夕館より帰途鎌田氏を訪、世子方に行、鎌田氏を待合せ、九時過古物学会に行く。畢てリード、ガウランド二氏と五人、学生会クラブに行、一飲の後リード氏とつれ歩いて其宅近くゆき分る」とある。古物学会はアンティカリ協会、世子とは紀州徳川家を継いでいた徳川頼倫（一八七二―一九二五年）²⁾。鎌田栄吉（一八五七―一九三四年）は紀州藩出身だったことから頼倫に随行しており、のちに慶應義塾の塾長を務めた。館とは大英博物館をさす。リードは、熊楠が大英博物館で面倒を見てもらっていたチャールズ・リード。

そして、ガウランドとあるのが、ウィリアム・ゴーランド（一八四二―一九二二年）で、一八七

二年からお雇い外国人（化学、冶金学）として大阪の造幣局で指導的立場にあった技術者、考古学者。ゴードランドは「日本考古学の父」と呼ばれ、関西を中心に、九州や東北、朝鮮半島まで訪れ、古墳の調査、測量、図化をおこなった。一八八八年の帰国後はアンティカリ協会、人類学会、ロイヤル・ソサエティに所属し、ストーンヘンジの保全工事や年代測定に関わったことで知られる。

一九世紀末、イギリスの「考古学」は、アンティカリ協会と人類学会の二ヶ所で進められていた。両会は、テーマ的にもメンバー的にも重複しており、たとえばリードは両方の会長を務めた。ゴードランドも右記のように両会に所属し、一九〇五〜〇六年には人類学会の会長に選ばれている。

熊楠とアンティカリアニズムの関わりは深い。大英博物館で熊楠と親しく交わったA・W・フランクスは一八九二〜九七年にアンティカリ協会の会長、リードは一九〇八〜一四年、一九二四年の二度にわたって会長を務めた。熊楠が初めてフランクスとリードに面会した一八九三年九月二二日の日記には、「片岡氏とプリチッシュ・ミュージウムに行、古物学部長フランクス氏及助手リード氏に面会。午餐談話の後、館内の別室を開かれ、仏像、神具等に付尋問あり。リード氏一々ラベルに筆記す。畢て邸にかへり、談話の後、夕に至り帰る」とある。大英博物館の重鎮だったフランクスとの面会がかない、同館に出入りするようになったときの話であるが、フランクスが古物学部長と記されている。もともと大英博物館には *Department of Antiquities* という部署があった。これが一八六六年に *British and Mediaeval Antiquities and Ethnography* となったとき、フランクスが責任者に就任した。フランクスの死後は、リードが引き継ぐ。

一八六六年の部門名の変更に、イギリスが一九世紀に世界各地に植民地をもち、*Ethnography* = 民族誌の対象となるような文物が本国へもたらされるようになったためである。そのとき部門を新設するのではなく、古物学部を拡張するかたちで対応したのであった。このことは、一見すると奇異に思われるが、両者の近親性を反映したものであったといえよう（ただし、本稿では深入りしない）。

この部局を熊楠は古物学部としている。すなわち、*Antiquities* を日本語の「古物」にあてた。*Antiquities* は翻訳の難しい言葉で、おおそ古代の遺物を意味し、骨董品や古美術品と訳されることもある。古代エジプトやメソポタミアの出土品、古代ギリシャやローマの遺物をはじめ、イギリスの石器や土器、貨幣や宝飾品、中世の彩色写本などもふくまれる。ただし、かならずしも高価な品物に限らない。そして、*Antiquities* を収集・研究するのがアンティカリであり、そのような趣味・態度のことをアンティカリアニズムと呼ぶ。

熊楠は大英博物館の *British and Mediaeval Antiquities and Ethnography* という部署で、アンティカリ協会の会長であったフランクスに受け入れられ、その助手のリードのもとで *Antiquities* の整理と調査に携わった^③。すなわち熊楠は *Antiquities* やアンティカリと密接に関わっていたことになる。熊楠がアンティカリアニズムに親しんでいたのは必然といえよう。

熊楠は渡英以前から「古物」の語を用いており、一八八五年一月三日の日記に「古物学用 二十九箇」と、一月中に得た標本に関する記述が見られる。さかのぼって確認すると、一月六日の「朝六時半より西ヶ原村山林学校に趣き、松下友吉、野尻貞一二氏と校内及び滝不動辺にあそぶ。滝不動辺の化石をとらんとするも、寒氷凝固して手を下すべからず。[……] 此日二氏所採集、古土器片及古介殻を獲たり（校内及滝不動辺）」にある「西ヶ原村山林学校」出土の「古土器片」が該当するようだ。四月末にも同様の記録があり、熊楠は「古物」を考古学的な遺物をさす言葉とし

て用いていたと理解される。

幕末の代表的な英和辞典である『改正増補 英和对訳袖珍辞書』（一八六七年）を見ると、「Antiquity」に「昔時、古人、古物」の訳語があてられている⁽⁴⁾。古物の語を用いるのは、一般的であったといって差し支えないだろう。なお、「Antiquarian, Antiquary」の項目もあり、「古事を知りて居る人」とされている⁽⁵⁾。

熊楠は帰国後も「古物」という言葉を使いつづけ、蔵書の分類に「古物」「古物学」の項目を立った。M. Mallet の *Northern antiquities; or, an historical account of the manners, customs, religion and laws, maritime expeditions and discoveries, language and literature of the ancient Scandinavians*（一八四七年 南方熊楠顕彰館所蔵番号 [洋 377.24]）に「北方古物志」と訳題が書きこまれた例もある。アンティカリについて、従来は尚古家、好古家と訳され、アンティカリアニズムは尚古趣味、好古趣味、古物趣味となる。しかし、これに対して近代イギリス史研究者の川島昭夫は、日本語に訳すことの困難さを述べている。「アンティクアリーの訳語にはいつも悩まされる。私が長年愛用したコンサイス辞書には、「尚古家」「好古家」という語が収録されていたが、最近の電子辞書にこの語はないようである。現代語にあらずとしてデリートされたということか。かわって「古物研究者」「古物収集家」という訳語があてられている。しかしこれでは、アンティクアリーと呼ばれた人たちの、生来の性癖につき動かされる、止むに止まれずといった心理的動機の部分が窺い知りえなくなってしまう⁽⁶⁾」というのである。

さらに「アンティクアリーが行うのは「調査」や「研究」であるが、それはあくまで行いたいから行うもの。趣味の領域といってもよい。アカデミックな学問として承認され、たとえば大学で講座ができカリキュラムにとりいれられたことは一度もない⁽⁷⁾」と述べる。

むしろ、アンティカリは「職業ではなく「……」人間の類型」なのだ指摘し、「いたずらに過ぎし日に回顧的な愛情を抱かざるをえない欠陥人」、「尚古家の行うことは多種多様だ。教会の窓の形式を分類する人、墓碑銘を書き止める人、古書を収集する人、迷信や俗習を集める人、燧石で製作された石器を発掘する人、系図を作成する人、古英語を習得しようとする人、古代ローマ人の格好をしようとする人⁽⁸⁾」と並べている。

アンティカリは職業ではなく、学問分野でもない。そのため、意義や境界がはっきりせず、多様であり曖昧なのである。この点は、まさに熊楠の活動とも重なるだろう。なお、アンティカリと同義の言葉として、右記の『改正増補 英和对訳袖珍辞書』にも出ているように、かつてはアンティカリアンという語があったが、現在ではもっぱら「古書店」「古書業者」をあらわす言葉となっている。

二 神社合祀反対運動

熊楠がアンティカリ協会へ徳川頼倫らを案内したことは、神社合祀反対運動との関係から、橋爪博幸、武内善信らによって注目されてきた⁽⁹⁾。熊楠の文化財保護の出発点のひとつをイギリスに想定し、エッピング・フォレストの保全運動と並んで、アンティカリ協会例会への出席（およびヨーロッパとの交流）が注目されてきたのである。

神社合祀反対運動に際して、熊楠は神社を保全すべき理由を多数挙げた。そのなかに、神社に付随して見つかる遺跡を保護しなければならないとの訴えがふくまれており、このアイデアの原点に

アンティカリ協会の例会出席が考えられてきたのである。たとえば、「南方二書」では、和歌山市の日前宮に多数の古塚があったが破却されてしまった件、神子浜の神楽神社の古塚からインベ（甗瓮、素焼きの土器）が盗掘された件などが挙げられている⁽¹⁰⁾。こうした考古学的な遺物への注目は、まさにアンティカリたちがおこなってきたことであった。

同時に、この例会訪問および前後のゴーランドやリードとの意見交換は、日本における天然記念物という制度そのものにとっても重大な意義をもった。のちに徳川頼倫が文化財保全に向かうきっかけとなったのである。頼倫は一九一一年に史蹟名勝天然記念物保存協会を設立し、みずから総裁に就任した。同会の目的は史跡や老樹の保存にあり、やがて一九一九年に国によって史蹟名勝天然記念物保護法が制定される。さらにいえば、熊楠が天然記念物という制度を利用して、神島や安藤みかんを保護したことも、アンティカリ協会との関わりの延長線上にある。

熊楠は頼倫とともにアンティカリ協会の例会を訪問したことを、いくつかの機会に記している。「神社合祀反対意見―人類学校校長博士坪井正五郎教授及び同会員大野雲外君に与へたる書簡」（『牟婁新報』一九一〇年一月一八日）では、「予幼時聞及べる俚謡を考えて、海草郡和佐村□必ず古器隠蔵の塚有るべきを、龍動で旧藩主徳川侯に話し申上げるに、近年侯此事を大野雲外君に話し、遂に同村古墳石棺曲玉等の大発見に及しにて例證すべし」、また「廿九年の春、大英博物館、人類学部長「リード」氏、学士会院倶楽部で、徳川侯、鎌田栄吉氏及び予を饗せられし時、以前中の島造幣局建立者にて、目今人類学会長たる、「ガウランド」教授も来りて「日本人が陵墓制の古塚は、古へ帝都有りし地近くのみ存すと思ひ、其をのみ保存するは残念也、帝都付近ならでも多くあり、仮今年処浩漠として、誰等人の物と分らずとも、貴国の古く正しきは、職としては由るなれば、齊く悉く十分保存有度事也」と云へり」⁽¹¹⁾とある。なお、ここでは大英博物館の部局名が「人類学部」とされている。エスノグラフィアーの部分から、こう訳したのでろう。

ほかに、「英国滞在中の徳川頼倫侯」（『南英育英会会報』三〇号、一九二五年九月）では、

明治三十年夏、小生案内にて侯と鎌田栄吉氏と三人、英国皇立人類学会の例会に赴きしことあり。諸家の演舌過ぎて後、日本の侯爵来たりとて、会員二、三の人、侯に近付きいろいろ談されたり。それより、会長（只今男爵）チャーレス・ヘルキュールス・リード氏と学士会員ウィリアム・ガウランド氏（中の島の造幣局創立に大功ありし人。「森」狙仙の名画を多く所持し、英国学士会院の夜会ごとに陳列して自ら悦ばれしが、大戦中これを日本へ売り戻し、その金を国家へ寄付せり。一昨々春、本山彦一氏拙宅を訪れし時の話に、熊鷹が猴を掴むところの名画幅物は同氏が買われた由）が、侯等三人を学士会院倶楽部に延いて小饗宴を開かれ、それが済んで侯と鎌田氏は馬車、ガウランド氏はどうしたか記憶せず、リード男と小生と打ちつれ日本道でおよそ十五、六町徒歩して帰り候。

その時、リード男、小生に問いしは、かの侯は学問ありや。小生答う、学問はあまり好まぬ方なり。よって博物館へ案内して、短き時間に学問の要点どもを面白く分かりやすく説明して、半日ごとに学問の大体を会得されんことを期して同行する。なかなかの骨折りなり。⁽¹²⁾

と述べている。「英国滞在中の徳川頼倫侯」は、頼倫の逝去に際して熊楠が寄せた一文であった。さて、この二つの記録を見ると、会の名称と、訪れた年に不一致が認められる。「神社合祀反対

THE COUNCIL OF THE SOCIETY OF ANTIQUARIES OF LONDON.

SIR AUGUSTUS WOLLASTON FRANKS, K.C.B. LITT.D. D.C.L. F.R.S.
PRESIDENT.
SIR JOHN EVANS, K.C.B. D.C.L. LL.D. Sc.D. F.R.S.
JOHN HENRY MIDDLETON, Esq. LITT.D. D.C.L.
CHARLES DRURY EDWARD FORNUM, Esq. D.C.L.
VICE-PRESIDENTS.
* * * * *
EDWIN FRESHFIELD, Esq. LL.D. TREASURER.
FREDERICK GEORGE HILTON PRICK, Esq. DIRECTOR.
CHARLES HERCULES READ, Esq. SECRETARY.
EDWARD WILLIAM BRADBROOK, Esq.
CASPAR PURDON CLARK, Esq. C.I.E.
REV. EDWARD SAMUEL DEWICK, M.A.
ARTHUR JOHN EVANS, Esq. M.A.
EMANUEL GREEN, Esq.
WILLIAM JOHN HARDY, Esq.
RICHARD CLAVERHOUSE JEBB, Esq. LITT.D. LL.D. D.C.L. M.P.
JOHN THOMAS NICKLETHWAITE, Esq.
WILLIAM MINNET, Esq. M.A.
PHILIP NORMAN, Esq.
MILL STEPHENSON, Esq. B.A.
JOHN GREEN WALLER, Esq.
JOHN WATNEY, Esq.

図 1

アンティカリ協会は、一七〇七年創立とされ、一七五一年に王による認可が与えられ、ロイヤル・アンティカリ協会となった。

アンティカリとは、現在でいうところの考古学、歴史学、骨董に関心をもつひとたちである。あくまでも、趣味として携わるアマチュアたちで、アンティカリとしての活動によって生活の糧を得ているのではない。協会のメンバーには、大土地所有者（貴族をふくむ）、医師、法律家、聖職者がふくまれ、博物館関係者、大学関係者、図書館員も見られた。フランクスとリードが会長を務めたように、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけては、博物館関係者が重きを占めるようになる。アンティカリ協会では、このような身分も地位も職業もことなるひとびとが、趣味の部分でつながっていたのであった。

フランクスとリードの二人とも名がある一八九五年の役員一覧【図1】を見ると、国会議員のほか、ロイヤル・ソサエティ会員もいる。学位、エスクワイアなどを示す略語が名前のあとに並び、肩書きの多いひとたちである。

協会の本部と図書・資料室は、ロンドンのピカデリーにあるバーリントン・ハウスに置かれ

意見」では、「明治二九年春」（一八九六年）にリードが学士会院倶楽部で頼倫、鎌田栄吉、熊楠をもてなし、ゴーランドも出席したことになっている。これに対して、「英国滞在中の徳川頼倫侯」では、「明治三十年夏」（一八九七年）に、頼倫、鎌田とともに「英国皇立人類学会」の例会へ出席したとされる。この点について、従来は熊楠と頼倫が一八九六年と一八九七年に、アンティカリ協会と人類学会のそれぞれに参加したと理解されてきた¹³⁾。しかし、これは熊楠の記憶違い、混乱ではないかと思われる。

まず、熊楠が頼倫と初めて会ったのは、一八九六年七月七日のことであった。二人の初顔合わせについては、吉永武弘が詳細に調査しており、ロンドンのリージェント・ストリーートのカフェ・ヴァレーで開かれた紀州出身者による歓迎の集いであつたのがわかっている¹⁴⁾。すでに七月であり、「春」の段階で両者がともに行動していたはずがない。日記にも、あてはまりうる期間に該当する記事は見つからない。

また、古物学会と英国皇立人類学会と、会の名称が違うが、右の二つの文章、さらにこのあと見ていく熊楠の回想に明らかとなり、参加メンバーや会話の内容など、語られている内容は同一である。そして人類学会については、熊楠の日記のどこにも参加の記録は発見できない。そのため筆者は、熊楠および頼倫は人類学会にはまったく参加していないと考える。アンティカリ協会に出席したことを、のちになって思い違ひしたのであろう。混乱の理由としては、両会の性格も所属メンバーも近かったからではないか。

三 アンティカリ協会とアンティカリたち

ている。この建物には、ほかにロイヤル・アカデミー・オブ・アーツ、地質学会、リンネ協会、天文学会、化学会も所在しており、イギリスの学問のひとつの中心となっている。このことから、イギリスの学術世界におけるアンティカリ協会の位置づけが理解できるだろう。

二〇〇七年にロイヤル・アカデミー・オブ・アーツで開催された「歴史をつくる」という展覧会は、アンティカリ協会の設立三百年を記念し、同会の収集品を中心にその歴史をたどるものであった。ハンフリー・ウォンリール三人が、ロンドンのタヴァーンで顔を合わせ、その後も会合を継続することを約束して散会したのが一七〇七年一月で、それから数えて三百年ということである。ただし、このとき始まったものは、翌年までには休止してしまい、改めて会合が催され、現在までつづく組織が確立したのは一七一七年であった。ともかく、長い歴史のある学会といえよう。

アンティカリという存在は、もちろんこれ以前からおり、一七世紀の詩人であるサミュエル・バトラーは『ひとさまざま』のなかで、アンティカリを「哲学者まがい。虫が食ったような世迷言に、生まれつきの奇妙な愛情を抱いている。されば頭蓋の中に虫が巣くっているのは明らか」と酷評している¹⁵。

また川島によれば、「英国の誰彼について、人名事典で経歴を確かめっていると、思いがけず「尚古家」と記されていることがある。ただし、それはいつもほかの何かの社会的な職責や職業とくみあわされている。政治家、であって尚古家とか、文学者、であって尚古家とか」¹⁶という。アンティカリが職業ではなく、趣味の部分だというのは、こういうことなのである。

川島は、ほかにもたとえば小説家のウォルター・スコット、化学者のボイル、物理学者のニュートンにもアンティカリの一面があったと指摘する。ボイルはスコットランドの妖精譚を集めたし、ニュートンは聖書の年代決定に数学の才能を応用していたからである。またニュートンの晩年に、その身辺にあつて思い出話を聞きとつたのは、一七一七年にアンティカリ協会が再組織されたときの中心人物で、「ドルイドの大司祭」と渾名されたウィリアム・ステュークリという牧師であつた。ニュートンの林檎の逸話も、ステュークリが記録したものである¹⁷。

熊楠について従来は、ナチュラリスト、すなわち博物学者といわれてきた。博物学とは、動物学、植物学、地質学の三つの分野に関する研究活動をさす。これに対して、アンティカリは人間に関わる部分に関心をもつひとたちであり、現在の考古学、歴史、民俗学にあたるような領域が対象となる。熊楠はたしかに博物学の仕事をしたひとだが、そこからはみでる部分も少なくない。熊楠をアンティカリと位置づけては、おかしいだろうか。

アンティカリには、だれでもなれる。学歴や地位や階層は関係ない。もちろん資格も必要ない。そのため外国人の熊楠も、フランク스에「仲間」として迎えられたのであつた。また、モノを扱うという特徴から、博物館という場がアンティカリたちの結節点として機能した。大英博物館で仕事をするようになり、フランクスやリードに「師事」した熊楠がアンティカリの世界に入つていったのは、当然のことであつた。そして、それによって従来からアンティカリの扱ってきた考古学、民俗学、歴史などへ関心を広げていったのである。

熊楠が多数の英文論考を発表した『フーツ・アンド・クエリーズ (N&Q)』もアンティカリたちが活躍する雑誌であつた。『N&Q』は一八四九年、ロンドンでウィリアム・ジョン・トムズというフオークロアや神話の研究者によつて創刊された。トムズはロンドンのウェストミンスター生まれ。一八四五年から八二年まで上院の文書館に勤務し、典型的なロウワーミドルクラスの下級官吏

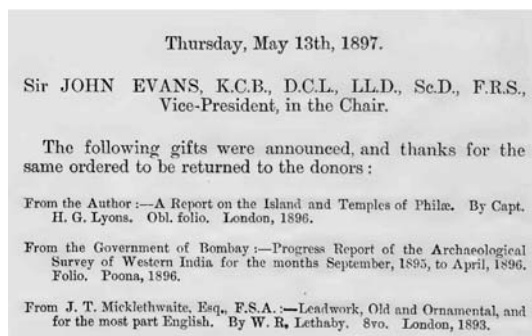


図 2

であった。そして一八三八年から、アンティカリの代表的な団体のひとつであるカムデン協会のセクレタリを務めている。パブリックスクールや大学は出ておらず、アマチュアの研究者であった。『N&Q』には「文人、芸術家、アンティカリ、系図研究者のための情報交換誌」という副題が付けられており、明確にアンティカリが読者／投稿者として想定されていた（ただし、一八六三年に「文人、一般読者など」に変更）。実際に誌面を見ても、アンティカリによる投稿が多い。署名に「アンティカリ」と添えられたケースのほか、肩書きにFSA、すなわちアンティカリ協会会員とある人物が少なくない⁽¹⁸⁾。

これらからすると、熊楠をアンティカリアニズムの世界の所属メンバーであったとみなすのに十分な妥当性があると考ええる。

四 熊楠と頼倫の出席した例会

一八九七年五月一三日の例会に参加したきっかけ、理由、目的は不明である。フランクスやリードからアンティカリ協会について説明されていた可能性は高いと思われるが、直接的な証拠は見つからない。

この頃は頼倫の二度目のロンドン滞在の宿所探しを引き受けた熊楠が、大英博物館東洋図書部長のダグラスと交渉し、いったんは決まりかけたものの、やがて決裂してしまった時期にあたる。頼倫と行動をとにもする機会は多く、例会のあった一三日以降も、あちこちへガイドしている。五月二六日には大英博物館を案内し、ダグラス、孫文と引き合わせた。九月三日には、キュー・ガーデンへ行った。このあと、九月末に徳川頼倫はイギリスを去って渡米する。

さて、五月一三日の例会【図2】では、会長のフランクスが病氣のため、副会長のジョン・エヴァンズが座長を務めた。なお、フランクスは五月二日に死去し、それにもなつてハロルド・デイルン（一七代デイルン子爵）が会長に選出される。デイルンは、当時、人類学会の会長でもあった。この日の例会で熊楠はデイルンと会話を交わしており、のちに神社合祀反対運動で海外に助けを求めようとしたとき、筆頭候補としてデイルンの名を挙げることになる（「合祀反対論英訳」『牟婁新報』一九一〇年三月一二日）。なお、熊楠はデイルン卿、

デイルン卿と記した。

柳田国男宛の書簡でも、「かつて徳川侯とつれてデイルン卿（ロンドン塔^{タワー}すなわち大武庫兵器陳列所、わが遊就館の大なるものごとし、その塔の総裁）に面せしとき、侯に向かい、この人真に驚くべき学者なりと言われしは、小生は何とも思わず、また今始めて人にいうこととなるが、ずいぶんの面目なりし」⁽¹⁹⁾と記している。

この日のプログラムは、以下のようなものであった（例会の記録である *Proceedings of the Society of Antiquaries of London, Second Series, vol. xvi* による。各報告にはタイトルが付けられていないため、発表者名と概要を示した）。

・寄贈品一覧の報告



図 4



図 3

- ・モーガン・ウィリアムズ
- テムズ河で発見されたバイキングの剣【図3】
- リードのコメント
- ・エドワード・バリ
- テムズ河で発見された、右と同時代のノルマン人の剣
- ・シドニー・クレイン
- ミドルセックスで見つかった煉瓦製の容器
- ・リンカン・インの役員たち
- 一五世紀のアラバスタ製のパネル彫刻
- ・J・A・クラーク
- リンカン・インで出土した水差し
- ベイルドン・インのコメント
- ・エヴェラード・グリーン（書簡による報告）
- 大司教位の紋章【図4】
- ・ジョン・ホープのコメント
- ・ウィンドル教授

マンセッタ付近のローマ時代の焼きもの

残念ながら、参加者リストはなく、熊楠や頼倫についても記録されていない。さきの熊楠の回想によれば、プログラムの最初から最後まで参加したようである。日記には、夜の九時に到着したとあり、かなり遅い時間にスタートしたことが分かる。

熊楠は土宜法龍への書簡（一九〇三年七月一八日付）で、このときのことを次のように記している。

かつて紀州侯世子頼倫氏に陪して鎌田栄吉と英学士会員クラブに饗応を享けしとき、陪膳のガウランド氏（旧中島造幣所長）いわく、妙なことは日本の古代の神剣も今ここに（そのとき、テームス河の底より出でたるを、世子の覧に供せしなり）ある古ブリトン人の太古の剣も、銅と錫の合わせ方幾千分の一匁というまでも微細に合うことなり、といえり。²⁰

テムズ川の底から発見されたという剣は、エドワード・バリー（ないしモーガン・ウィリアムズ）の報告にあるものだろう。終了後の会食中に、ゴーランドが日本の例と対応させて説明したのもと思われる。

またこれに関連して、頼倫のことを法龍に以下のように記している（一九〇二年五月三日付）。

徳川頼倫（家達公の実弟にて紀州侯の世子たり）龍動に在し日、予をしばしば招き色々話させて聞れたり。予も始めは固辞せしが、色々と請るるから往るなり。此人学問は嫌ひなりといふ。予思ふに指導其法を得ざるにすることに、総て貴人は愚昧の黎民よりは性質の優れたるものありと思ひ、諸処の文庫、博物館等へつれゆき、分りやすく大体の道理を条立てて話せしに、中々呑み込みよく早さりの人にて、一つかどの智識を得たりと悦ばれぬ。予言ひしは、欧州ただ見て雲烟過眼で帰たりとて何の益なき夢かパノラマ見しと異なることなかるべし、所志を貫き一事を成すとか、終夜不眠して発明して世を益するとかは貴人のなすわざに適せず、一番此行を無にせぬことは書籍多く買ひ来り、人に見せてやり、其得たる話して聴きて自ら楽まれよと申せし。果して其通りに多々書籍を買ひ入れ、旧来の蔵書と共に飯倉町の邸に南葵文庫といふを公開し、旧臣の子弟を集め縦覧せしめ居る由新聞にて見たり。これは施餓鬼や奉捨などにまざること万々にて、実に貴人の相当の楽しみなる上、自来旧臣の子弟より人物多く出ることとは期して待つべし。²¹

五 ゴーランド

この日は日本や東洋関連の報告はなく、熊楠らの参加した理由が分からない。ところが、この直前の例会を確認すると、ゴーランドが四月二十九日、五月六日の例会で報告（ペーパーの読み上げ）しているのが見つかる。『On the Chambered Tumuli and Burial Mounds of Japan』と題され、石室をもつ日本の古墳についての内容となっている。おそらく、これがきっかけとなって参加することになったのではない。そして例会終了後に、熊楠と頼倫に対して、前述の「神社合祀反対意見」のようなことを説いたと推定される。

ゴーランドについては、日本考古学の誕生に関わったことから、非常に先行研究が多く、アンテ

イカリ協会関連では、竹村亮仁らが調査をおこなっている²²⁾。

熊楠の日記には、ゴーランドとの交流が記録されており、一八九七年に六件が見つかる。

◇五月十三日

夕館より帰途鎌田氏を訪、世子方に行、鎌田氏を待合せ、九時過古物学会に行く。畢てリード、ガウランド二氏と五人、学生会クラブに行、一飲の後リード氏とつれ歩いて其宅近くゆき分る。

◇五月二十八日

午下ガウランドを訪ふ。それより博物館に之、ダグラス氏に面す。氏、世子の室の謝絶状を出すことに決す。

◇五月二十九日

午後ガウランド氏を訪、三時に至り田島氏を訪ふ。

◇六月一二日

夜ガウランドを訪、已に十一時前なれば開けず。見る内灯消ゆ。因て散歩して帰る。

◇六月一四日

午後ガウランドを訪、不在。所借の書を返し、田島氏を訪。夕別れ出、トテンハムコートに至り、飯ひかえる。

◇一月一五日

夜荒川氏及ガウランドを訪、不在。

五月一三日の例会の日に初めて顔を合わせたあと、ゴーランド宅を五回訪問している。ただし、実際に会えたのは二回だけだったようである。熊楠がゴーランドから借りた書籍についての詳細は不明。

さらに日記をたどっていくと、一九二二年一〇月一日に、「九月のネーチュールに出たるマンの広告を見てガウランド氏の死を知る 予の知人也」とある。『マン』は人類学会の機関誌で、のちに熊楠も一九〇一―二〇年分を一括購入した。なお、南方熊楠顕彰館の蔵書類には、ゴーランド関連のものは見当たらない。

六 熊楠の史跡保存運動へ

アンティイカリ協会例会への参加はわずか一回かぎりではあったが、フランクスやリードとの関わり、そしてゴーランドからの話と合わせ、熊楠に史跡保存の重要性を認識させることになった。

一九一二年二月九日付の白井光太郎宛書簡に同封された原稿である「神社合祀に関する意見」では、次のように述べている。

和歌山市近き岩橋村に、古来大名が高価の釜壺を埋めたりと唄う童謡あり。熊楠ロンドンにありし日、これを考えてかの村に必ず上古の遺物を埋めあるならんと思い、これを徳川頼倫侯に話せしことあり。侯、熊楠の言によりしか否は知らず、数年前このことを大学連に話し、大野雲外氏趣き掘りしに、貴重の上古遺品おびただしく発見せり、と雑誌で見たり。英国のリッ

ブル河辺の民、昔より一の丘上に登り一の谷を見れば英国無双の宝物を得べしという古伝あり。啞おろと思ひ氣に掛くる人なかりしに、七十二年前、果たしてそこよりアルフレッド大王時代およびその少しのちの古銀貨計七千枚、外に宝物無数掘り出せり。紀州西牟婁郡滝尻王子社は、清和帝熊野詣りの御旧蹟にて、奥州の秀衡建立の七堂伽藍あり。金をもつて裝飾せしが天正兵火に亡失さる。某木の某の方角に黄金を埋めたりという歌を伝う。数年前その所を考え出し、夜中大なる金塊を掘り得て逐電せる者ありという。⁽²³⁾

地中から古代の貴重な遺物が発見された例をイギリスと日本から紹介し、なおかつ現地に伝わる「童謡」「歌」との関連性を指摘している。まさに考古学と民俗学の合流点にあるような逸話といえる。

一九一〇年一月一日から『牟婁新報』に連載された「神社合祀反対意見―人類学校長博士坪井正五郎教授及び同会員大野雲外君に与へたる書簡」では、すでに引用したロンドンでの頼倫との会話に続けて、「富田の権現平なる岡に、金比羅社有し」「……」里伝に、古へ熊野権現此岡に鎮座せし「……」此所でも古器出でし事あり」とし、さらに、

今紀州の諸社を見るに、多くは太古其地を司り住みし貴人の塚の上に立る者にて「……」其中実に「陵墓制」なるも少からず「遺品」を伏[□]るも多し、耶蘇教は過激の教にて、其欧州に入り弘まるに際し、一切の古社旧蹟を滅却して顧みず、其余弊英独の旧邦と自称するすら、辛うじて六七百年前の史蹟を存せるのみ、故に目今銳意して有史前の遺蹟を還原保存するに務め、随所其会合あり、甚しきは、知人「ノーマンロツキヤー」男等は断片の里話と星曆の学とを参考して精緻の科学機械を發明し以て古碑古塚を[□]興せるに力め居れり⁽²⁴⁾

とする。そのあとにも、「ネーチュール」雑誌、十一月十一日刊行の分に、独逸国自然遺蹟保存会奨励の実況を載せあるを見て「(一月一日)、「熊野諸王子の社を見るに何れも最古き本邦固有の神社にして実は上世貴人の塚を斎祀せるを、後に神書に著き諸神を勧請し、社殿を其上に建た」(二月二日)とある。熊楠の意識が史跡や遺物の保存へ向かつているのが読みとれる。

前述のように、アンティカリたちは博物館と強いつながりをもった。大英博物館のフランクストリードが代表であるが、もっと早い時期にも、たとえばイライアス・アシュモール(一六一七―九二年)が集めたコレクションは、オクスフォードのアシュモリアン博物館となっている。フランクスは自身でもローマ遺物、東洋陶磁、根付、カードなどを集め、のちにあちこちの博物館に収蔵された。アンティカリたちの集めたものの保存と管理には、博物館への収蔵が確実であった。

さらにここからは、コレクションの形成方法という問題が出てくる。考古遺物を集めるには、もちろん自分で発掘すればよいのだが、ほかの発掘者や仲介業者から購入することもあった。すなわち遺物、遺跡、出土品は誰の所有に帰すべきなのかという、現在までつづく問題を見てとることができる。

このことに熊楠は気付いており、「南方二書」で次のように説明する。

英国の treasure trove の法に倣い、土器、石器、そのほか土中より掘り出す考古上の品は、一

切皇室の物とし、その筋へ献上し、その筋にて御査定の上、大学または帝室博物館へ留め置かれ、さまでにもなき品は本人に下付して随意に売却せしめ、また社地より出たるものは、これをその社に下付して神宝とし、永世保存せしむること。

このことはもつとも必要なることにて、只今も当地近く、古塚より曲玉、インペ、管石等おびただしく出で候も、小生は往き視ず。視たところで、ただただ姦商を惹き出し、種々悪策を生ぜしむるのみなればなり。この辺で出る古器に珍なもの多きも、何のわけもなく散佚するは惜しむべし。何とぞ政府にこのことに関する bureau を作り、軽便なる方法をもって、かかるもの出るごとに役場より一切ひとまず政府へ送らせ、大学等にて鑑査の上、取り上ぐべきものは皇室の御有として、大学等へ留め置かれ（英国も然り）、不明の分は本人へ還すようありたきことなり。

さて、漸をもつて諸神社蹟また古塚等を巡廻して発掘させ、一切皇室の御物とされたきことなり。（それぞれへ御貸し下げは適宜とす。）⁽²⁵⁾

近世以降、西ヨーロッパでは、国土はすべて究極的には国王の所有下にあると考えられるようになり、treasure trove、すなわち出土物も国王のものみなされた。二〇世紀初頭になると、考古遺物の発見者は報告の義務を課された。適切な公的機関に引き渡されたのち、博物館などに収蔵された場合には、対価として「適切な金額」が財務省から支払われるのが慣行となった。そのことを熊楠は知っており、松村任三を相手に、日本でも同様の仕組みをつくるべしと説いているのである。

以上は埋蔵文化財の出土に対応するものだが、一方で日本の「史蹟」にあたるものを保護する法律は、イギリスでは Ancient Monuments Protection Act 1882（正しくは、An Act for the better protection of Ancient Monuments）を嚆矢とする。中心になって推進したジョン・ラボックは、銀行家、政治家、生物学者、アンティカリで、大英博物館理事も務め、人類学会の初代会長（一八七一―七二年）、アンティカリ協会の会長（一九〇四―〇八年）にも就いている。

ラボックは一八七三年から立法に向けて活動しており、当初は「先史時代やローマ時代のアンティキティーズ」を対象として考えていた。まさにアンティカリによって、アンティキティーズを守るためにつくられた法律だったのである。結局は「モニュメント」、すなわち構造物へと変更されたが。一八八二年法のあとは、一九〇〇年法、一九一〇年法などとして改正されていく。

一八八二年法はイギリス国内の六八ヶ所の遺跡の保護を目的とした。ほとんどが先史時代のものであり、多くは土塁などの地表構造物、石造の遺跡であった。一覧を見ると、ストーンヘンジ、シルベリー・ヒル、エーヴベリのヘンジなどが並んでいる。

熊楠の時代のアンティカリたちは、まさにこのような文化財保護と法整備に奔走していた⁽²⁶⁾。そのような状況を身近に見聞きしていた熊楠が、神社合祀反対運動に際して参考としたのは、当然といえよう。

以上、述べてきたように、熊楠をアンティカリやアンティカリアニズムの世界から再照射することは、熊楠研究に新しい局面を開くのみならず、日本の文化財保護の始まりを明らかにするにも重要なのである。

- (1) 志村真幸「南方熊楠のカニバリズム―モースの大森貝塚からロンドンへ」『他者』としてのカニバリズム」橋本一径編、水声社、二〇一九年。／武内善信「闘う南方熊楠―「エコロジー」の先駆者」勉誠出版、二〇一二年。／中尾優司「大森貝塚と西ヶ原貝塚における南方熊楠の採集と考察」『南方熊楠研究会、二〇一九年八月四日（口頭発表）』。

これらを接続する試みとして、二〇二三年度の南方熊楠研究会夏期例会にて、シンポジウム「南方熊楠と考古学」（二〇二三年八月五日、領塚正浩、牛山英昭、志村真幸、武内善信、西村銅児）を開催した。

- (2) 徳川頼倫については、下記を参照した。林淑姫「徳川頼倫試論（一）―ひと・仕事・時代」『南葵音楽文庫紀要』四号、二〇二一年。／「徳川頼倫」南方熊楠顕彰館、第三七回月例展、岸本昌也、二〇二三年一〇月五日―十一月三日。

- (3) 松居竜五「C・H・リードから南方熊楠への来簡―内容紹介と翻刻・翻訳」『熊楠研究』一一号、二〇一七年。／田村義也・松居竜五・志村真幸・ブラダン・ゴウラン・ガチャラン「南方熊楠自筆資料 大英博物館所蔵フランクスおよびリード宛て書簡」『熊楠研究』一七号、二〇二三年。

- (4) 『改正増補 英和対訳袖珍辞書』堀達之助編、開成所、一八六七年、一八ページ。

- (5) 同。
- (6) 川島昭夫「英国の尚古家―スコット・ボイル・ニュートンも」『日本古書通信』九六二号、二〇〇九年、四ページ。

- (7) 同。

- (8) 同、五―六ページ。

- (9) 武内、前掲書。／橋爪博幸「南方熊楠と「糸田猿神祠」合祀事件」『人間・環境学』六号、一九九七年。

- (10) 『南方熊楠全集』七卷、平凡社、一九七一年、五二〇―五二二ページ。

- (11) 一月一八日掲載分。野村さなえによる翻刻を利用した。

- (12) 『南方熊楠全集』別巻二、平凡社、一九七五年、二三七―二三八ページ。

- (13) 武内、前掲書、二七二ページ。

- (14) 吉永武弘「徳川頼倫と南方熊楠の出会い―ロンドンにおける紀州出身者の集いとその日付問題」『関西英学史研究』一号、二〇〇五年。

- (15) 川島、前掲、五ページ。

- (16) 同、六ページ。

- (17) 同。

- (18) 志村真幸「南方熊楠のロンドン―国際学術雑誌と近代科学の進歩」『慶應義塾大学出版会、二〇二〇年、一六〇ページ』。

- (19) 『南方熊楠全集』八卷、平凡社、一九七二年、二二二ページ。

- (20) 『南方熊楠 土宜法竜 往復書簡』八坂書房、一九九〇年、三三二ページ。

- (21) 『高山寺蔵 南方熊楠書翰 土宜法龍宛 1893-1922』奥山直司・雲藤等・神田英昭編、藤原書店、二〇一〇年、三〇一ページ。

- (22) 竹村亮仁「ロンドン古物学協会ゴーランド・ノートと大英博物館ゴーランド・コレクションとの比較・照合」『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』一三号、二〇一五年。／竹村「ロンドン古物学協会に残る古墳資料―金属製品に関するゴーランド記録」『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』一九号、二〇二一年。

- (23) 『南方熊楠全集』七卷、五五七ページ。

- (24) 一月一八日掲載分。

- (25) 『南方熊楠全集』七卷、五〇八ページ。

- (26) 熊楠がイギリス流の文化財保護をめざしたことが、ドイツ流をとりいれた日本の文化財保護（史蹟名

勝天然記念物保存法」と対立し、徳川頼倫を批判にする姿勢につながった可能性が指摘できよう。

一九二二年の日記については、岡本清造・中瀬喜陽による翻刻資料を利用した。

British Archeology Seen by MINAKATA Kumagusu: Focusing on the Society of Antiquaries of London

Masaki SHIMURA

While MINAKATA Kumagusu (1867-1941) was staying in UK, he had a chance to attend a regular meeting (13, May, 1897) of the Society of Antiquaries of London. TOKUGAWA Yorimichi (1872-1925), the heir of the Lord of Kishu where Minakata's family long lived, accompanied him to this meeting. After the meeting, William GOWLAND (1842-1922), former director of the Nakanoshima Mint in Osaka, explained about the importance of the preservation of the historic sites to the Japanese guests. Kumagusu was then making academic research in the British Museum where he made friends with so called "antiquaries" such as A. W. Franks and C. H. Read, then working as the curator of the major departments of the Museum. The antiquaries at the time were making efforts to enact An Act for the better protection of Ancient Monuments, and Kumagusu who later launched a pioneering natural preservation movement in Japan, was probably deeply inspired by these British antiquaries. It is therefore quite important to redefine the thought and activities of Kumagusu in the context of the British archeology and antiquary movement.

Ⅲ シンポジウム報告

公共空間の再編と生活空間の行方 ——2025 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム——

村澤真保呂¹⁾ 阿部 小涼²⁾ セシル・浅沼 = ブリス³⁾

原口 剛⁴⁾ 清水 耕介⁵⁾ 清家 竜介⁶⁾ 田中 明彦⁷⁾

本報告は、2025 年 1 月 16 日に龍谷大学成就館メインシアターにて開催された、2025 年度国際社会文化研究所シンポジウム「公共空間の再編と生活空間の行方」の概要をまとめたものである。当日は寒波の襲来による不安定な交通状況であるにもかかわらず、学内外から多くの聴衆が来場し、盛況のうちに終了することができた。

本シンポジウムは二部構成でおこなわれ、第一部では 3 名のゲスト・スピーカーによる基調講演、第二部では本学教員のディスカッサント 2 名を交えた討論会と会場との質疑応答がおこなわれた。

本報告では第一部（司会による主旨説明と 3 名の基調講演）の概要を掲載する。

Restructuring of Public Space and the Future of People's Living Space: Overview of the 2024 Research Institute for International Society and Culture Symposium, Ryukoku University

Mahoro MURASAWA¹⁾, Kosuzu ABE²⁾, Cécile ASANUMA-BRICE³⁾
Tsuyoshi HARAGUCHI⁴⁾, Kosuke SHIMIZU⁵⁾, Ryusuke SEIKE⁶⁾, TANAKA Akihiko⁷⁾

This report is a summary of the 2024 Research Institute for International Society and Culture Symposium, “Restructuring of Public Space and the Future of People’s Living Space,” which was held on January 16, 2025 at Ryukoku University’s Joju-kan Main Theater. Despite the unstable traffic conditions caused by the cold wave that day, the event was a great success, with many attendees from both inside and outside the university.

The symposium had two parts: the first part consisted of keynote speeches by three guest speakers, and the second part was a discussion with two of our university’s faculty members as discussants, followed by a question and answer session with the audience.

This report will give an overview of the first part (the moderator’s explanation of the purpose of the symposium and the three keynote speeches).

1) 龍谷大学社会学部教授

2) 琉球大学人文社会学部教授

3) フランス国立科学センター研究員

4) 神戸大学文学部准教授

5) 龍谷大学国際学部教授

6) 龍谷大学社会学部准教授

7) 龍谷大学社会学部教授、2024 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム実行委員長



〈写真〉左から村澤，阿部，ブリス，原口，清水，清家

I. シンポジウム次第

開会（14：00）

開会のあいさつ

田中明彦（社会学部，実行委員長）

主旨説明

村澤真保呂（社会学部，司会）

第一部 基調講演（14：10～15：50）

- ① 阿部小涼（琉球大学）「沖縄基地問題と開発」
- ② セシル＝浅沼・ブリス（フランス国立科学センター）「福島復興政策の現状」
- ③ 原口 剛（神戸大学）「大阪万博とジェントリフィケーション」

第二部 ディスカッション（16：00～17：30）

指定討論

- ① 清水耕介（国際学部）
- ② 清家竜介（社会学部）

質疑応答・全体討論

閉会（17：30）

II. 主旨説明

社会学部教授 村澤真保呂

産業革命と市民革命をつうじて確立された19世紀以後の都市の公共空間は、ながらく下町や同業組合などの地域共同体の生活空間に支えられて発展してきた。しかし第二次大戦後の高度経済成長以後、世界的な都市再開発の流れのなかで、都市の公共空間の再編が進み、地域共同体の生活空間が失われた。とくに1980年代の経済的グローバリゼーション以後の大規模再開発の流れは、大都市だけでなく地方農村さえも飲み込み、共同体と生活空間を劇的に変容させつつある。そこで本シンポジウムは、米軍基地に翻弄されつづけている沖縄、震災と原発事故からの復興の途上にある福島、来年の万博開催に向けた混乱が続く大阪という三つの地域を事例として、現在進行中の公共空間の再編が引き起こす問題と地域住民の生活空間が直面する課題を考えることを目的として開催が企画された。

III. 基調講演（要旨）

1. 「沖縄基地問題と開発」

琉球大学人文社会学部教授 阿部 小涼

廃棄物処分場が出現させる人工島、復興を待つ被災地、返還予定の軍事基地用地。今日の開発主義イデオロギーのターゲットになっているこれらには、共通する「跡地」という性格がある。一般的に、「国土」から利益を生み出そうとする国家プロジェクトとして機能してきた「開発」は、「被災地」や「戦場」にも絡みつく視線として批判する必要がある（「戦場」もまた跡地の欲望で覆われるというごく最近の例は、就任直後のトランプ米国大統領による恐るべきガザ「テイク・オーバー」発言に荒々しく表出したばかりだ）。

規模による集積、財を将来に産み続けよという命令に地主が包摂されること、公的介入がしばしばその前提条件になっていること。「跡地」という共通項として捉えれば、土地空間から資本主義的略奪を反復的に生じさせる「採掘主義」の現場風景が見えてくる。

沖縄では、米軍基地の返還跡地に、無数の未来予想図が詰め込まれてきた。ピカピカのショッピングモールや大学病院、ニュータウンの夢が充満するこれら未来予想図を、しかし、無残なものにしている正体の一つが、汚染である。軍事主義の爪痕である汚染の除去と原状回復は、制度的にも事実上も不可能で、地中に埋め戻したり、あっても構わないと専門家が評価したりするシステムができあがっている。このため社会運動論的な立場からは、「跡地」は、ポストヒューマン時代の環境闘争の空間とも重なる。自衛隊訓練場設置を阻止したうるま市石川の住民闘争や、長期にわたって闘い続けられている辺野古と高江闘争、これから拡大が予見される浦添パルコの海を守る闘いは、私有地・私有財産の持ち主ではない者たちの闘争、すなわち私のものではないものを取り返す闘争となっているのだが、軍事主義の拒否や人間も含まれる自然環境の生存を求める主張は、大袈裟ではなく、ポストヒューマン時代の環境闘争の空間と呼んでみたいところがある。

グローバルな「軍事主義ネットワーク」としての米軍駐留を考察するとき、ジェントリフィケー

ション批判が有効であると示してきたのが、ニール・スミスとその後に継続した批判的地理学の成果であった。暴力による土地収奪と住民の排除、ゲイテッド・コミュニティの建設、国や行政が介入することで地代の格差を操作すること、家賃の高級化によって、事実上の住民の入れ替えを実践すること。これらジェントリフィケーション批判が明らかにしてきた分析枠組みは、沖縄の米軍駐留地の様態を捉えるのにも有効である。

ハイブライナ暮らしを欲望するニュータウンの夢は、駐留米兵の側の欲望の駆動装置でもあった。1955年タイム誌が沖縄を「太平洋のレヴィットタウン」として紹介した時代から、米軍版ニュータウンの夢は、「銃剣とブルドーザ」による強制的な土地接収という「囲い込み」によって執行されたものだ。そして、駐留軍支援という名のオペレーション（軍事作戦行動を意味する）が、宅地、レジャー施設、ショッピングモールなどを整備してきた。このように見ると、沖縄には住民空間と米軍基地空間というふたつの合わせ鏡のように併走するジェントリフィケーションという「平行世界」が形成されていることが判る。そしてこのふたつの世界が接する摩擦面が沖縄の傷として表出する。軍事基地に由来する汚染、原状回復・汚染除去の不履行、レイプ暴力を放置する「不処罰の文化」が即座に想起されるところだ。基地用地に係る地代、すなわち軍用地料は、国が直接的に捜査介入して長期的に経済を歪め、「軍用地でもうかっている」という侮蔑的な視線を助長し続けている。軍用地の外部の民間地域には「基地外住宅」が建ち並び、破格に高い賃料を設定することで事実上のゲイテッド・コミュニティが浸潤しつつある。事態は沖縄に留まらない。沖縄での「負担軽減」を名目とした海兵隊移転計画は、グアムの土地の略奪と開発へと連動しているのである。

平行世界で軍事主義の暴力に対する闘争は、どのような闘争線の引き直し、再定義によって、共闘や連帯が可能なのか、たとえば、ジェンダー解放闘争の、フェンスの越えがたさといったことを、先行研究などの理論に紐付けていくことが、今後の課題となる。

2. 「福島復興政策の現状」

フランス国立科学センター研究員 セシル・浅沼＝ブリス

2011年3月に引き起こされた東京電力福島第一発電所の事故は、先進工業国である日本で発生した深刻かつ大規模な放射能汚染事故として、世界に衝撃を与えた。発表者の出身国であり原発大国であるフランスでも、日本で起こった原発事故は深刻に受け止められ、現在すすめられている復興政策も大きな関心をもって注視されている。発表者は日本滞在のフランス人研究員として、長らく事故周辺地域の復興作業の現場でフィールドワークをおこなってきた。今回の発表では、発表者が中心になって発足した研究機関（Mitate Lab.）がおこなった調査研究をもとに、復興の現状とそこで目の当たりにしたさまざまな問題について報告する。

今回の報告に先立って、福島原発事故とその復興は、現在の専門化が進んだ学術界に大きな問題を提起したことを指摘しておく。つまり、その研究には自然科学や疫学だけでなく、都市計画や心理学、リスクコミュニケーションといった多様な学術分野の協力体制が欠かせないということである。というのも復興の当事者は政府でもなければ東京電力でもなく、ましてや物理学者や疫学者でもなく、まさしくそこに暮らしていた住民であり、したがって復興政策を評価するには、住民の視

点に立った研究が必要となるからである。しかし、この点は政府にも学術界にも適切に理解されているとは言いがたいため、ここであらためて強調しておきたい。

政府によって帰還困難区域とされた地域では、現在も除染作業が継続されている。それでも政府は住民に帰還を呼びかけているが、除染作業によって現地の景観は大きく変化している。すでに21.5兆円をかけて1300万立方メートルの汚染土壌が取り除かれたが、それによって以前は畑や小屋があった場所が、あらたに集合住宅や郊外住宅の建設地となり、大規模な工事がおこなわれている。このことは復興政策において住民の視点が欠如していること、さらには災害研究や心理学研究の成果がまったく無視されていることをよく示している。その場所にはかつて、現地の人々が育ってきた光景が広がっており、そこには近隣コミュニティの人間関係や祖先からの家族の歴史が反映されていた。したがって、その光景が一変することは、その地に暮らしてきた人々の生活様式を激変させるばかりか、彼らがその土地に暮らしてきた記憶をも失わせるものであり、それはフランスの哲学者ドゥルーズとガタリの言葉である「存在の場所 (territoires existentielles)」、すなわち自身の実存と結びついた場所の記憶を奪うことだからである。

2011年の事故直後には、原発周辺の多くの地域に避難指示が出され、住民たちは避難所生活を余儀なくされた。しかし政府は現地で土壌の除染と再開発を進め、2014年から2020年のあいだにそれらの地域の避難指示を解除し、帰還を呼びかけている。しかし、帰還に応じる人々は少なく、ほとんどが別の場所に移転しているのが現状である。その理由には残留放射能の線量が高いこともあるが、復興政策が進めた再開発の結果、現地の町並みや光景が一変し、見知らぬ空間になってしまっていることが大きい。

事例として事故現場にもっとも近い場所で、地震と津波、原発事故によって大きな被害を受けた浪江町を挙げる。浪江町が2020年9月に7,434世帯を対象としておこなった調査によると、回答した4,359世帯のうち、「戻りたい」と答えたのはわずか10.8%にすぎず、過半数の54.5%が「戻らないと決めた」と回答している。さらに「戻りたい」と答えた人の72%は50歳以上の人々で、若者は帰還する意図がきわめて乏しいことが明らかになっている。

この調査結果に慌てた政府は、復興地域の住民を獲得するために、原発に隣接する自治体の住民だけでなく、他府県からの移住者にたいしても補助金を提供することを決めた(2021年)。そのような措置をしても、浪江町の人口は原発事故以前のわずか9.1%にとどまっている。

このように住民がほとんどいない状況であるが、現地では着々と商業施設や公共施設の大規模建設が進められている。たとえば浪江町中心部では、商業施設にくわえて子ども向けの屋内遊技場や図書館、高齢者向けの健康施設からなる複合施設が建設され、ほぼ無人の状態で開催されるという異様な光景が広がっている。そして建築家の隈研吾たちが関わり、駅と集合住宅とショッピングセンター、企業オフィスの複合施設が計画され、2026年に完成する予定である。しかしこの計画は、現地の人々からも強い反対意見が提出されている。稲作農家を営み、村の共同体に支えられて生活していた元住民にとって、計画されている集合住宅は、消費に依存したライフスタイル(食料の栽培が不可能であったり、電力に依存したりする)と孤立を強いることになり、まったく実情に即していないことが懸念されている。さらに、そこで計画されているショッピングセンターは大資本の全国チェーン店を想定しており、現地の零細事業者は蚊帳の外に置かれ、したがって現地の経済事情にも即していないばかりか、それを破壊することも懸念されている。

このようなニュータウンが、住民がほとんどいない地域に建設されるのは、世界的にみても稀である。現状の復興政策については、その生産主義的な方向性に強い懸念を抱かざるをえない。それは近代の古い都市モデルにもとづくもので、自然と共生した生活の発展を目指すのではなく、過剰消費社会に住民を強制的に適合させようとするものである。福島原発事故の復興にあたっては、そこに住んでいた人々の生活をどう復興するか、という基本的な視点から再考する必要があるだろう。

3. 「大阪万博とジェントリフィケーション」

神戸大学文学部准教授 **原口 剛**

本発表では、今年開催される大阪万博について、以下の主題について述べる。すなわち、大阪万博には①人間に対する暴力（ジェントリフィケーションと立ち退き）があり、②自然に対する暴力（海の埋め立てや地下の掘削）があり③差別・排除の原点（帝国主義と植民地）がある、という主題である。

そもそも大阪万博は、世界平和や共生の理念を掲げながらも、実際には経済的・政治的利益に覆い尽くされている。ほぼ13兆円にまでふくれあがった万博開催費用は、そのほとんどがリニア中央新幹線、地下鉄延伸、夢洲の工事といった建設事業と深く関連している。つまり建設事業（および開催後のカジノ開設）が目的であって、万博はその手段にすぎない。このことはすでに多くの住民が知るところである。

1980年代以後、世界中で万博や五輪などのメガイイベントは、ジェントリフィケーションと呼ばれる都市再開発のための手段として利用されてきた。つまり自治体がメガイイベントを名目として、特定の都市空間に再開発計画を立て、そこに住んでいた貧しい生活者を追い出し、大資本が商業施設やオフィスビルを建設して利潤を上げる、という一連の過程である。すでに大阪万博では行政が釜ヶ崎でリゾートホテルの建設を計画し、その妨げになる野宿者たちを追い出すために、大阪府は彼らの生活を支えてきた釜ヶ崎センターを暴力的手段に訴えて閉鎖した。

このような排除と暴力は、じつは大阪では以前から進められてきた。たとえば1987年に開催された天王寺博覧会では、天王寺公園の野宿者たちを排除するために、公園全体を檻のような壁で囲い、夜間の立ち入りができないようにした。その結果、公園は一般客にとっても利用しづらくなり、無人の光景が広がるようになった。2015年に壁は取り除かれたが、その代わりに商業施設が公園を埋め尽くすようになり、かつての憩いの場は消費の場へと変容した。これらの事例は、博覧会がいったい誰のためのものか、都市の公共空間は誰のためにあるのか、という問題を提起している。

次に自然に対する暴力について述べたい。大阪万博でも夢洲の開発が話題になっているが、じつは阪神地区は世界的に有数の大規模人口島の開発で知られる。人口島面積の世界トップ10の3つ（関西国際空港、六甲アイランド、神戸アイランド）が阪神地区で占められている。

1960年代に日本の高度経済成長が始まったころ、インフラ整備の公共事業は、経済発展のための手段であった。しかし経済成長が滞り始めた90年代になると、公共事業はそれじたいが目的になるという倒錯した事態が識者から指摘されるようになった。これは高度経済成長時の政治・経済

モデルが定着し、日本全体がそこから脱却することができなくなったことを示している。そして今回の大阪万博とそこで進行しているジェントリフィケーションは、その事態を克服するどころか、逆にますます悪化させる方向にあることは誰の目にも明らかだろう。

ここで私たちに何が問われているのか？それを人類学者のデヴィッド・グレーバーを参照して言えば、ひとつは「とち狂った建設 batshit construction」である。「なんらかの歯止めをかけなければ、すべてが狂ってしまうのは明らかなのです。世界各国の首脳…はまさに金融緩和の乱発によって大金を注ぎ込み、この手の完全にとち狂った建設を築いているのです。そして、これを推進している人間は、ほとんど常に右翼ポピュリストです。だから結果として、とりわけ政治的意図がそこに絡んでくるため、現実にはだれも望んでいないインフラストラクチャーという狂気の産物が生み出されてしまう」（『福音と世界』2022年1月号、38頁）。

もうひとつは「単純な、けれども忘れられやすい原理」、すなわちケアの忘却である。「多くのフェミニスト経済学者が指摘しているように、すべての労働はケアリング労働だとみなすこともできる。というのも、例えば橋をつくるのであっても……つまるところ、そこには川を横断したい人びとへの配慮（ケア）があるのだから」（『ブルシット・ジョブ』岩波書店、2020年、308頁）

現在、大資本とそれに結びついた政界によって、世界中の都市空間——すなわち人々の公共空間であり生活空間——が建設という物理的な仕方で大規模に私物化され、市場化され、そこに生きる人々の手から収奪されている。だからこそ大阪万博をはじめとする巨大公共事業に対しては、「誰のための、なんのための建設か」がつねに問われなければならない。

『国際社会文化研究所紀要』 執筆要領

1. 「国際社会文化研究所紀要」に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等（以下「論文資料等」という。）は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 論文資料等の字数（参考文献の記述は除く。）は次のとおりとする。

論文	和文	原則 20,000 字
	和文以外	原則 6,000 words
研究資料 研究ノート	和文	原則 12,000 字
	和文以外	原則 4,000 words
書評	和文	原則 6,000 字
	和文以外	原則 2,000 words

3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
4. 論文資料等は、電子媒体により提出することとする。また、別に定める「原稿提出表および電子化による公開許諾書」の添付を必要とする。
5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。
6. 研究代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末まで（研究期間終了後6ヶ月以内）に、論文資料等を提出しなければならない。ただし、「国際社会文化研究所 叢書出版要領」に定める叢書の出版意思表明をした場合または2024年度以降に開始する指定研究において、国際水準の学術雑誌にオープンアクセス論文の掲載の意思表明をした場合には、論文資料等の提出を免除する。
7. 研究期間2年以上の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間中に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。
8. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
9. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
10. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
11. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権（注1）及び公衆送信権（注2）の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。
注1 複製権：著作物を有形的に複製することに関する権利
注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
12. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
13. 本要領は2024（令和6）年2月26日から適用する。

以 上

附則 1998（平成 10）年 6 月 17 日運営会議決定
附則 2003（平成 15）年 1 月 16 日運営会議改正
附則 2006（平成 18）年 4 月 26 日運営会議改正
附則 2009（平成 21）年 3 月 2 日運営会議改正
附則 2010（平成 22）年 3 月 10 日運営会議改正
附則 2016（平成 28）年 7 月 19 日運営会議改正
附則 2018（平成 30）年 6 月 26 日運営会議改正
附則 2020（令和 2）年 5 月 27 日運営会議改正
附則 2022（令和 4）年 3 月 25 日運営会議改正
附則 2023（令和 5）年 7 月 26 日運営会議改正
附則 2024（令和 6）年 2 月 26 日運営会議改正

国際社会文化研究所紀要 第27号

2025年 6 月30日発行

編集・発行 龍谷大学国際社会文化研究所
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
TEL 075-645-7922

制 作 協 和 印 刷 株 式 会 社
